

平成16年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年 3月 9日
開会 9時59分 閉会 17時00分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委 員 (20名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁
16 中野敏勝	17 永井繁樹	19 千葉幹雄	20 大野和政	21 瀬瀬太郎
 - ② 委員長 伊東昭雄
 - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫	給食センター所長 加藤光人
監査事務局長 森 広幸	農業委員会事務局長 長屋忠弘	
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
4. 審査事件 平成16年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
5. 審査結果 一般会計質疑
6. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 伊 東 昭 雄

議事の経過

(平成 16 年 3 月 9 日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（伊東昭雄） ただいまより、予算審査特別委員会を開催いたします。

審査に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

このたび、不肖、私が予算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、審査の重要性をご理解いただきまして、与えられました職責を全ういたしたいと思っておりますので、委員会運営につきまして皆様の特段のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方についてご確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出、1 款議会費より 13 款予備費まで、1 款ごとに区切り、審査いたしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入りまして、それから終わりますから、歳入・歳出の総括的な質問をお受けいたしたいと思います。

なお、質問に当たっては、必ずページ数と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質問については、第 1 発言者が発言を終わったのち、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、各会計ごとに審査してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、答弁に立たれる説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成 16 年度幕別町一般会計予算から、議案第 9 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 議案を一括議題といたします。

最初に、議案第 1 号、平成 16 年度幕別町一般会計予算の審査に入らせていただきます。

それでは、予算積算基礎、並びに歳出 1 款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） はじめに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成 16 年度の予算概要について、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。

平成 16 年度会計別予算額の総括表としまして、平成 16 年度当初予算額と平成 15 年度当初予算額、並びに増減及び増減率を掲載しております。

以下、4 ページまで同様に当初予算額で比較をした表になっております。

なお、平成 15 年度は統一地方選挙の年で、当初予算は骨格編成でありましたことから、選挙後の 6 月補正予算によりまして、政策予算などの肉付けがなされておるところであります。このため、6 月補正後と比較しました表を別に配布いたしておりますので、そちらの方で説明をさせていただきたいと思います。A 4 版の 2 枚綴りになっております表なのですが、左の上の方に、予算積算基礎資料と四角で囲ってある資料でご説明申し上げたいと思います。

1 ページをご覧くださいと思いますが、平成 16 年度会計別予算額総括表であります、一般会計のほか、7 特別会計と 1 事業会計の合わせて 9 会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成 16 年度当初予算額は 219 億 3,595 万 5,000 円となりまして、平成 15 年度当初予算額と比較いたしますと 5.5%の増となっております。

また、6 月補正後予算額との比較では、2.5%の増となっております。

なお、予算編成に当たりましては、一般消耗品費につきましては原則 5%の減額、町長交際費等各

機関の交際費は10%の減額、そのほか、旅費規程に見直し、特殊勤務手当の廃止など、人件費や物件費の見直しを行い、経常経費の節減に努めたところであります。

それでは、各会計別に、前年度と比較した増減内訳についてご説明いたします。

1番上の一般会計につきましては、122億6,772万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして、1.6%の増であります。詳細につきましては、後ほど、2ページ、3ページの款別予算額の中で説明申し上げたいと思っておりますけれども、主な要因としましては、先ほども申し上げましたように、前年度は骨格編成でありましたことから増となっております。

なお、政策予算を肉付けしました6月補正後との比較では、1.8%の減となっております、4年連続の減となったところであります。

次に、国民健康保険特別会計は、23億6,148万4,000円で、当初費1.3%の増であります、6月補正後との比較では0.4%の減であります。主なものとしましては、保険給付費の増及び介護給付金の増によるもののほか、老人保健拠出金については減、及び繰上充用金が減になっていることなどによるものであります。

次に、老人保健特別会計は、26億4,160万8,000円で、0.5%の減で、前年度とほぼ同規模になっておりますけれども、6月補正後と比較しますと、1.5%の減となっております。主に医療給付費の減などによるものであります。

次に、介護保険特別会計は、11億2,724万6,000円で、5.3%の増であります。6月補正後の比較でも、5.1%の増となっております、主に介護サービス給付費の増などによるものであります。

次に、簡易水道特別会計は、1億1,438万3,000円で、44.2%の減であります。6月補正後の比較では、45.6%の減であります、新和簡水の施設改修に係る負担金が終了したことによる減が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、20億7,705万9,000円で、41.2%の増であります。6月補正後の比較では、34.7%の増であります。主な要因は、北栄地区区画整理事業関連工事及び道道幕別大樹線立体交差事業関連工事など、建設事業費の増によるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は、391万9,000円で、前年度と同額であります。起債償還利子分であります。

次に、個別排水処理特別会計は、1億5,397万5,000円で、6.3%の減であります。6月補正後の比較でも6.3%の減であります。要因は、維持管理費及び公債費の増はありますけれども、建設事業費の減によるものが大きいものであります。なお、本年度は、合併浄化槽設置工事30戸分を計上しております。

次に、水道事業会計は、11億8,855万9,000円で、前年度当初比較では45.4%の増であります。6月補正後の比較では、37.7%の増となっております。

下の表の再計というところにありますように、このうち、3条予算である収益的支出につきましては、当初比較及び6月補正後比較とも13.2%の増となっております、十勝中部広域水道事業団の責任受水量の増に伴う受水費の増が主なものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては、当初費117.1%の増であります。6月補正後の比較では83.8%の増となっております。十勝中部広域水道事業団の受水に伴う施設整備費の増が主なものとなっております。

続きまして、2ページ、3ページにあります平成16年度一般会計歳入歳出款別予算額について、ご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について、主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度当初比較では、増減欄にありますように4.1%の増であります、6月補正後との比較では、1.2%の減で計上しております。税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の方でご説明申し上げたいと思っておりますので、3ページの下の方をご覧くださいと思います。

1 項の町民税から 6 項の特別保有税まで、それぞれの予算額を計上しておりますが、6 月補正後との比較で申し上げたいと思います。

まず 1 項の町民税につきましては、前年度に比較しまして 9.3%の減で計上しております。景気の低迷によりまして、個人所得の伸びが見込めないことや、農業所得については、前年度ほどの増が見込めないことなどが、主な要因となっております。

2 項の固定資産税につきましては、住宅の新築による増などから 5.8%の増で見込んでおります。

3 項の軽自動車税につきましては、保有台数の増加を見込み、6.2%の増。

4 項の町たばこ税は、喫煙率は低下しているものの、昨年の税率改正による増の影響が大きいということから、9.1%の増。

5 項の入湯税は、前年度の利用客の実績見込み等から 1.8%の増。

6 項の特別土地保有税は、昨年の税制改正によりまして課税を行わなくなりましたことから、99.3%の減であります。

以上、合計しまして、1.2%の減となっております。

2 ページの方にお戻りいただきまして、2 款地方譲与税につきましては、三位一体の改革による税源移譲分である所得贈与税が 4,000 万円分などを見込みまして、6,000 万円の増。率では 22.6%の増となっております。

4 款の配当割交付金は、平成 15 年度の税制改正により新設されました交付金で、株式等に係る配当所得割額については、平成 16 年 1 月 1 日から、特別徴収により徴収されることになりまして、道府県に納入されることとなります。この道府県に納入された配当割額の 95%の 3 分の 2 が市町村に交付されることになりまして、本年度は 200 万円を見込んでおります。

5 款の株式等譲渡所得割交付金は、4 款の配当割交付金と同様に交付されることになっておりまして、120 万円を見込んでおります。

6 款の地方消費税交付金から 10 款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後の社会経済情勢等を勘案の上、前年同額、あるいは若干の増を見込んでおります。

11 款の地方交付税につきましては、前年度比 7.5%の減で計上しております。これは平成 16 年度の地方財政計画におきまして、地方交付税の総額が前年度対比 6.5%の減と、4 年連続の減額となっておりますことから、前年度の交付実績等を考慮しまして減額計上いたしております。

なお、普通交付税分につきましては、前年度交付された実績額と比較しますと、10%の減で計上をいたしているところであります。

13 款の分担金及び負担金は、48.0%の増であります。主に、道路橋梁工事負担金の増及び土地改良事業分担金の増によるものであります。

14 款の使用料及び手数料であります。14.6%の増であります。主な要因は、ごみ処理手数料の増によるものであります。

15 款の国庫支出金であります。19.9%の増になっております。道路橋梁整備、街路事業、公営住宅建替えに係る補助金の増のほか、保育所運営費負担金については減、それからリフト整備費の減などによるものであります。

16 款の道支出金は、20.2%の減になっております。主に、農業生産総合対策事業などに係る農業費補助金の減とか、先ほど申し上げました保育所運営費負担金の減などによるものであります。

17 款の財産収入であります。99.8%の増であります。主に、町有地の売り払いにより増を見込んでおります。

19 款の繰入金につきましては、40.1%の増であります。財政調整基金及び減債基金繰入金の増によるものであります。

21 款の諸収入であります。42.2%の減となっております。札内南大通、札内 9 号南通街路事業に係る受託事業収入の減によるものであります。

22 款の町債は、40.1%の増であります。公営住宅建設、道路橋梁整備費に係る起債の増のほか、平

成7年度、8年度減税補てん債の借り換えに伴う増が主なものとなっております。

次に、歳出であります。3ページをご覧くださいと思います。

はじめに、歳出の合計であります。前年度当初比較では1.6%の増、6月補正後との比較では1.8%の減となっております。

それでは、主なものにつきましてご説明いたします。

なお、比較につきましては6月補正後との比較で申し上げたいと思います。

1 款の議会費につきましては、前年度当初比較では6.8%の減であります。期末手当の減及び道外研修に係る費用弁償の減が、主なものとなっております。

2 款の総務費につきましては、7.6%の増であります。明野近隣センター建替事業の増などによるものであります。

3 款の民生費につきましては、6.4%の増であります。重度心身障害者医療費扶助及び乳幼児医療費扶助の増、保育所の乳幼児保育児の増加に伴う増などが、主なものとなっております。

4 款の衛生費につきましては、12.0%の増であります。主に、十勝中部広域水道責任水量の拡大に伴う出資金等の増。それから省エネルギー事業化調査の実施に伴う増であります。

5 款の労働費につきましては、11.9%の減であります。高校新卒者などの緊急雇用対策事業に係る対象人数につきまして、3名ほど減をしていることが主なものであります。

6 款の農林業費につきましては、1.7%の減であります。農業生産総合対策事業費の減などのほか、糠内農道整備事業の実施、及び栄地区農道計画樹立に係る増などによるものであります。

7 款の商工費につきましては、前年度とほぼ同額であります。

8 款の土木費につきましては、24.5%の減であります。札内南大通、札内9号南通に係る街路受託事業費の減のほか、北栄区画整理事業関連の事業の増、公営住宅建設事業の増などによるものであります。

10 款の教育費につきましては、11.1%の減であります。明野ヶ丘スキー場リフト整備事業の減、ふるさと館屋根改修事業の減などによるものであります。

11 款の公債費につきましては、12.9%の増であります。平成7年度、8年度に借り入れしました減税補てん債の一括償還年に当たりますことから、大きく増となっておりますけれども、その分を除きますとほとんど前年と同額となっております。

12 款の職員費につきましては、2.4%の減であります。昨年度の給与改定に係る減などによるものであります。

13 款の予備費につきましては、前年同額であります。

一番下の災害復旧費につきましては、皆減であります。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものにつきましては、6月補正後との比較で申し上げます。1の人員費につきましては、6月補正後との比較では1.5%の減でありまして、要因は先ほどの歳出12款の職員費と同様、給与費の減によるものであります。

2の扶助費につきましては、13.6%の増となっております。これは民生費で説明いたしましたとおり、重度心身障害者医療費及び乳幼児医療費扶助の増などが主なものとなっております。

3の公債費につきましては、12.9%の増であります。先ほどご説明しました、平成7年度、8年度に借り入れをしました減税補てん債の一括償還のため増となっております。

4の物件費につきましては0.8%の増となっております。経常的な経費、特に消耗品費、旅費について、節減に努めたところではございますけれども、ごみ収集委託料の増などによりまして、若干の増となっております。

次に、飛びまして6の補助費につきましては、4.7%の増であります。合併協議会負担金の増、それから十勝中部広域水道企業団負担金の増が主な要因となっております。

7の投資及び出資金につきましては、584.8%の増であります、主に水道事業会計出資金の増によるものであります。

飛びまして、10の繰出金につきましては21.9%の減となっております。主に簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計への繰出金の減によるものであります。

12の投資的経費につきましては、15.5%の減であります。このうち、補助事業につきましては40.5%の減となっております、農業生産総合対策事業の減だとか、街路受託事業の減、明野ヶ丘スキー場リフト整備事業の減などのほか、札内駅南北線交通安全施設事業については増、本町公営住宅建設事業についての増などによるものであります。

次の、単独事業につきましては10.0%の増となっておりますけれども、明野近隣センターの建設、これは道営畑総等の土地改良事業等の増によるものであります。

以上で、予算積算の基礎資料の説明を終わらせていただきまして、はじめに見ていただきました予算積算基礎に戻っていただきまして、5ページをご覧くださいと思います。

予算積算基礎の5ページの方になりますけれども、5ページ以降につきましては、歳入の説明などのほか、歳出の具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、詳細についての説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わらせていただきまして、引き続きまして、別冊の一般会計予算書の1ページの方をお開きいただきたいと思います。

予算書の1ページに、平成16年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

この中で、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6,772万2,000円と定めるものであります。

2項では、歳入歳出予算額の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、第1表歳入歳出予算によることとしまして、次の2ページから6ページまでに定めているものであります。

第2条につきましては、債務負担行為について。

また、第3条については、地方債について、それぞれ定めるものであります、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

次の4条では、一時借入金の借入最高額を、本年度も昨年度と同様に、30億円と定めるものであります。

次に、7ページをご覧くださいと思います。

先ほどの第2条関係になります、上の表、第2表債務負担行為にありますように、広報誌を編集するシステムの借り上げにつきましては、平成17年度から20年度までの4年を期間としまして、255万2,000円を限度額としまして、債務を負担する行為ができると定めるものであります。

次の空気清浄機借上料につきましても、同じく4年間、限度額54万円の債務負担を設定させていただくものであります。

次の家屋評価管理システム借上料につきましても、同じく4年間、限度額244万8,000円の債務負担を設定させていただくものであります。

次の教育用コンピューター購入でありますけれども、これにつきましては、北海道市町村備荒資金組合を通じましてコンピューターを導入するものであります、これも同じく4年間、限度額1,520万円の債務負担を設定させていただくものです。

次の明野ヶ丘スキー場リフトの管理委託については、同じく4年間、限度額1,263万6,000円の債務負担を設定させていただくものです。

次に、下の表、第3表地方債であります。

先ほど説明しました1ページの第3条関係になりますけれども、本年度は、1番上の幕別北コミュニティセンター外構整備事業から、1番下の減税補てん債借換まで、合計28事業、15億6,650万円の地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、ここに記載されているとおりでございます。

それでは次に、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

60ページ、歳出議会費であります。

なお、予算積算基礎の説明の際にも申し上げましたけれども、歳出におきましては、1款議会費を含め、各款にわたりまして、原則として、一般消耗品費については5%の減額、町長交際費等各機関の交際費については10%の減額、そのほか人件費、物件費の節減など、経常経費の抑制に努めておりますことを申し上げまして、ご理解をいただきたいと思います。

それでは説明させていただきます。

1款議会費、1項議会、1目議会費、9,731万9,000円。

本目は議員報酬ほか各種議会運営に係る経費であります。前年度比較714万8,000円の減となっておりますが、3節の議員手当の減及び9節旅費で、道外研修に係る費用弁償分が減となっております。

61ページ、10節の交際費につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、前年比10%の減額となっております。以下につきましては、議会運営に係る経費であります。

以上で、予算概要の説明及び1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、予算積算基礎及び1款議会費、合わせて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようでございますので、予算積算基礎及び1款議会費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

63ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4,992万3,000円。

4節の共済費、7節賃金につきましては、事務補助並びに宿日直業務に係る経費、9節の旅費につきましては、前年比40万円の減額となっております。10節交際費は議会費でも申し上げましたが、10%の減、24万円の減額であります。

次、64ページになります。11節需用費につきましては、事務用消耗品費のほか、庁舎に係る光熱水費などが主なものであります。12節役務費につきましては、郵便料・電話料などでありまして、65ページ、13節委託料であります。顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び訴訟代理に係る委託料などでありまして、14節の使用料及び賃借料は、細節2の複写機借上料、細節6の給与人事管理システム借上料などが主なものとなっております。

66ページをご覧ください。2目広報広聴費、930万9,000円。

11節の需用費の、毎月発行いたします広報に係る印刷製本費が主なものであります。また、14節の広報誌編集システム借上料につきましては、本年度導入するものであります。印刷経費の節減を図るために導入するものであります。

3目の財政管理費につきましては、63万2,000円。

次のページの67ページ、11節需用費の印刷製本費で、予算書の印刷が主なものとなっております。

4目会計管理費、217万7,000円。

本目は出納室関係に係る費用で、7節の臨時職員の賃金、及び11節需用費の印刷製本費は、決算書の印刷が主なものであります。

68 ページ、5 目一般財産管理費、3,108 万 4,000 円。

本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理費用となっております。前年度に比べまして、482 万 9,000 円の増となっておりますが、11 節需用費で、幕別中央会館、中央合併協議会が入っておりますけども、施設に係る光熱水費の増のほか、次のページ、69 ページになりますけど、細節 13 の庁舎耐震改修事業実施設計委託料につきましては、平成 15 年度の耐震診断によりまして、新基準を満たしていないと判断されましたことから、補強工事を実施するための設計委託料の増を見込んでおります。18 節備品購入費につきましては、省エネに係ります備品の購入費の増などが主なものとなっております。28 節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計の繰出金でございまして、札内 9 号南通用地取得事業の起債利子に係る費用に充てるための繰出金であります。

6 目の近隣センター管理費、8,019 万円。

本目につきましては、39 カ所の近隣センターと、5 カ所のコミセンの管理運営に係る費用であります。前年比 1,591 万 7,000 円の増となっておりますけれども、増の要因につきましては、次のページ、70 ページになりますが、13 節の委託料で、幕別北コミセンの管理委託料の増のほか、71 ページの 15 節工事請負費になりますが、幕別北コミセン及び千住西近隣センターに係る外構工事の増が主なものとなっております。

7 目の庁用車両管理費、1,110 万 4,000 円。

本目は福祉バス 2 台、集中管理車両 20 台など、合計しまして 28 台の車両維持管理費用であります。

72 ページ、8 目町営バス運行費、640 万円。

本目は幕別駒島間の町営バス運行に係る費用でありまして、次の 73 ページの 13 節、町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目の町有林管理費、185 万 6,000 円。

本目は町有林の管理費用で、前年比 1,608 万 8,000 円の減であります。15 節の町有林整備工事につきましては、本年度、下草刈り 12.84 ヘクタールを実施いたします。

10 目の町有林造成費、1,625 万 2,000 円。

前年比 1,096 万 7,000 円の増でありますけれども、本目は町有林の造成に係る費用で、15 節の町有林造成工事につきましては、本年度、皆伐 12.76 ヘクタール、地拵え 8.02 ヘクタールを実施いたします。

74 ページ、11 目企画費、612 万 8,000 円。

本目は主にコミュニティ事業及び広域行政に係るものであります。前年費 221 万 2,000 円の減となっておりますけれども、昨年は和太鼓の購入に係るコミュニティ助成事業補助金がありましたが、これが減ったこと。それから、国際パークゴルフ協会の補助金につきましては、縮減しましたことが主な減の要因となっております。

次のページ、75 ページ、12 目支所出張諸費、413 万 8,000 円。

本目は札内支所及び糠内・駒島各出張所に係る費用で、7 節賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金のほか、事務用経費が主なものとなっております。

76 ページ、13 目職員厚生費、799 万 3,000 円。

本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。166 万 4,000 円の減となっております。8 節の報償費は新設でありまして、職場内研修を実施するための講師謝礼を見込んでおります。9 節の旅費につきましては、研修に係る旅費等でありますけれども、条例改正に伴う減のほか、本年度から研修項目の見直しを行いまして、海外研修をとり止めるなど、経費の節減に努めております。それとともに、見直しとしまして 8 節報償費の方に講師を招きまして、多くの職員が研修を受けられる体制とするなど、少ない経費の中で、研修機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。11 節の需用費では、女子事務服や作業服の廃止を行いまして、経費の節減を図ってまいります。12 節の役務費につきましては、人間ドック 189 人、健康診断としましては、延べ 270 人分計上をしております。職員の健康に配慮していくこととなります。13 節の委託料につきましては、専門的研修としましての講

師を派遣いただいて、講師の委託をするものであります。これも研修機会の拡大を図るものでございます。

次に、14目公平委員会費、4万7,000円。

本目は公平委員会開催に係る経費となっております。

77ページ、15目交通防災費、6,914万5,000円。

本目は交通安全対策・防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。1節の報酬につきましては、交通安全指導員27名分の報酬が主なものであります。7節賃金は、交通安全推進1名の費用であります。11節需用費につきましては、細節4の交通安全啓発関係消耗品費のほか、つぎのページ、細節7では防災対策消耗品費、及び細節21の防犯灯の電気料などが主なものとなっております。13節委託料では、細節5の環境調査分析委託料であります。大気汚染・河川水質・騒音・ダイオキシン調査などを行うものであります。次に79ページ、15節の工事請負費であります。防犯灯の新設を30灯、器具更新50灯分であります。19節の細節5、生活安全推進協議会補助金につきましては、本年度交通安全協会・交通安全推進委員会・防犯協会の3会を統合しまして、新たに同協議会へ補助するものであります。

16目の諸費につきましては、4,299万3,000円。

前年比1,019万7,000円の増でありますけれども、本目は1節報酬の公区長報酬など、公区運営関係経費だとか、次のページ、80ページ、19節につきましては各種負担金補助金及び交付金など、他の科目に属さない経費の支出科目となっております。なお、細節13の十勝中央合併協議会の負担金が、主な増分ということになっております。24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金として、10株分の計上をしております。

17目の基金管理費、345万7,000円。

本目は各種基金から生じる利息、あるいは寄付金等をそれぞれの基金へ積み立てるものであります。

82ページ、18目の電算管理費、2,504万3,000円。

本目は電算処理業務に係るものであります。前年比1,189万6,000円の減となっておりますけれども、昨年は自治体間を結ぶ総合行政ネットワークシステム導入いたしましたけれども、完了によりまして減となっております。

83ページ、19目近隣センター建設事業費、3,016万9,000円。

明野近隣センター建て替えに係る事業費であります。

次の84ページ、2項徴税費、1目税務総務費、228万9,000円。

1節の固定資産評価審査委員会委員等の報酬のほか、賦課事務等に係る臨時職員の賃金、事務用経費が主なものとなっております。

2目の賦課徴収費、1,763万円。

本目は賦課徴収に係る費用で、580万3,000円の増となっておりますけれども、要因につきましては、次の85ページ、13節委託料の細節8、標準値不動産鑑定委託料のほか、細節9の路線価の設定に係る費用の増が主なものとなっております。

次の86ページになります。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、480万8,000円。

本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。13節委託料の住基ネットワークシステム関係費用、それから87ページの14節の複写機借上及び住基ネットワークシステム機器借上に係る費用が主なものとなっております。

4項の選挙費、1目選挙管理委員会費、36万3,000円。

本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

88ページ、2目参議院選挙費、598万9,000円。

本目は平成16年7月執行予定の参議院議員選挙に係る費用であります。

次に90ページをご覧いただきたいと思いますが、上の知事道議選挙費及び次の町長・町議選挙費は

廃目となっております。

5項統計調査費、1目統計調査費 298万4,000円。

本目は各種統計調査に係る費用であります。

91ページになります。6項監査委員費、1目監査委員費、301万3,000円。

1節の監査委員報酬、以下監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 80ページ、1項総務管理費、16目諸費、1節の報酬の細節5のところでありませぬ。

使用料等審議会委員報酬、30人、57万3,000円が計上されておりますけれども、これは去年はなかったことではないかと思うのでありますけれども、この使用料等の審議会ということで、どういう使用料について審議をされるのか、そしてどういう目的で審議をされていくのかということをお聞かせいただきたい。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただいまの使用料等審議会委員の報酬の関係でございますけれども、ただいま、使用料等につきましては、庁舎内の中に、減免規定の見直しだとか、そういったものの研究会を設けてまして検討している部分と、それから水道使用料・下水道使用料、そういったところの使用料の見直し、これは行政改革推進大綱の中にもありまして、定期的な見直しをするべきだというご意見などもありまして、16年までの一定の考え方を出すというようなこともあります。

そのようなことから、使用料等審議会等に諮るべき事項、これができたときに対応していきたいということで計上しております。

○委員長（伊東昭雄） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 他町村で、町の公的な施設について、使用料を、負担を求めていくというふうな形になっているわけでありませぬけれども、そういうこともこういうところで審議をされていくのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 総務部長。

○総務課長（菅 好弘） ただいまのご質問でございますけれども、各町村の中には、それぞれ新たに使用料を賦課しようとする部分等もあります。そういったことも含めまして、使用料のあり方、受益と負担のあり方についての検討を、今、進めているというところでございます。

○委員長（伊東昭雄） ほかにございませぬか。

野原委員。

○3番（野原恵子） 89ページ、2目参議院選挙の11節需用費のところだと思うのですが、参議院選挙がされることになっておりますけれども、この中で、投票所の改善ということで、今、高齢者の方々の車いすですとか、そういう方で、一人で投票には行けないという方が、この間、何人か相談がありまして、投票所に車いすが入れるような設備、できるかどうか。その点、お聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただいまの、車いすの方が投票所に行けるのかということでございますけれども、それぞれの施設、十分でないところも確かにあるかと思っておりますけれども、今、スロープなどはほとんどつくようになっておりまして、大きなところにつきましてはそういった対応で十分かなというふうに思いますし、また、今年、選挙制度の改正が行われまして、そういう投票なども、ある程度自由に行われるような部分もありますので、そういったことで周知を図りながら、できるだけご不便をかけないように、また、投票所の改善につきましては、つぶさに会場を見まして、対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番(野原恵子) 高齢者の方々、なるべく近くのところ投票したいという、交通弱者というのですか、そういうことで、やはり各投票所にそういう車いすも行けるような、そういう改善が必要だと思っておりますので、その点ももう一度お聞きしたいと思います。

○委員長(伊東昭雄) 総務課長。

○総務課長(菅 好弘) ただいま、投票所につきましては、30カ所を22カ所にするというような形で、再編について、今、住民の皆さんにご意見をいただいている最中でございますけれども、22カ所に定まりましたところで、各会場の方を十分点検させていただきたいというふうに思います。

○委員長(伊東昭雄) ほかにございませんか。

杉山委員。

○11番(杉山晴夫) 80ページ、16目諸費の19節、細節7その他の義務外負担金、それから細節8の諸負担金の内訳について、わかればご説明いただきたいと思っております。

○委員長(伊東昭雄) 総務課長。

○総務課長(菅 好弘) その他の義務外負担金につきましてでございますけれども、十勝町村会軽自動車会計負担金、更生保護法人十勝自営会負担金、市町村職員年金者連盟負担金、十勝地方山岳遭難防止協議会負担金、家畜処理事業運営負担金、救命救急医療対策事業負担金、その他としまして、10万円ほどを組んでおります。それから、もう一つ、負担金になりますけれども、道新政経懇話会負担金、北海道基地協議会負担金、全国基地協議会負担金、道社会保険協会帯広支部負担金、道障害者雇用促進協会負担金、道地方自治研究所負担金、北方領土復帰期成同盟負担金、北方圏センター負担金、道酪農を守る会町村長会議負担金、十勝町村収入役会負担金、道市町村農業農村振興対策協議会負担金などがございます。

○委員長(伊東昭雄) そのほかにございませんか。

永井委員。

○17番(永井繁樹) 74ページ、19節、細節12、国際パークゴルフ協会補助金ということでお尋ねをいたします。

前年度の予算の中でも、これは確か質問があったことではないかと思いますが、これは2000年NP〇取得しているわけですが、方針としては5年程度補助していきたいというお話しは理解するところでありますが、今回、200万円から150万円に減らしたわけですが、この補助金の普及目的なのですが、一体何を主体として補助金を出そうとしているのか。まず、その理由をお聞かせ願いたい。

それと併せて、2000年から発足した状況の中で、当然、独自賄いができるという方向性に行くわけですが、聞くところによると、そこそこ独自賄いができるような財政内容になっているとお聞きします。それであれば、なおさらこの150万円というのは何の目的で出すのか。そのあたりをお聞かせ願いたい。

○委員長(伊東昭雄) 企画室参事。

○企画参事(羽磨知成) パークゴルフ協会、国際パークゴルフ協会に対する補助金でございます。

平成12年に、本町の教育委員会にありましたパークゴルフ振興係を廃止いたしまして、その事務を企画室と国際パークゴルフ協会に分けたところであります。

国際パークゴルフ協会につきましては、パークゴルフの町外への啓発普及活動について、その協会が担っていただくということで、その事業に対する補助金という考え方です。

あと、独自に自立できるのではないかとというようなご質問かと思いますが、確かに国際パークゴルフ協会の事業予算等を拝見いたしますと、かなりの事業予算規模でありまして、私どももそういう認識は持っております。ただ、今、申し上げましたように、町が担うべきところを国際パークゴルフ協会に担っていただいているという面もありますので、これは協会とも相談しなければいけないことだと思いますけれども、いずれは補助金という形でなくて、例えば、受託事業というような方向に持っていくことも検討していかねばならないかと思っております。以上であります。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 独自の賄いができる状況だという認識状況にあるということであれば、町の役割を担っていただくということなのであれば、国際パークゴルフ協会というのは、パークゴルフ協会とどういう仕事分担と兼ね合いの現状にあるのでしょうか。

私は聞くところによると、その辺のコミュニケーションが少し悪い部分があるのではないかと思います。ですから、血税を使って150万円出すのですから、その150万円は、国際パークゴルフ協会は、どの部分を主力として使うわけですか。

自前的に余裕があるということであれば、当然、公認のステッカー代ですとか、公認コースの取得云々で収入は入ってきているわけですよ。その部分で十分対応できるはずなのです。ですからもう独立できている状態なのに、その契約があって出しているのか。本来であれば出さなくてもできる状況なのに出すということになると、それ相応の目的がはっきりしないと補助金の無駄遣いになる。その辺を明確に答えていただきたい。

○委員長（伊東昭雄） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） この補助金の目的としているところは、本町におけます補助金の適正に関する規則の中におきまして、町の行政の協力し、これを推進する団体または町の行政を補完する事業を行う団体という、こういう認識におきまして、現在のところ補助金を出しているような状況であります。

それと、国際パークゴルフ協会が担う役割と、町が担う役割の関係なのですが、先ほど申し上げましたように、パークゴルフの振興普及を目的とする事業、愛好者に対する指導と情報の提供、まちづくり・地域づくり等に対する積極的な協力と、この面が、国際パークゴルフ協会が担う面でありまして、町の方としては、パークゴルフ全体をまちづくりに生かした考え方をどうするかということが、またパークゴルフネットワーク会議の推進、または都道府県、市町村視察対応等が町の責務というふうになっております。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そしたら最後お尋ねしますが、パークゴルフ協会というのはボランティア団体で、若干の（聴取不能）補助金が出ているのだと思いますが、この扱いというのは、ボランティア活動を主たる目的としている活動協会でしょうから、当然、国際パークゴルフ協会との連携も多いのだと思うのですよね。私、町民の一人として考えても、片方がボランティアで一生懸命やっていて、片方はそういった財政的にも豊かで、かつ補助金をもらっているというこのアンバランスが、どう見てもこれからのパークゴルフ普及を考えていくときに、どうしても温室的な形が強いのではないかという気がするのですよ。

役場の方では、パークゴルフ協会そのものの活動が、町民に直接かかわった、町をフォローできるだけの活動内容をきちっとしているかという現状把握はされているのでしょうか。

私は今の返答を聞く限りでは、概念的なことはわかりますけれども、実際にそのいろんな問題が発生しているというお話も聞きますので、果たしてこういったことが本来理想とした形であるべきなのかというところで、健全な補助金のあり方ではないのではないかと。

じゃあ、これは今後、独自賄いの範囲で、5年間ぐらいの補助をもって終わりたいという話も、過去に私は聞いていますが、それらの方向性と、さらに今申し上げた、パークゴルフ協会とのかかわりですよね、国際協会との。それは実際としてはどういうふうな押さえでいて、どういう行政指導を取り入れていっているのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 国際パークゴルフ協会の補助金の関係であります。今、参事がお答えしましたように、教育委員会で昔持っていたと。それをそれぞれの役割分担をしましょうというようなことから、平成12年にそれぞれの役割分担をいたしました。それは今、参事がお答えしたとおりであります。そのときの約束ごとといたしまして、当時300万円の補助でありましたけれども、50万円ず

つ削減していこうと。

補助金という性格は、NPOという事業主体からすればなじまない。このことは承知をしておりました。しかしながら、役割という部分では非常に積算がしづらいという部分がございます、ルールとして、50万円ずつ削減していこうと。最終的にその金額がなくなるときには、本来のあり方、いわゆるNPOの受託事業として、あるいは町からいえば委託費として支出をしていこうというようなことで、協会との話し合いの中で、現在まで至っておりますけれども、正直申し上げまして、協会と町との役割についての線引きというのは非常に難しい部分がありまして現在に至っておりますが、そのときの当初のお話しですと、最終50万円になったときに見直しを図ろうということでありまして、あと2年ほどかかりますけれども、そういった仕事の役割分担というものを数字に出しながら、国際パークゴルフ協会に委託をしていくと。

しかしながら、企画サイド、あるいは教育委員会サイドに、元々の精神が残りますので、この額の決定については非常に難しいというふうに、今、考えております。

あと、協会に対する財政的な支援の問題でありますけれども、今、申し上げましたようなことですので、非常にいくらにするか、あるいは収支バランスの問題、これらは加味されていないとって過言ではありません。ただ、協会の予算をおおざっぱに見ますと、事業予算、あるいは収益事業予算と2本立てになっておりまして、事業予算の方に収益会計の方から1,700万円程度、繰り出しがなされていると。事業会計ベースでは、300万円程度の、平成15年度赤字財政の見込みで組んでおります。結果はこれからの決算でありますけれども、内部留保といいますか、一部基金が積み立てられておりますので、その範囲の中でしばらくは健全な財政運営ができるのではないかという思いがいたしております。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 国際パークゴルフ協会の収入の部分ですけれども、これの見直しをお聞きしますけれども、公認ステッカーですとか、公認コース料ですね。それらの収入があると思うのですが、それらを鑑みて、今後の収入確保というのですか、それはどのように分析できますか。

○委員長（伊東昭雄） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 国際パークゴルフ協会のお話しでは、収支バランスが非常に厳しいという見通しの中で、ステッカー料、あるいは登録料等、引き上げを予定しているということも聞いておりますが、それが16年度予算にどういうふうに反映されてくるかについては、まだ確認は私どもしておりません。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 流れはだいたいわかりました。そうしますと、私は申し上げたいことは、発足以来現在まで、ある程度内部留保を作られているということは、先ほど申し上げた50万円ずつの減額の補助計画があるというお話がありますけれども、状況から考えて、分析をして、その体制を継続するというのも状況にないだろうと思います。

よその団体と比較しても、内部的に資金があるのに、かつ収入源がこれからも継続するのです。値上げは当然あるでしょう。だけど、そういう条件が揃っているにもかかわらず、50万円ずつダウンしていくという計画は、完全にここにきたら見直すべきだという状況に入っていると思うのですよね。それで自立を目指して、そういう体制にいけるはずですから。

私は、パークゴルフ協会に補助金をやってはいけないということでは言っているわけではないです。やる立場にはないでしょうと。そこまで立派になられてきているのですから、その決断をどうして内部で、一応決められた通りの予算編成になっていきますけれども、検討されなかったのでしょうか。検討された事実はあるのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 委員、ご指摘の財務内容等についても、私ども十分承知をいたしております。

補助金の内容について、検討しなかったのかというご質問でございますけれども、十分中身としては、

検討はさせていただきます。

ただ、先程来ご説明申し上げておりますとおり、町が担うべき役割がどこまでなのか。協会との役割分担が、先ほど室長説明しましたように、きっちりと線引きできない部分もたくさんあるかと思えます。パークゴルフをまちづくりの中心に据えながら、その普及発展、全国・海外も含めてやっというときに、それらに係る費用分担をどうしていくのだということは、当初から私ども考えておりました。それで、12年にNPOの資格をとった時点で、そういった役割については、一定程度国際パークゴルフ協会さんの方にお願いをし、行政としてはいくらか事務のスリム化をしていきたいというような中で、当初、私どもで持っていました職員の人件費、この部分については、町としては、直接雇用はしないと。協会さんの方にお願いをしていくというようなことで、当初の300万円の設定をさせていただいたのは、人件費1名分の見合いとして補助をさせていただくというようなことで、当初300万円という設定をさせていただきました。

ただ、先程来お話しでございますように、一定の収入がある中で、いつまでもこういう金額ではいかないと。自助努力もしてほしいということから、毎年度50万円の減額をさせていただいたところがございます。5年という年限で当初考えておりましたので、今、この状況が続きますと、17年度をもって当初の5年の期限が切れるということになってまいります。そのときに、協会が担う、ボランティアとしてやる役割の中にも、当然、そういうことも含んでやっていただけるような方向が一番私どもとしてはありがたい。町にあるせつかくNPOの法人でありますので、行政の役割も十分協会の中に取り込んでいただいて、その裏付けとしては補助のない中でもそういう役割を果たしていただけるのが一番ありがたいのかなというふうに思っております。

これからの話し合いになりますけれども、お話しでございますように、協会の方は、町の補助がない中でも今まで担ってきた役割、町と連携をとりながら一生懸命やっていただくという方向については、お話しあるように、今後、話し合いの中で詰めていきたい。将来はできる限り補助金のない中で、お互いが連携とれるようなシステムをきちんと考えていきたい。それ故の話し合いを今年度進めたいというふうに、今、私どもとしては考えております。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） さらにお聞きしますが、これはお聞きしていいのかわかりませんが、わかれば教えてください。

国際協会の職員給与面ですね。これについてはどう押さえられているのかわかりませんが、10名程度おられるのですか、働いておられる方が。今度のNPOとして活動していくときに、この給与体系というのはどういう基準になっているのでしょうか。

例えば、運営を健全にしていくとき、その給与体系というのを、見直しをできるような水準を調整できるのか、できないのか。役場としてわかる範囲で結構です。

それと、国際パークゴルフ協会の場合、何かいろいろな要望ですとか、注文があるときに、十勝連合会を通してという言葉が出てくるのですね。この十勝連合会というのは、私、認識がないのですが、もちろん国際パークゴルフ協会という立場からいくと、こういうところを通してということになるのですが、こういう扱が多くなると、幕別町としての役割を担っていける部分、そのものが直接的に反映されない。一定の窓口を通さなかったらだめですよみたいな処理の仕方が出ると、どうしても補助金としての効力がでないわけですね。私はそういうことを聞いているのですけれども、私の話を聞いた形で結構です。町側としては、それらについてはどういう認識で、どうお考えになりますか。

○委員長（伊東昭雄） 質疑の途中でございますが、11時15分まで休憩をいたしたいと思えます。

(11:01 休憩)

(11:15 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画室長。

○企画室長（金子隆司） 人件費の関係でございますが、ただいま確認いたしましたところ、常雇職員が5名、臨時職員が2名とお聞きをいたしております。

ただ、職員給の内容につきましては、私どもが答える立場にないのかなというふうに理解をいたしております。

それから、国際協会、その下部組織である、今、十勝連合会ということを上申したかと思っておりますけれども、各支部がございます。その下に幕別のパークゴルフ協会があると。国際パークゴルフ協会から見ますと、そういう位置づけになろうかと思っております。

したがって、従前の町が主体となって事業を実施してありましたときの幕別のパークゴルフ協会と、国際パークゴルフ協会ができてからの位置づけは、二通りの視点があるというふうに理解しておりますので、そういう意味で、いろいろ誤解があったりする場合もあるかと思っております。これも含めまして、国際パークゴルフ協会とも、いろんな意味で打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） それでは最後に確認をさせていただきますが、この補助金の方向性ですけれども、今、助役の方からもご説明はありましたが、私の考えとはちょっとズレがあります。現況の中では、やはり申し合わせがあったとしても、やはり今年度をもって、次年度に対しては見直しを当然図っていく。それも私は廃止の方向で図っていくべきだろうと。NPOの中身についてはここで入ることはできませんから入りませんが、聞くところによると、それ相応の内部留保があるという中で、町の補助金制度の役割は終わっているだろうと、私は強く考えますので、最後にそのところの方向性をきちっと確認をさせていただきたい。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 委員のご指摘の内容については、私ども十分理解をしております。

ただ、全段で申し上げましたように、例えば、過去には全国各地からコース造成なんかにかかわりまして、そういう問い合わせ、あるいは現地対応等も、町が全面的に前に出るような形で展開をしております。

現実的には今、そういった業務については、国際パークゴルフ協会さんの方をお願いしている面も多々ございます。それらの仕事の内容、これは町がやるべきなのか、協会がやるべきなのかという問題については、それぞれご意見はあろうと思っておりますけれども、まちづくりの一環として、パークゴルフの振興については、町の中心に据えている我が町としては、それに果たす町の役割も当然あるのだろうという認識の中で、協会さんの方に補助金を交付する中で、そういった業務に係る費用については、補助金の中から賅っていただくということで、今日まで至っております。

ただ、ご指摘ありますように、財務内容の関係については、ある程度私どもとして十分捉えておりますので、そのことは先ほど言いましたように、引き続き、この補助金制度を続けるという前提ではなくて、極力そういうことも踏まえて、国際パークゴルフ協会といたしながらも、やはり幕別町と一体となって進む部分はあるわけですから、その辺のご理解をいただく中で、廃止する、なくしていく方向で、協会さんとは引き続き協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ありますか。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 85ページの2目の9節の細節の中の納税貯蓄組合の交付金なのですが、これは前年対比でどれぐらい出ているのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○委員長（伊東昭雄） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 対前年比で3%ぐらいの減になっているというふうに思っております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 3%減ですか。それで、町の行政改革大綱の中の検討事項の中で、廃止を基本として交付率の見直しをするというようなことが書かれていますけれども、この辺については、段階的に

交付率を減らしていつて廃止するのだろうと思うのですが、いつごろまでというお考えでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○委員長（伊東昭雄） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） その納税貯蓄組合の交付金の関係でございますけれども、平成14年度に納税奨励金が廃止をされまして、その段階で各納税貯蓄組合長さんから、今後の納税貯蓄組合のあり方について、いろいろ電話等の問い合わせがあったところであります。そんな中で、平成15年度の総会におきまして、今後の納税貯蓄組合の連合会のあり方について、どうしていこうかということで、平成15年度1年間をかけまして、役員会の中で検討していこうという話になりました。

役員会の中で、アンケート等も実施をいたしまして、方向性としていたしましては、プライバシーの問題等いろんなことから、納税貯蓄組合の活動が制限されているというようなことから、平成16年度に解散の提案をいたしまして、それが議決をされれば、今年度をもって解散というような方向で、今、考えております。ですからそれが解散ということになれば、この交付金についても廃止になるという、そのような予定で考えております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 76ページ、13目の9節3につきまして、ちょっとお伺いをしたいと思います。

特別旅費につきまして、職員の研修旅費が主なるものだろうと思いますが、これが前年度に比べまして、約100万円程度削減されていると。緊縮予算でございますから、いろんな面で削減しなければならないというふうに思いますけれども、やはり町民の負託に応える町職員の皆さんの研修というのは、やはり町のこれからの方向性についてもいろんな意味で重大な役割を持っているのだろうと、こんなふうに考えます。

そういった中で、この研修がこれで十分やっつけられるのかどうなのか。先ほどの説明では、海外研修については、今年度は行わないということでございましたけれども、やはり海外に向けても、幕別がこれから発展していく意味では、いろんな面で研修を深めていく必要があるだろうと、こんなふうに考えます。

今までは、自主的な研修として、土曜講座であるとか、個人的にいろんな研修をされているのはわかっておりますけれども、そういった意味で、やはり地域の住民に応える意味においても、これから来るだろう地方分権に備える意味においても、いろんな意味でやはり研修というのが必要でないのかなというふうに考えます。

この100万円の削減というのは、極めて大きいなという感じをいたしますし、これで十分なのか、中身はどうなっているのか。わかればお伺いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 研修旅費につきまして、100万円ほど減額になっているということでございますけれども、冒頭で総務部長の方からの説明もさせていただきましたが、まず一つは、大きく減額した部分が、海外研修の廃止でございます。これが約87万円ということで、当初予定しておりましたけれども、減額になったと。

あとは旅費規程の見直しを今年やらせていただきました。これに基づきまして、それぞれの旅費が減額になるというようなことで、大きく100万円の減額ということになりました。

研修の中身につきましては、今、やはりいろいろと時代の流れの中で過渡期でございます。職員としてもいろいろ資質を向上させなければならないというようなこともありますので、研修の中身につきましては、昨年同様、多くの職員に研修の機会を持てるように、工夫しまして設定をさせていただいております。

○委員長（伊東昭雄） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 職員はその気持ちはわかりますし、厳しい予算の中ですから、予算が少ない方が私たちにとってはいいというふうな押さえをしますけれども、先ほどから申し上げているように、

やはり町の中心になって、町を引っ張っていく職員の皆さんですから、そういった意味でぜひそういった研修の場を、特にこれから若い人方が、極めて少ないようではすけれども、新しい方が見える、そういった職員の研修も含めて、ぜひ町民の負託に応えられる資質を高めていただくために、研修をぜひやっていただきたいと。

したがって、この海外研修はとり止めになったということでございますけれども、極めて厳しい予算であろうと思いますけれども、ぜひそこら辺のところを計画的に、個人的研修もあろうかと思えますけれども、ぜひ深めていただきたい。こういうふうを考えております。

○委員長（伊東昭雄） 佐々木委員、答弁いるのですか。

ほかにございませんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 2点にわたってお伺いしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、76ページの職員厚生費、これにかかわって、今般、女性職員の制服を廃止されたということでもあります。財政的には70万円程度ですか。予算を使うことが少なくなって良かったということになると思うのですが、制服がなくなるということは、私服で、何を着てもいいということになっていくわけでありまして、勤務規程にかかわるのかどうかわかりませんが、やはり役場の職員にふさわしい服装というのでしょうか、私服ですから何着てもいいといえはいいのですが、その辺の指導ですね、臨時職員も含めてどのような勤務規程があって、どのような指導をされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、83ページの19目近隣センター建設事業にかかわってでありますけれども、今般、明野の近隣センターを建て替えるということでもあります。これは町内に四十何カ所ですか、近隣センターがありまして、そろそろ建て替えの時期に入ってきているのも何カ所かあるかというふうに思っております。この建て替え、それぞれ建て替えに当たっての基準というのでしょうか、老朽化の度合い、あるいは利用頻度の問題、総合的に判断されるのだろうと思うのですが、どのような基準があって、今年はここにしよう、来年はここにしようというふうになっていくのか。

逆に言えば、そういうある程度の基準を設けた方が、それぞれの地域から声が挙がってきて、うちもうちもということになると、財政的に見ても単年度で何カ所もということにはなっていないだろうというふうに思います。

それで、そういった基準というのでしょうか、一定の考え方をもって臨んでいるのだろうと思うのですが、その考え方について、お伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅好弘） まず1点目、女性職員の制服の廃止ということでございますけれども、これにつきましては、町の職員組合の方ともいろいろと論議をいたしました。中にはやはり制服があった方がいいという意見もありましたし、制服がない方がいいという意見もありました。

ただ、統一して職員組合の方ともお話ししたのは、やはり千葉議員が言われましたように、公務員として、住民と接する場合に華美にならないように、そういった服装に心がけるべきだと。これは制服があろうとなかろうと同じだろうというようなことも併せまして、お話し合いをさせていただいて廃止に至ったというところでございます。

特に勤務規程については、具体的にこのような服装でなければだめだという規定というのは設けておりません。そのような中で、今後も、臨職については任用の辞令を交付する段階で、常に町長の方からも、または私たち職員の方からも、住民に接する部分においてのふさわしい服装というようなことについてはお話しをさせていただいております。

これからもそういったような視点で、服装については十分注意をしていきたいというふうに思います。

もう1点、近隣センターの建て替えでございますけれども、今回、明野近隣センターを建て替えることによりまして、昭和40年代に建てられたものについては、全部、改築が終わるところでござ

います。地域によりましては、これまでも人口の増加というようなことで増築をしてほしいという要望が挙がったところとか、そういったところについて対応させていただいたところも一部あります。

ただ、今、すべての40、今、近隣センターありますけども、昔と違いまして、コミュニティセンターというのがそれぞれの地域に、核になるコミュニティ施設ができたということもありますし、また、行政的に考えますと、選挙の投票所として使用してきたという部分も近隣センターの中にはあります。

そういったものが22に今度縮減されるというようなことを併せて考えますと、近隣センターの役割というものも一定の形で見直しをしていかなければならないのだろうというようなことで、選挙の投票所の見直し、すなわち行政的にこれからも地域になければならない施設という部分と、地域のコミュニティ活動という部分と、それぞれ基準を設けながら、将来の計画を立てていきたいということで、内部の方で今、検討を進めているところでございますので、もうしばらくお時間をいただければなどというふうに思います。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 1点だけ、前段の制服の関係ですけども、やはり私どもが見ていても、あるいは町民の方が見ていても、特に臨時職員の方に多く見られるというのですか、今までは当然、女子職員の方は制服着ていますからね、統一した感じということですよ。非常に不評というのでしょうか、やはり公務員として、役場の職員としてふさわしくない服装が多いということで、非常に厳しい声が私のところにも届いております。

それで、実際問題、役場の管理職の方に聞いても、言いづらいというのでしょうか、どこまでが華美でどこまでが普通なのかというのは、それぞれの主観というか受け止め方ありますから、ですから非常に難しいのでしょうか、やはりここは一定の、言葉にして表すというのも難しいのでしょうか、そういった一定のものがないと、なかなかそれを注意する人も、あるいは本人も、やっぱり自分の主観で着ますし、注意する人も厳しい見方する人もいるでしょうし、比較的そうではない人もいますので、やっぱりそこには一貫したそういう統一されたものがないわけですよ。服務規程にないということは。

ですから、今後の問題ですけども、女子職員の方が今回から制服がなくなるということですから、臨時職員さんも含めて、同じ状況になるわけですから、その辺、指導体制というのでしょうか、そういったものを、一貫性をもって、きちっと指導していけるような体制にしていっていただきたいというのでしょうか、していくべきだと思いますけど、1点だけお願いします。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 華美にならないということと含めまして、やはり公務をするわけですから、機能性とか、そういったこともありますので、基準をどこまで明文化したものを作れるかというのはなかなか厳しいものがありますけれども、一定のものを定められるように検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 2点についてお聞きしたいと思います。

1点目は、66ページの2目の広報広聴費の中の、14節の広報誌編集システム借上料なのですが、先ほどの説明では、印刷費の軽減になるということで説明がありました。それで、これは従来の広報誌を作っていたシステムとどのように変わるのかということをお聞きしたいのと、どこの部分でどのぐらいの経費削減になるのかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目は、71ページの近隣センター管理費の中のコミセンの使用について、お聞きをしたいと思います。

現在、コミュニティセンター5カ所にあります。このセンターを使用するときには、名簿に名前、住所、電話ということで、使用した人全員の名簿を書くというふうになっています。それで、昨年質問したときには、これは町内と町外の人がどれだけ使っているかということをやっと調査をしたい

ということで、暫定的にやっているのだというふうなことが言われました。

ところが、これが未だに続いているということで、町民の間からは非常に使いづらいという、そういう声もたくさん寄せられています。併せて、今、いろいろな集まりだとか団体なども、プライバシー保護ということを非常に重要視してしまっていて、電話番号なんかは公区の名簿からはずすと。また、子どもの学校の名簿でも電話番号とかもはずしているのですよね。そういう今の時代にこういうことを詳細に書かせるということは、いかななものかと思うのですよね。その点、お聞きしたいと思いません。

○委員長（伊東昭雄） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 1点目の広報の編集システムの関係でございます。

広報誌の作成及び編集を専門のソフトウェアを使ってするものでありまして、現在から比べますと、作成段階から印刷時の全体イメージが掴め、作成編集ができると。それと、よりレイアウトが自由にできますので、より見やすい広報誌が作成できるということ。それと印刷コストの低減が図られるということがメリットとなっております。

印刷コストの低減の関係ですが、いくらぐらい削減になるかということだと思いますが、おそらく現在のものより、これもこれから入札になりますので、どういう形になるかわかりませんが、二十数パーセントぐらいは削減できるのではないかと。金額にしますと220から230万円ぐらいは削減できるのではないかとこの予測であります。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） コミセンを使用する際の名簿の記入ということで、14年から15年と、2年間続けてさせていただきました。これはなぜ行ったのかというのは、豊島議員の方からもお話しありますように、使用の際に、町内・町外がどれぐらいあるのかというようなことを、私どもとしても知りたいということもありましたし、また、今、町内にあります社会教育団体につきましては、1団体月4回の使用ということになっております。、それ以上につきましては、有料になりますよというような形で進めているわけなのですが、利用実態としまして、町民会館、それから百年記念ホール、それとコミセンというような形で、使われている団体もあるというようなこととか、または代表者を変えて、構成員は同じなのですけども、代表者を変えて使用しているというような実態なども見受けられております。

今、使用料等の減免規定の見直しなどを、今、進めていく中で、やはりそういったところが一定の決めごとがどう守られているのかというようなことも、一つの論議ということになっておりまして、今、記入をいただいてそういったところを見させていただいているというのが実態であります。

こういったことにつきましても、16年度中に一定の方向性を出したいということで、今、内部の検討をしておりますので、個人のプライバシー、そういったことについても十分配慮しながら、もうしばらくちょっとお時間をいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今のコミセンのことなのですが、暫定的なことということで、調査ということでやっていました。私は、もうこの2年間びっしりやれば十分な、そういう調査ということですから、それは出ているのではないかなというふうに思うのですけども。

これはそういう減免規定に見直しだとかそういうことが結論を出ないと、これは終わらないということではないと思うのですよね。調査は調査として、それできちっとそこでその調査の統計は出すということで、私は進めていけばいいと思うのです。

やはり、例えば、町民の皆さんから出される苦情としては、自分の名前を書いて、電話番号まで書いて、これは、管理されている方はそういうわかったことを他人に漏らさないということは前提なのですが、これがやはり知られるというのは非常に嫌だということもありますし、それから、ある会合に行った人の名前が全部わかるわけですよね。この団体には誰がこうやって参加している。そう

ということがどうなのかということも出されています。それから、それを書くだけで30分以上時間がかかるのだよという、そういう時間的な苦情なんかも出されているのですよね。これはもう調査の期間としては十分ですので、平成16年度からは元に戻すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 確かに調査という視点では、2年間やらせていただきましたので、ある程度の資料は調ったと思いますので、4月以降について、そういった方向で進めてまいりたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） ほかにございますか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、75ページ、12日出張所費についてであります。ここでは節ということではありませんが、現在3カ所あります出張所、特に札内の支所にかかわりまして、その取り扱い業務の範囲の規定を伺いたいのです。

住民の利便性を考えまして、出張所の業務が行われているわけですが、各種の使用料の支払いであるとか、税の支払いであるとか、あるいは住民票等の文書の交付だとかということを中心にして業務が遂行されております。この業務の利便性を図る上では、相談業務も含めて、少しでも多くの住民の相談ごとにも対応していただける方向ということで、人員の増員なども過去にはされてきた経過もありまして、スペースも広くされて、改善をされてきたいというふうに思うのですが、最近、住民の方から、また、以前よりも答えていただけることが少なくなってきたというふうなことも聞いております。

それで、これまでの業務と16年度の業務に変更があるのか、相談業務はどこまでなされるのか、それについてまず伺います。

それと、83ページの19目、近隣センター建設事業費の13節委託料、それから15節工事請負費ということで、本年は明野の近隣センターを建設されるということですが、私は建設費にかかわりまして、昨年は建設はなかったわけですが、この公共施設建設費については、設計委託、あるいはその施設そのものの建設に当たっても、極力類似した建物がどんどん建っていくわけだから、設計にしても、その類似するものがあるということを生かして、経費を節減する方向で取り組むべきだという指摘が繰り返しこの委員会の中でもあったかと思えます。

見ますと、この建設費についても内容がよくまだ見えておりませんので、当然、面積ですとか立地条件によって変わってくるやには思いますが、一昨年建てられた事業費とほぼ同額の予算規模になっております。それで、ここではその点どのように生かされて、建設単価をどのぐらい見られてやっているのか。設計費はどういう基準でやられたのか伺います。予算を組まれているのか伺います。

○委員長（伊東昭雄） 札内支所長。

○札内支所長（瀨瀬良征） 札内支所の業務についてお答えをいたします。

平成14年度からの業務量の増、あるいは人口増に伴いまして、職員配置につきましては7名から8名という体制で業務をしております。さらにコンピューター、それも（聴取不能）、それに伴って五つの窓口ということで対応しております。

今、お話しありますように、業務内容につきましては、介護保険の相談の窓口等についての相談件数、あるいはそれに伴いまして、国民年金が制度改正になりましたので、取り扱いが社会保険庁になりましたので、若干、相談件数は減りましたけれども、今、言いましたように、人口増に伴いまして、住民票の発行でありますとか、さらには印鑑証明、転出・転入等についての対応については、非常に多くなっております。

特に昼時間の対応、今現在8人体制で職員対応しておりますが、昼間になりますと4人体制ということで、非常に住民の方々には、一時、非常に混乱を招くのかなど。特にこれから4月になりますが、住民の異動等もあります。さらには6月になりますと、納期の関係もあります。そんなことで一時期非常に混み合うところもありますので、職員一丸となって対応していきたいと。さらには機械等もあ

りますので、それらを駆使しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 近隣センターの設計委託と建設単価の基準というお話でございますけども、昨年とほぼ同額に近い予算を組ませていただいておりますが、今回、明野近隣センターにつきましては、135 平米ということで建設を予定しております。

ただ、今の段階で申し上げますと、地域の皆さんとどのような近隣センターにしていくのかといったようなことを含めまして、これから協議を進めてまいりますので、そういった形の中でいろいろと変動というのはあるのだろうというふうに思います。

そういったことも含めながら、確かに今、物価の状況だとか、賃金の状況とか、いろいろと変わってきている部分がありますので、そういったものについては十分考えながら設計、または建築計画については進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） 支所機能ですが、8 名に増やされて、取り扱い業務も増えているということですが、基本的な考え方として、本庁で取り扱っているさまざまな業務の、取り扱っているものについての相談業務ですか、それは基本的には支所でも実施されているということですね。

それと、特に住民の方から、高齢者の方などから言われているのは、例えば、住宅などの家賃の相談、減免等の相談などに出向いていっても、支所ではできないのだというようなことを言われまして、結果としては汽車に乗って本庁まで来て手続きをとるとかっていう実態もあるというふうに聞いています。

こういう、今までももちろん本庁でなければできない業務というのがありますから、それはそれこそ入札から始まっているいろいろなのですけれども、私はそこに住んでいる地域の住民の方の日常生活にかかわるような細かい相談ごとということについては、極力支所がお答えをして、わざわざ出向いていくというようなことは、住民の利便性から考えてないようにしていくことが大切ではないかと思うのですよね。

でも、コミバスなどについても、いろんな経過がありまして、実施されないというような経過もありまして、こういう点ではますます人口が増えて、高齢化が進んでいく中で、一番やっぱりそういった交通弱者に対応できるような支所業務というのが、本当に求められると思うのですけれども、その点では、逆に昨年までしていただいていたことが、今年ではできなくなったのだという住民の方からの苦情もありまして、そういう点での改善策について伺いたいと思います。

それから、近隣センターのことはまだ見えてきませんので、単純に思うのですが、ここでも今、135 平米の建物を建てられるということになると、だいたい 40 坪ぐらいなのですか。そうすると、2,800 万円、これは解体工事も入っていますけれども、70 万ぐらいになりますよね、坪ね。違います。

非常に全体が見えていない中でお尋ねするので、違っていたら言ってください。随分公共建設物の単価のあり方については、高値安定ということで、問題だというふうに私は指摘をさせていただいたのですが、この点からもそれが伺えるのですけれども、どうですか。

○委員長（伊東昭雄） 札内支所長。

○札内支所長（瀬瀬良征） 今、ご指摘の業務の内容につきまして、私どもも札内支所として、ある程度住民の方々から要望のあるものについては、札内支所で、できればすべてが終わるようというところでやっております。

その中で、今、ご指摘の公営住宅の入居の関係でございます。実は昨年度、公営住宅の入居者の利便性ということを図るために、車庫証明については本庁で一括していたものを、札内支所でやれるということで、業務内容も変更いたしました。さらにはいろんな業務内容があると思うのですけれども、今、本庁と協議をしながら、各課にまたがるがたくさんありますので、今、公営住宅の申し込み、札内方面に非常に多くの住宅を抱えているという問題もありまして、申し込み用紙を取りに来ていただく業務はやっておりますけども、実際に、今、言う減免だとか、申請そのものの受付等については、

本庁に行ってもらおうというようなことで、特に高齢者の方々が入居しているということもありますし、非常にご不便を感じさせているのかなということがありますので、本庁とも十分協議して、これからできれば札内支所で業務が賄えるように、検討していきたいと思えます。

○委員長（伊東昭雄） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 建設単価ということでもありますけども、今、私どもの方で想定しておりますのは、130平米の坪単価に対しまして約54万円程度というようなことを想定しておりますが、これはあくまで決まった金額ではなくて、さらにこれから地域の方と話をしながら、その中で極力内部を検討しながら、安く、そして質の高いものをつくられるように検討していきたいというふうに考えております。

ただ、この金額につきましては、昨年の想定よりは平米単価にして1万円ぐらい下回る形で取り組みを進めていきたいという考え方もしておりますので、こういった経済情勢の中で、物価の指数だとか、そういったものを見ながら、できるだけ格安な形の中でいいものをつくりたいという努力はしているつもりでございます。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 努力なされるということでもありますから、その方向でぜひお進めいただきたいと思うのですが、今、たぶん積算基準については、例えば労賃は道のものですか、基準があってやられている。これは以前からそういうお答えいただいておりますので、その通りだと思うのですが、1万円を下がるというふうに見ても、坪単価、近隣センターで50万円を超えるということについては、一般的に見てやっぱり安くはないというふうに思うのですよね。

これも何回も論議してきた経過がありますから、そうすると床の強度ですとか、いろんなことが言われましたけれども、一般町民から見まして、住宅単価や何かと比べますと、水回りの問題であるとか、あるいは間取りの問題とか、いろいろ考えると、近隣センターの方がずっとオープンスペースが広くて、それだけに経費はかからないのではないかなというような意見はあります。

同時に、設計にかかわっても、これはお答えはなかったのですが、同じようにたくさん建ててきているわけですから、一つ一つすべてを変えてしまうということではなくて、その設計を生かした形での次の建設、先ほどのお答えですと、年次計画でやられるということも言われておりますので、そういうのが、前の工事を生かして、次の工事の単価に引き下げにつながるような努力も必要ではないかと思えますが、いかがですか。

○委員長（伊東昭雄） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 近隣センターの単価、建設費の問題でございますけども、先ほど、今、答弁してございますように、まだまだ高いと。この中には、今回、明野につきましては、浄化槽という部分も含めてございます。これらを含めると相当金額的には平米単価が上がりますので、およそ浄化槽については440万程度、別個に見てございますので、これらを含めると平米当たり18万円前後になろうかと思えます。

ただ、先ほどから言っていますように、昨年度建設しました近隣センター等の単価等に、いかにコストを下げるかということで、中橋委員も言いますように、基本的には町としては、道の積算単価を使っておりますけども、この社会情勢、こういった情勢の中で、国をはじめ、もちろん国自体も平成9年からいろんな計画をもとに、10%なり15%に目標を掲げコストの縮減に努めてきております。国としても当然そういった目標をクリアしながら、各都道府県等にも指導をし、都道府県といたしましても、常に市場といいますか、単価を把握しながら、今でも毎年道の積算単価というのは、通常2回から3回程度でございますけども、変更になるのがですね、1年間の間に。その通常の倍ぐらい、5回、6回と常にこの積算単価の見直しがかかってきております。

私どもとしても、こういった積算の価格の変動を大事にしながら、削減に努めて努力をしてまいりたいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:58 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 民生費のご説明をさせていただきます。

93ページであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額5億3,096万1,000円です。本目は民生委員53名、同委員推薦会委員12名の報酬及び費用弁償のほか、社会福祉協議会授産施設ひまわりの家の運営費、身体障害者保護措置費ならびに国保会計繰出金が主なものであります。

次ページ、94ページであります。

13節委託料は、身体障害者のホームヘルプサービス事業、デイサービス事業であります。19節の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体を支援するものであります。細節6は、授産施設ひまわりの家の運営費を補助するものであります。

次ページであります。

20節扶助費、細節3は、重度身体障害者のベッド、車いす、便器等を購入するものであります。細節4は、身体障害者保護措置費に要する経費であります。細節6は腎臓機能に障害を持ち、人工透析を受けるための交通費助成に関するものであります。28節は、国保特別会計の繰出金であります。

2目福祉医療費、本年度予算額1億1,525万9,000円です。

本目は、重度心身障害者及び母子家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。対象者は、重度心身障害者444名であります。前年に比較して1名の減となっております。母子家庭が516名で7名の増であります。

96ページであります。20節扶助費は対象者の増を見込んだことと、医療制度改革の影響を受け、一人当たり扶助額が増額となったことなどから、対前年比24.3%の増を見込んで計上したものでございます。

3目社会福祉費、本年度予算額283万1,000円です。

本目は千住生活館の管理に要する経費であります。

次ページであります。4目国民年金事務費、補年度予算額297万3,000円です。

これは嘱託職員を配置し、資格移動及び免除申請等の事務を行うものであります。

98ページであります。5目老人福祉費、本年度予算額4億6,896万4,000円です。

本目は高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また、敬老会、老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など高齢者に関する経費を計上しております。現在の本町の高齢者の状況であります。3月1日現在、高齢者の人口は、5,168名、高齢比率は20.21%であります。昨年度より0.57%上昇しております。これは例年、このぐらいの数字が今、上昇しているところであります。8節、細節3、敬老祝い金は、80歳以上の方に対し祝いを支給するものであります。11節、細節50ですが、敬老会賄いについては、対象者の年齢が75歳を基準といたしておりましたが、札内のスポーツセンターが大変人数も増えまして、狭隘も含めて、高齢者の平均寿命の延びということも、いろいろ考慮した中で、今年度より76歳をご案内の年齢とさせていただいて、従前どおり、札内スポーツセンターで実施をいたすというものであります。次ページであります。13節高齢者訪問給食サービス、

外出支援サービス、生きがい活動支援通所事業などに要する経費であります。100 ページであります。19 節細節 3 は、老人クラブ連合会補助金と、前年と同様の内容で補助するものであります。本節は昨年まで、13 年度から 15 年まで、老人保健施設、これは札内のあかしやであります。老健施設であります。補助をしておりましたけども、15 年度で終わりますので、本年から同補助金が無くなるものであります。

次ページ、101 ページであります。20 節、細節 2、老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費です。細節 3、低所得者等の訪問介護利用扶助は、訪問介護に係る利用者負担を 6% に軽減するもので、ここでは軽減された 4% を扶助するものであります。細節 4、社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本年度平成 10 年から実施しております軽減措置であります。28 節であります。二つの特別会計の繰出金であります。

6 目老人医療費、本年度予算額 849 万 8,000 円であります。

本目は北海道老人医療給付事業にかかわる 65 歳以上の老人世帯に対する医療費扶助と、その事業費を計上してあります。対象者は 78 名で、前年度に比較いたしまして 41 名という増でございます。102 ページであります。20 節扶助費は、平成 15 年度の実績見込みを勘案いたしまして、対前年比 85.7% の増を見込んで計上したものでございます。

7 目老人福祉センター管理費、本年度予算額 632 万 4,000 円であります。

前年度より入浴に関して、土曜日も解放し、ご利用をいただいているところであります。なお、利用者については、14 年度が 2 万 6,000 人、15 年度の見込みは、約 3 万 7,000 人という予定をいたしているところでもあります。

次ページであります。8 目保健福祉センター管理費、本年度予算額 2,076 万 6,000 円であります。

本目は同センターの管理に要する費用であります。

105 ページをお開きください。9 目南幕別老人交流館費で、本年度予算額 254 万円であります。

本目は同交流館の管理に要する費用であります。

106 ページであります。10 目介護支援費、本年度予算額 865 万 5,000 円であります。

本目は看護に関する相談窓口を要する経費であります。13 節は地域型介護支援センターとして、幕別地区は社会福祉協議会、それから札内地区については幕別振興協会、これは札内の特養の札内寮であります。これに委託するものであります。

170 ページであります。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額 9,462 万 6,000 円あります。

本目は児童福祉に要する経費であります。1 節報酬費であります。これは国が夫婦の出生力の低下という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取り組み方に加え、もう 1 段の対策を推進する必要があるということなどから、次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定を義務づけられたものであります。計画の期間は 5 年を 1 期といたしまして、この委員報酬は計画策定に当たり、広く町民の意見を反映させるため、地域協議会を組織し、計画策定に向けた取り組みをするため実施する所要の経費であります。108 ページであります。20 節細節 1 は、児童延べ 1 万 4,280 名の児童手当であります。前年は 1 万 3,747 名ということで、かなりの数が増えている現状にございます。

2 目児童医療費、本年度予算額 5,054 万 9,000 円あります。

本目は 6 歳未満の乳幼児に対します医療費扶助と、その事務費を計上しております。前年度当初予算と比較しますと 2,022 万 2,000 円、66.9% の増であります。これは平成 15 年 10 月から単独事業として開始いたしました 3 歳以上 6 歳未満の通院に対する 2 分の 1 助成に係る扶助費を 12 カ月分計上したことによるものが主な原因であります。平成 15 年 12 月末の対象者は 1,375 名で、前年度に比較いたしまして、26 名の増であります。

次ページであります。3 目常設保育所費、本年度予算額 1 億 4,782 万 6,000 円あります。

本目は常設保育所 5 カ所の管理運営に関する費用であります。本年からみどり保育所が減ったこと

で、5カ所に減ずるということであります。それから7節の賃金であります。これは道の補助事業といたしまして、緊急地域雇用事業として、常設保育所の臨時保育士の採用は事業として採択されたところでもあります。

112 ページであります。4日へき地保育所、本年度予算額 3,492 万 5,000 円であります。

本目はへき地保育所6カ所の管理運営に要する費用であります。

113 ページであります。5目肢体不自由児通園訓練施設費、本年度予算額 515 万 8,000 円です。本目は愛育園の管理運営に要する費用であります。115 ページをお開きください。13 節、細節 8、訓練士派遣委託料は、前年同様、帯広の医療法人より理学療養師、作業療法士の毎週の派遣を、現在、旭川の施設から来ていただいているのに加えて昨年から増やしたものでございます。

それから、6目幼児ことばの教室、本年度予算額 30 万 8,000 円です。

本目はことばの発育の遅れや、情緒障害児らに対する回復訓練を行うための経費であります。

116 ページでございます。7目児童館費、本年度予算額 1,531 万 2,000 円です。

本目は札内南、札内北、幕別南の3館の管理に要する費用であります。平成 14 年度から学校週休五日制の完全実施されたことによります家庭生活する上での一助となるべく対策として、前年度よりすべての土曜日にも指導員を配置し開館することといたしました。

117 ページであります。8目子育て支援センター費、本年度予算額 141 万 1,000 円です。

同センターは平成 13 年 10 月より開設いたしまして、乳幼児期の子育てをしている家庭に対し、児童の健全育成の支援に要する費用であります。

118 ページであります。3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額 555 万円です。

本目は災害見舞いに要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番（野原恵子） 94 ページの民生費の 13 節委託料なのですが、去年の予算の中では、障害者短期入所事業委託料が入っていますが、今年度は入っておりません。支援費制度ができて、その要望の中では、この短期入所の強い要望が出ておりますけれども、その委託料を削減した理由をお聞きしたいと思います。

それから、95 ページの 20 の扶助費の 4 番の障害者保護措置費の中で、どのように障害者世帯にこの制度の周知徹底がなされておりますか、その状況をお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 最初に、13 節委託料の関係でございます。

今、ご質問ありましたように、平成 15 年度から支援費制度に移りまして、ここに載せてございますのは、支援費制度に乗れない委託料を載せてございます。というわけで、障害者の短期入所につきましては、95 ページの今のご質問ありました障害者保護措置費の中に一括してその中に入っております。ということでご理解いただきたいというふうに思います。

それから、支援費絡みの周知等につきましては、昨年も制度改正に伴いまして、年度の初めから、あるいは年度の途中からということで、サービスのあり方、あるいは申し込みの方法、さらには、今、できる事業者のサービスのメニューといいましょうか、そういうことを周知させていただいたところでございます。

今後につきましても、広報誌、ホームページ、あるいは出前講座等々を通じまして、まだ制度間もないということもございますので、その辺のことは十分に周知してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、周知するということでしたけど、実際にこの制度を利用している人たち、全体と、それから利用している人たちの人数をお知らせいただきたいと思います。

- 委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。
- 保健福祉センター所長（佐藤昌親） 今年の11月現在、平成16年の1月末現在ということでご承知願いたいと思いますが、まず身体障害者の申請ございまして、16人全員がサービスを受けているという状況でございます。その中には、施設サービスですとか、ホームヘルプ、あるいはショートステイ、デイサービスということで、中にはダブルで受けているという方もいらっしゃいますが、実人数としては16人ということでございます。同じようなことで、知的障害者につきましては79人と、いいましても、そのうちの施設入所の方が66人というところで、非常に大きな利用があります。さらに障害児につきましては、14人ということで、障害児につきましては、うちデイサービスが11人、これが一番大きいのかなという、そういう状況でございます。以上でございます。
- 委員長（伊東昭雄） 野原委員。
- 3番（野原恵子） 知的障害者の件なのですが、施設入所が66名、あとの13名は何らかの支援制度を利用しているということかどうか、もう1点。
それから、知的障害児の方の11名がデイサービス利用、あとの3名はどのような状況にあるか、もう一度お聞きしたいと思います。
- 委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。
- 保健福祉センター所長（佐藤昌親） 最初に、知的障害者のことでございますが、先ほども79名支給を受けていると申しあげました。一番多いのが入所の66名、それから施設も入所しないで通う、通所ということですが、これが6名、ホームヘルプが1名、さらにグループホームが4名、ショートステイが4名、デイサービスが1名ということになります。全部足しますと79名超えてしまいますが、これはダブルで利用されているということで、ご理解願いたいと思います。
それから障害児につきましては、デイサービスが11名と申しあげたけども、ホームヘルプがさらに5名、ショートステイが3名というような状況になってございます。以上でございます。
- 委員長（伊東昭雄） 野原委員。
- 3番（野原恵子） このような状況の中で、支援費制度の利用の枠ですね、それよりも超えているという方はいらっしゃるのでしょうか、金額的に。
- 委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。
- 保健福祉センター所長（佐藤昌親） 支援費制度につきましては、当初、国の補助基準の中で、おおむねこのくらいという補助の基準額というのがございました。ただ、現実には、我が町におきましては、一人の方につきましては、それをちょっと上回っている方いらっしゃいますけれども、全体通しますと、その中で収まっているということもありますし、補助基準の中でも十分収まるのかなというふうに思っておりますし、現実、サービスを受ける方につきましては、私どもが今までの中では、それを制限したというようなことはないというふうに記憶してございます。以上でございます。
- 委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございませんか。
杉山委員。
- 11番（杉山晴夫） 参考までに1点お聞きしたいのですが、94ページ、1目社会福祉総務費の19節、細節7の身体障害者用自動車改造費補助金につきまして、確かこれは15年度から計上された予算だと思いますが、15年度の実績がございませうか、お伺いしたいと思います。
- 委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。
- 保健福祉センター所長（佐藤昌親） 自動車の改造の補助金につきましては、15年度、まだ使われた実績はございません。道の補助をもらって対応しているものでございます。以上でございます。
- 委員長（伊東昭雄） ほかにございませんか。
豊島委員。
- 1番（豊島善江） 2点お聞きします。1点目は100ページの5目老人福祉費の18節備品購入費、緊急通報用システムについてなのですが、今、このシステムのつけるペンダントが防水化ということで、随分ほかの町村なんかでは切り替えが進んでいるというふうにお聞きしているのですよね。そ

れで、幕別の実態はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、107 ページの1目の児童福祉総務費の中の、先ほど説明ありましたが、1節報酬の次世代育成支援対策推進協議会委員報酬、これなのですけども、町長の執行方針の中でも書かれていたのですけども、これは次世代育成支援対策推進法が公布されたことに伴い、町でも作成しなくてはならないということで、こういうふうに予算が示されていると思うのですけども、エンゼルプランがありますね、エンゼルプランというのも、確か、町で、町民も含めてエンゼルプランを結構時間かけてつくられてという計画もあります。

この次世代の方のつくるものが、そのエンゼルプランとどのようなかかわりになっているのかというのが一つと、それから次世代育成支援対策推進協議会の委員、これ全部で10名になっていますけども、どのような方をこの委員の対象とされているのか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 18節緊急通報の備品のことでございますが、この機能につきましては、完全防水ということではなくて、生活防水といいましょうか、そういうようなタイプになってございます。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 次世代支援対策法に係る問題でございますけども、これにつきましては、15年7月に法律が施行されたところでございまして、市町村といたしましては、達成しようとする目標及び次世代の育成支援対策の内容を定めなさいということで、これにつきましては年次を決めてやるものを指定して、例えば、何年にやるとか、そういうことを行動計画として策定しなさいというものでございまして、はじめに部長が説明しましたように、5年きざみで10年の時限立法ということになります。

エンゼルプランにつきましては、おおよそいいますか、目標を定めたものでございまして、今度これにつきましては、例えば、18年に何をしますとか、そういうことを策定していくということですから、エンゼルプランに対しまして一歩進んだ計画を策定するというようなことになります。

それと、委員につきましては、子育てをしているような、活動している地域の団体だとか、保健福祉関係の人だとか、教育関係の人ということで、約10名を想定しておりますけども、そのうちの3名につきましては公募ですということですので予定しているところでございます。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目の生活防水という言葉がちょっと、どの程度なのかなということがもう少し詳しく知りたいのと、完全防水の切り替えが増えてきているというのは、お年寄りの方でよくお風呂に入っているときに、倒れられたりというのが結構多いというふうに聞いているのですけども、そういう点では、完全防水でなかったら私はだめなのかなと思うのですけども、そういうお風呂や何かに入っているときでも対応できるようなものが非常に喜ばれているし、不安がないのだということが、先日、何かの記事でちょっと読んだのですよね。それで、幕別もその辺の状況のことをお聞きしたいと思ひまして、生活防水がどの程度なのかがちょっと聞きたいと思ひます。

それから、次世代育成支援対策協議会委員、これはエンゼルプランのもっと前進したものというふうに捉えればいいのかと思うのですけども、これも少子化資源ということで確か出てきていると思うのですよね。これは国で決まって策定しなさいということですから、否定はしないのですけども、私、本当にたくさんこういうものが次から次へとつくられる。そのたびにまた同じことを繰り返していくという、非常に、もっとすっきりしたやり方はないのかなというふうに常々思っているところなのです。エンゼルプランは目標を決めている。しかしこちら側の次世代の方は、5年を1期にして、これもあくまでも目標ですよ。5年間でやること、また次の5年間でやることと言えばあまり差はないのではないのかなというふうに思うのですけども、別にこれが、目標が守られなかったとして、例えば、法的なものが出てくるのかどうか、その辺のこともちょっと聞きたいと思ひます。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 防水の緊急電話のことでございますけれども、日本全国でこういう緊急通報のシステム取り入れている町村、いろいろございますし、特に会社によってもその性能はいろいろ違うというふうに考えてございます。私どもも知る範囲の中で、ランニングコスト等も含めて、今の中で落ち着いているわけですけれども、もちろん今後におきましても、そういうことも含めて見直すべきところは見直していかなければならないと思っております。現状の中では、風呂に入ったときに有効なのは、ペンダント方式で持っていくという、風呂の中に入る、そして利用するということでありますけれども、今の機能の中では完全防水にはなっていないというふうに、私は承知してございます。今後、新製品といたしましうか、そういうことも他社との競争の中で出てくることも十分に期待されますので、その辺も念頭におきながら、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 次世代対策の関係でございすけども、これもやはりエンゼルプランと同じようなことなのです、実はですね。子どもをやっぱり産み育てるとか、子どもを産みやすくするとか、そういうような目標でやりますので、だからこれは国会議員の議員立法でできた法律でございまして、それに基づいて、今まではエンゼルプランについては努力目標ということでやっておりましたけども、こんどは義務化ですよということで、この策定は必ず来年の3月末ぐらいまでに策定しなさいというものでございます。

ですから、エンゼルプランもつくりましたけども、これも一歩進んだ中で作成していくということございまして、今、小学生と就学前の子どもにつきましては、アンケート調査を今、実施しております。それに基づきまして、今度、16年度を策定していくということになります。それでできた内容につきましては、17年の4月に道の方に報告していくというものでございます。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑のある方。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 1点だけお伺いをします。

109 ページ、常設保育所にかかわってでありますけども、新年度からみどり町の保育所と中央の保育所が一緒になるということでもありますけども、ここの数字を見る限り、そう効果というのが顕著に見られないというふうに、数字だけ見ますとですね。

それで職員が一人減っていますよね。それであと賃金、臨時保育士の賃金含めてですけども、1,400万円ほど昨年より増えている。そしてトータルで1,000万円ぐらい増えていますよね。需用費を見ていると、賄い材料費ですね、これが増えているのですから、子どもさんたちの数が増えるからこうなるのかなというような理解もできるのですけども、その辺、どうしてこういう数字的なものというか、この背景はどういうことなのかということと、現在、子どもさんたちがいるのと、また新年度、募集しなければわかりませんから何とも言えないのでしょうか、現在の数と比べてどの程度増減見ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 保育所の保育士の配置になりますけども、これにつきましては、例えば、乳幼児ゼロ歳から1歳とありますけども、これにつきましては3人に一人の保育士を配置しております。また、2歳児につきましては6名に一人と、3歳については20人に一人と、4、5については30に一人ということで配置しております。

ですから、これによって最近では、ゼロ歳、1歳の子どもの入所がかなり増えてきておりまして、今のところだいたい定員といたしますか、満度な状況になってきております。そういうことからしまして、保育士も増えているというようなことになります。

ただ、みどり保育所の統合につきましては、経費削減ということではなくて、子どもがかなり減ってきているということで、やはり集団保育の必要があるだろうということで統合したところでございますので、ですから、そういうことで経費については若干増えている部分もあります。

それと、先ほど部長も説明いたしましたけども、緊急雇用対策ということで、障害保育ということで約6名の保育士も見ておりますので、これらについても人件費が1,000万円ですか、上積みされているというようなことになります。

あと、保育所の人数につきましては、昨年と大した変わっておりません。16年につきましては、今のところ463名入所予定でございます。定員が450名でございますから若干オーバーはしておりますけども、昨年と比べますとだいたい同じような数字かなと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） あげ足を取るつもりはありませんけども、保育所の統合については、小規模でそういう保育がうまくいかない、だから合併するというのではなくて、根っこには効率的な財政運用ということが、根っこにあったら、僕もそう考えてきましたので、ただ、説明するときにはそういう文言も使ったかもしれないけども、私は基本的には、今、課長、改めて言うから私も言うのですけども、そうではなくて、効率的な財政運営ということが根っこにあったのだらうと思います。それは答弁はいいませんが。

早い話が、小さい子ども、未満児が多いから、ある程度保育士の先生方も配置をしなければならぬということで、これだけの金額だということで、子どもさんたちの数は変わらないということで、そういう年齢によって、どうしても必要だということの押さえでよろしいですね。

そしてまた、これにさらにみどり町がもしあったとしたら、これにさらにまた人件費も含めて、そういう経費もかかったであろうということですよ。ですから、少なくなった分、そこは、経費はそれなりに少なくなっているという押さえですよ。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 先ほど常設保育所の人数を申しましたけども、全体ではさほど変わってはいないということですけども、ゼロ歳、1歳につきましては、16年度については48名の方が入所予定になっています。それで、昨年については37名でございます。そういうことで11名も増えていることになりますから、これも普通でいえば保育士も4名ぐらいいは増えるというような状況になります。

それと、みどりから中央にいて、人数が80名ぐらいいの子が入るという中で、これにつきましてはだいたい職員については同じ数と押さえておりますので、さほど影響はないのかなと思っております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 私も2点お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、ページ数で98ページ。老人福祉費、11節の需用費、50 敬老会食糧費にかかわってお尋ねしたいと思います。

今回、敬老会の参加につきましては、年齢を引き上げられるというようなこともありまして、変更されるのですが、それによって生まれる経費といいますか、引き上げることによって生ずる経費的な効果というのはどのぐらいなのかということが一つです。

それからもう一つ、敬老会そのものについては、もちろん年齢的な改善もあるのですが、内容的な改善も必要ではないかなというふうに思ってお尋ねするのですが、実は、以前の委員会の中でも、敬老会の食事、ここでは50のところ敬老会食料費と挙がっておりますけれども、出席をとらないでやっというから、残っていることとか、いろいろ問題ありましたね。そういう状況がまだ改善されないで続いているやに聞いておりました。

それで、そういうところの改善も図ることが大事ではないかということと、もう一つは、現在1カ所で集中されてやっております、それでバスなども使われて、かなりの経費をかけて実施なされてきたいと思うのです。このこと自体は非常に喜ばれるし、一堂に会するというのも、遠方の人に会えるというようなことで喜ばれてはいるのですが、そういう経費などもかなり運送経費もかかってい

と思うのですよね。そういうことを思うと、もうちょっと取り組みの仕方を変えて、そして経費もかからないような形で済むような手法というのも模索する必要があるのではないかと。今回の予算の中ではその辺はどんなふうを考えて提示されていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それから、ページ数でいきますと、109 ページ。2 目児童医療費の扶助費になりますか、昨年から乳幼児医療費につきまして、3 歳を超えた人に対して2分の1の助成ということが実りまして、少子化時代において大変喜ばれている制度でありまして、今年がはじめて通年を通して利用されることになりまして、効果の状況もその中できちっと見えてくるのだらうと思うのですが、一般質問でもありましたように、これにかかわる道の制度が変わりましたね。それで、道は全体としては助成をすることをとり止める形で、四つの医療制度にかかわる改定を出してきたのですが、乳幼児医療費にかかわりましては、6 歳まで引き上げて1 割負担というふうになりましたね。その点だけを見たら、町は1.5 ですから、それが1 になるわけですから、道から来るお金がその点でいえば増えるのかなというふうに思います。そうすると、そういうせっかくの機会を生かして、より前進した、さらに町としてもそのお金を生かして、できれば6 歳まで入院も通院も援助できると、無料でやれるというような方向が見えてくると、もっともっと少子化に役立つのではないかとというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 最初に、敬老会の関係であります。年齢を引き上げることによって、効果ということであります。実は今、平均寿命の延びということも十分計算、今回いたしまして、今の会場の入れるスペースということも考えたときに、今、現状の75 歳以上をご案内申し上げますと、参加された方が全員を中に入れていただくことは不可能という判断を今回いたしました。その中で、76 歳から、これは77 歳を基本とする、今年度については76 歳の方をご案内申し上げますと、今の施設の中で利用をしていただけるような状況になるということで、実質、年齢を上げたことによって、例えば、参加人数が減るのかと言われますと、総体の人数ではあまり減というふうには、こちらの方では理解していないところであります。

それと、内容の見直し等であります。今、確かに料理等をお持ちいただいて、そこで食べる方もいるし、持って帰る方もいらっしゃいます。その中で、今、抜本的な見直しをしようということで、昨年、一昨年と、老人クラブの方々ともいろいろ協議してまいりました。その中で、今言ったバスの話もいろいろございます。それと、地域性の問題、地域が、自らが敬老を祝うというような姿も必要でないかという公区長さん方の意見もあります。

そういうことで、そういうことも含めて、今回、企画の方で、公区長さんの代表の方が集まっていたいて、いろんなもろもろの町の行政とのかかわりの中で、協議しなければならぬことを、今、協議する場を作っております。その場の中で、例えば、敬老会が地域型の中の開催ができないかということも、敬老会の皆さんの意見もいろいろ聞いております。そういうこともいいではないかという意見、また、公区長さんも地域でやることもいいという方も、かなりの数がいらっしゃいます。そういうことで、公区がどういう形で行政とかかわりながら、敬老をできるかという仕組みも根本的に改正したいというふうなことを考えております、金額は別にしてですね。そういうことも考えていきたいなど。

ですから、今は、今年度に限りは従前どおり実施をしたいなということで予算は計上しております。それで、今年度中に、今、言った形の中でいろんな協議をして決めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

医療費について。

ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（伊東昭雄） 暫時休憩いたします。

(13 : 42 休憩)

(13 : 43 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩を閉じて再開いたします。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 乳幼児医療の関係であります。ちょっと時間とらせましてすみません。

それで、今、通院に関しては2分の1助成ということで、就学までしています。そんなことで、今度1割負担ということで、1割5分あったやつが1割になると、こういうことで5分が浮くのではないかということですが、この財源をどうするのだという話は違う議論になるかなと思います。

それで、今、入院に関してもいろいろな問題が状況変わります。入院については今まで無料でした。それを今回、1割負担ということに道の要綱の中では変わっていきます。これを幕別町は、今、最終的にどういうふうにしていきたいと思いますという最終的な判断は、今、実はできておりません。というのは、道の状況が明確な形で、我々予算の段階ずっと詰めて、そのことを議論するような状況がちょっと遅かったものですから、私どもこれから、基本的には道の考え方に踏襲するという基本形はありながらも、いろんな状況、先ほどの次世代の問題も含めて、いろんな議論がこれからなされる場があるのだろうと、その中でいろんなことを検討していきたいなということで、もうしばし時間をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず、敬老会のことにつきましては、直接かかわる団体の方たちを中心に改善に向けての検討がなされているということでもありますから、そういうことが大事かなとは思いますが、私はやはり、お年寄りの方たちをその町内の、これまでご苦労なされてここまでこられたお年寄りの方たち全員にきちっと祝う機会を与えられるというのが、大前提だというふうに思うのですよね。

そういうことを考えれば、今回は、スポーツセンターですか、そこが本当に狭い。自分たちも参加させていただいていて気の毒なぐらい狭いのですよね。だから、こういう参加もどうなのだろうと思いつながらいたのですが、ただ、スペースがなかったからいっさい、というようなふうにも受け取れたのですけれども、政策的にやっぱりきちっとやっていくということが大事ではないかなというふうに思うのです。

たぶん、そういうふうにしなくて、ただ、入れないから切るというよりは、その75歳以上の方が、例えば、100人、200人増えたのだったら、その人たち全員を対象にどういう形をとったら全員に祝っていただけるのかなということが大事ではないかなと思って、あえて伺いました。

それと、細かいことで申し訳ないのですが、お弁当や何かの中身の改善でも、たまたま去年の参加させていただいていると、おうちからお弁当だけいただきに来て、お断りされている例も目の当たりにしたり、あるいは実際に終わった後、結構残っていたりというようなこともあって、やっぱり本当に細かいことなのですけれども、やっぱり75歳の方ですから、そういう一つ一つの楽しみをどういうふうにも均等に与えられていくかということでも、出欠をとるとらないということなんかもなってくるのだろうかというふうには思うのですが、そういう点での改善の方向ですね。ここはきちっと持たれていくと思うのですが、そういう考え方があるのかなのか。そういうのも含めて相談なされていくのかどうか、伺いたいと思います。

それから、今の医療費の問題でありますけれども、やっとなお長年のお母さん、お父さん、若い方たちに願いが実って、就学前までの2分の1、通院にかかわって補助の制度ができたというところにいるわけですが、私は一番心配するのは、ちらっとおっしゃってられましたけれども、道は、前進面も一部あったけれども後退の方が多いのですよね、トータルで見ると。

そうすると、道の方に合わせてしまうというふうになってしまうと、せっかく築いてきた町の制度が引っ張られてしまうという危険性を及んでいるというふうに思うのですね。ですから、ただトータルでこの乳幼児の支援だけを見ると、前段も申し上げましたように、通院にかかわっては1割5分のところが1割で済む。だから0.5分が、計算上は予算として、今までよりは通院にかかわっては浮くようになるのかなと、そういうふうには思えばそれを生かした形での、トータルでみて生かした形の前進の方向というのを築いていただきたい、そういうふうに思うのですが考え方はどうでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 最初に敬老会の話であります。これは実は、私、毎年敬老会のクラブの方、役員の方と毎年懇談をすると、お互いに、例えば、こう思っている、こういうふうにしてほしい。ただ我々も逆に行政側からこういうこともお願いしたいとか、こういうことを協力お願いしますというような話を毎年一定の時期にお話しをさせていただいて、いろんな意見をちょうだいしながら一つの制度を見直していくという基本形であります。

それと、今、先ほどもお話しましたけども、敬老会のあり方については公区長さんも非常に興味をもっておられる。実質的に我が町の、我がお年寄りを祝いたいということが、本当に私たち今までずっと見ていただいて、果たしてスポーツセンターでああいうふうな集団のことが本当にいいのかという議論も併せて本当はさせていただいております。昔は会場変えて、3会場だとかいろいろなやり方ありました。けども、結果として今、そういう会場になっていますけども、そういう話もいろんな意見をいただいた中で、これからどう見直せばいいのだという話も併せてしております。

それで、先ほども言ったように、今度、公区長さんが、自ら公区の物事として、それと行政と一緒に敬老を身近で祝うと。そしたら参加するのも近いところで身近に手作りですというお祝いをしてあげられるような状況づくり。行政が一方的こうだよというやり方が本当にこれがいいのかということも含めて、こういう議論をしていかなければならないなというふうに思っているところであります。

それと今、医療の制度についてはいろいろありますけども、全部良い方向だけに進めればいいのかというふうなふうに思いますけども、いかんせん財源というのは、例えば、乳幼児の問題にしても交付税でも措置をしてくれるとか、いろいろな財源補てんがあるというのなら実際にはやれるのでしょうか、今の状況で道がそういうことで後退される。幕別町が今までの補助分に上積みして補助する、かたや道は撤退していくというようなことで、財源調整の中でも非常に本当は実態としてはいろんなものがあるのでしょうか、実態としては非常に、財政運営上の問題も含めて、大変この制度、例えば、形が変わっていくかもしれないけども、現状を大きく損ねることなく、やっぱり制度の運営もしていかなければならないということも含めて、その辺をご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 医療費の方ですけれども、全体が後退する中で維持すると。損ねないような形といういことで、そこは大事なところだなと思うのですが、実際に今、対象になっている子どもさんたちの入院・通院という割合は、割合というよりは実際に何人をそれぞれ予算として見込まれていたのでしょうか。

私が思うには、一般的には通院の方がずっと多くて、入院はそう多くないのではないかとこのように思うのですよね。当然、そこにつながる経費、入院の場合は一人当たりの経費は多いけれども、全体の予算としてはそんなに多くないのではないかなというふうに思うのですよね。そうすると、この制度だけを見れば、道の乳幼児医療費の助成制度を見る限りでは、通院の数の多い方が予算化されて、そして入院の方が逆に負担が増えるということですから、トータルで見ると、町にとってはマイナスにならないというふうに思うのですよね。

それで、実際にはどのぐらいの人数を予算化されたのかということと、そういう現実に照らして、制度を維持していくという考えに立てられるのかどうか、伺います。

○委員長（伊東昭雄） 医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 乳幼児医療費の扶助は、今年予算で4,440万円を計上しております。

それで、入院と通院という分け方といいますか、私どもが予算計上をする際には、いわゆる北海道の補助対象分、北海道の補助対象分というのは、3歳未満の方にありましては、入院も通院も、初診時一部負担金を除いては、全額助成ということになります。初診時一部負担金の部分については町が単独助成ということになります。

3歳以上の方にあつては、現在の補助制度にあつては、入院は全額助成ですが、通院にあつては北海道は助成をしておりません。ですから昨年の10月から2分の1、3割負担の2分の1ですから、1.5割分を町が単独で助成をしているということになります。

この4,440万円の内訳ですが、北海道の補助分をおおむね3,000万円。町の単独分を1,440万円見込んでおります。ですから、単純に申しますと、まだ北海道は、今、開かれております道議会で予算案が審議されているところですので、私どもの方に、補助要項の改正が届くのは4月以降になります。ですから、それらの決定を待ってからということになりますが、仮の話で申しますと、1,440万円が約3分の2に、一般財源ベースではですね、かなり乱暴な話ですが。というのは、3歳以上にあつても、課税世帯に属さない方にあつては従来どおり助成をしますので、課税世帯に属する方のみ1割負担を求めるということになります。おおむねほとんどの方が課税世帯に属すると思えますけれども、そういうことから、一般財源ベースでは、1,440万円の3分の2、480万円が浮いてくるということを考えております。

○委員長（伊東昭雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

（13：55 休憩）

（14：10 再開）

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 衛生費のご説明をさせていただきます。

119 ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2,765万2,000円であります。

本目は嘱託医師14名分の報酬及び費用弁償など、健康診査委託や各種保健医療にかかわる負担金、補助金などが、主なものであります。

120 ページをお開きください。13節、細節5、夜間救急委託料であります。これは現在、第一病院と契約しているところでございますが、この契約につきましては、前年度もご説明申し上げましたが、13年度から10%ずつ減額し5年間で契約を廃棄するというものであります。昨年、第一病院でありますがお話し合いをいたしまして、1年短縮し、本年度で最終年といたすということでご理解をいただきましたので、今年度限りということで、1年短縮されたものでございます。121ページであります。19節は、十勝圏複合組合の高等看護学院負担金のほか、細節11は、公衆浴場確保対策事業費補助金、細節13は、日曜診療に対する交付金であります。

2目予防費、本年度予算額847万円であります。

本目は結核、麻しん、エキノコックスなどの予防に要する費用であります。

123 ページをお開きください。3目保健特別対策費、本年度予算額3,274万円であります。

本目は胃や婦人科検診及び基本検診、また、各種成人病の予防対策並びに健康に関する啓発事業に要する費用でございます。124ページであります。13節、18脳ドックの委託料でございます。これは新規事業として、本年度から実施してまいるのでございます。

125 ページであります。4目診療所費、本年度予算額593万1,000円であります。

本目は駒島・糠内・新和・古舞・日新の各診療所で行う診療に要する費用でございます。

126 ページであります。5目環境衛生費、本年度予算額7,868万9,000円あります。

本目は葬斎場及び墓地の管理のほか、個別排水特別会計繰出金に要する費用であります。128ペー

ジをお開きください。13節の細節10であります。これは省エネ事業であります。これは平成15年において、本町の地域省エネビジョンを定め、省エネの目標や目標達成のための施策を定めたところでもあります。本調査は具体的な個々の建物について、本体や照明、空調、暖房などの設備の省エネ調査を実施し、これらを事業化するための手法について調査をするものでございます。経費については10分の10の補助で実施される場所でもあります。15節葬斎場、火葬炉の補修を行う場所でもあります。28節は個別排水、公共下水道区域外合併浄化槽の特別会計の繰出金であります。

6目水道費、本年度予算額1億4,716万円であります。

本目は十勝中部広域水道企業団への補助金及び出資金であります。129ページであります。細節28繰出金は、簡易水道特別会計繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額3億6,206万1,000円であります。

本目は、ごみの収集及び本年度10月からの有料化導入に伴います必要経費を計上させていただいたところでもあります。本年度は10月からの有料化導入に伴う必要経費を計上したものであります。主なものといたしまして、廃棄物減量等推進委員会に係る報酬のほか、11節細節30では、印刷製本費、ごみカレンダーの1万部の印刷、それからごみ分別の冊子、有料化リーフレット各1万5,000部、指定ごみ袋、処理券などの作成にかかわる費用でございます。130ページをお開きください。12節細節15は、公共施設等ごみ処理手数料であります。細節16は、指定ごみ袋取扱に係る手数料であります。13節細節5は、ごみ収集委託料であります。可燃・不燃・資源・大型ごみの収集運搬にかかわる経費であります。15節豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事ではありますが、平成14年度着工、平成18年完成の工事であります。本年度の工事内容は、覆土工事、法面張芝工事、それから排水工事の実施に要する経費であります。131ページであります。19節細節3は、十勝環境複合事務組合負担金、細節5は、資源回収推進実践地区の協力交付金であります。細節6は、家庭用のごみ処理機補助であります。電動ごみ処理機につきましては、平成13年度より実施いたしておりますが、本年度から減量化推進のために、30基の補助の予定しております。なお、昨年の実績は20基でございました。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○15（芳滝 仁） 131ページ、2項清掃費、1目清掃総務費、19節、細節の5、資源回収推進実践地区協力交付金並びに7、資源回収業者協力交付金に関しましてお尋ね申し上げたいと思います。

これは、各公区であるとか子ども会等々によりまして、ボランティアで有価資源の分別をして、多くの人たちが協力をして出しているごみでありまして、これに関しまして、町の方で、1キロ4円ということで出されている金額であると認識しております。

予算が280万円ということで、昨年度15年度では、310万円を超える実績があったようではありますが、3年間ぐらい同じ予算の形で推移をしていると思いますけれども、この回収されました総重量が787トン、これをいわゆる資源回収の、今かかっております単価50円でかけましたら4,000万円ということになります。

この300万円弱と70万円を足しましても400万円にいかないわけでありまして、あと、くりりんセンター等にかかる経費を含めても、おそらく1,000万円は超えないのではないかと思います。これがすべて町の資源回収のところで回収をされましたら、やはり3,000万円、4,000万円のお金が余計にかかるという計算になろうかと思うことでもあります。

そういう意味で、やはり地域の方が、町長の行政執行方針にもありましたように、協働のまちづくりということで、いわゆる循環型の地域をつくっていくということで協力している成果だと思っております。有料化につきましては、民生委員会で審議されておりますので、その議論を待ちたいと思うのであります。私は有料か無料かということではなくて、本当に循環型のその地域をつくっていくのか、ごみの減量化を目指していくのかという一つのところの中に、地域住民が応分の有料で負担をしていくと、協力をしていくということは、それは正しいと思うのでありますけれども、それ

と同時に、この住民意識の高揚、そしてその推進に、この3年間、また、去年、そして今年、この280万円という予算でありますけども、どのようにしていかれようとしておるのか。

それがないと、例えば、不燃・可燃で、有料で、少なくなっても資源が増えるわけでありまして、その分、またキロ50円で運ぶことになりましたら、本当にその効果がないのではないかという意味で、いわゆる循環型の社会、減量化という精神と申しますか、それを本当に決定していく中で、有料化ということと呼びかけていく、理解をしていただくというふうなことでないと、政策としてどうなのかという疑問があるわけでありまして、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、お話いただきました資源回収、これは非常に、今、50円という計算でありますけども、これは資源の部分については約50円であります。一般の燃えるごみ、燃えないごみの取にかかわるものは、三十何円ということであります。実に大きな額になります。

それで、これが、町内会がこういう事業をやっていただいて、787トンという大きな数字が処理をされているということでもあります。これは大変、今、財政負担の大きいときに、非常に効果的なことであり、これから、先ほど委員さんからもおっしゃいましたように、キロあたり4円を町の廃品業者が持って行っていただいたトン数にかけて、幕別町は4円をキロにあたり、その町内会に交付するという仕組みで、今現在やっております。

これは当初、2円でやっていたものでありますが、これは思想の普及向上ということも目的に、当時、容器リサイクル法などないときに、資源の有効活用という中で、この制度を利用して多くの資源回収にまわしてもらったということでもあります。そんなことで、実に今までの効果というのは絶大な効果だったというふうに思っております。

それで、今回有料化も含めて、有料化のお話もありますけれども、この思想を、例えば、今言った、資源に移行するようなことの拡大策を、我々はこれからも、例えば、先ほどもリーフレットだとかいふようなことを、これから町内の方にご提示して、皆さんに見てくれるような努力されやすいような環境づくりをしたいというようなことも含めて、それを本当に大事なものとして、これからやっていきたい。ですからこれからも、町内会に本当に一つ一つの町内にもお邪魔してでも、本当にいろんなこの協力に対する啓蒙だとか、いろんなことをしていかなければならないというふうに考えております。何よりも大事なことをまず優先的にそのことを考えているということでございます。

○委員長（伊東昭雄） 芳滝委員。

○15（芳滝 仁） 確か62団体ぐらいがこれに協力をしてきていると思うのでありますが、年10回以上実施しているところが、昨年度は17公区でありまして、1回から4回までが30公区あるわけがあります。

ごみの有料化もあるのでありますけども、やはり意識の高揚ということで、このことを一つの課題としまして取り組んでいく中で、その意識の高揚を図っていく。そういう中で、その有料化ということを考えていくというふうな施策ということが非常に必要になってくるのではないかと思うわけがあります。

これで、だいたい3,000万円以上の減額になっているわけでありまして、これが倍の協力になりましたら6,000万円近い減額になるわけがあります。有料化するよりも非常に大きな削減になっていくかと思うのであります。

私はそのように一つの不法投棄の問題も、その意識の高揚というところで解決されていく問題だと思うわけでありまして。10月にされるということなのでありますけれども、それに向けて、それがなかったら本当に、ただお金を取られてしまうのだと、有料化なのだということであれば、かえって意識の高揚をしていく、循環型の社会をつくっていくことに逆行していく形になるのではないかと。この10月にされるのでありましたら、その辺の一つの施策ということは具体的にどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、議案を審議していただいている過程でございます。結論が出たような話の中でなかなかお話ができませんけども、今、いろいろ議論していただいた中で、本当に減量という、本当に日本の少ない資源をどう今度長く活用していくのかということ、今、委員が指摘されたようなことだと思います。これから本当に資源が今後の日本を救っていくのだよということでもあります。そのことも十分意識し、そしてこれからの議案を通していただいた過程の中で、4月からは半年間の、今のスケジュールの中では半年間の時間をいただいております。その間にしっかりとした体制をつくって、本当に理解のされるような、これからそういう、例えば、周知するべくいろんな、先ほどパンプの話もしましたが、職場の組織づくりもしっかりしたものをつくって、住民対応がすぐできるような、そういう体制づくりもこれからの体制に向けて、いろんなことを検討し、住民にご理解いただけるような姿をこれからもつくっていくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ただいまのやりとりについての関連でありますけども、早い話が、現在、資源ごみ、これ資料ですけども、町で収集しているのが1,320トン。それにかかる経費が6,746万8,000円。10キロ当たり511円、キロ当たり51円かかっていますよね。それで、おそらく芳滝委員の言わんとするところは、現在、ようするに公区ですとか、いろんなそういう子ども会、団体が自主的に集めて業者に売っていますよね、町に出さないで。それに対して町はキロ当たり4円補助していますよね。それを、4円ではなくて、もっともっと高くして、キロ当たり50円かかるわけですから、町で出すと。ですから、極端な話、50円まで出しても町の負担は同じということですから。単純にはいかないかもしれませんが、数字上だけの話です。

ですから、その4円を、10円でも15円にしても、町の方に出さないで、要するに公区の活動費として町から助成になるわけですから。ですから、それに充てようというそういう啓蒙というのでしょうか、そういうものにつなげていかなければ、口でただ啓蒙とか、どうのこうのと、減量と言っても、なかなか実を結んでいかなと思うのですよね。

ですから、この4円をもっと、何ぼがいいかは別ですよ。やっぱりもっと多くして、公区の人たちが、あるいはそういう団体の人たちが出すと、町に出さないで、我々が集めているやつに出すと、公区からこれだけの助成になって、活動費が増えるのだよということをしていかないと、目に見えた効果というのは出てこないと思うのですよね。

ですから、私は、今回、予算が出ていますけども、だいたい同額で出ていますよね。ですから、有料化になるなら別として、今年の新しい予算で補正でもして、これの金額をもう少し上げて、そして町の方のごみの収集に出さないで、自分で業者に売るといって、そういうシステムをより強固に強くしていかないと、町の負担は口だけで言っているのはなかなか減っていかないということだと思います。その辺の考え方。

関連ですから、これだけにしますけど。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、資源の問題であります、公区に4円還元していると。これは実は12年から、2円から4円に上げたという経緯がございます。

今、容器リサイクル法だとか、いろんな諸条件、例えば、過去に資源が、今言ったプラだとかいろんなことが収集できるような体制が今回できまして、そして行政と民間が共同で、今、資源を収集するセンターをつくっております。そういうことも含めて、これから、今、千葉委員がおっしゃるようなことが本当にいい効果が実際出ていることも事実であります。だけど、これから財政的にも厳しい中で、例えば、これを上げることが財政的に、結果論としてはいいのかもしれないけども、思想的な部分で、例えば、皆さんがお金を得るからこうだというふうでないことが、我々これから一つのまちづくりの中で構築していけないものかなという部分も実はあるのです。

皆さんがそういうことで、資源を多く活用するような仕組みをつくるのですよという実質的な気持ち

ちを、これから我々がいろんな形で訴えていきながら、それができないのかどうかということも非常に、今、考えているところでもございます。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） そういう思想というか、町の財政的にそういったことが耐え得るのかどうなのかということですけども、今、出しているような同じような形で出していくと、町の負担というのは、去年はわかりませんが、少なくとも6,700万円負担しているのですよ。そしてこの量だったら、このまま負担していかなければならないのですよ。そしてこれが、町の収集に出さないで、独自に集めて業者に売ってもらうと、これは減るのですよ。財政が耐え得るか耐えられ得ないかという問題では、僕はないと思う。

単純にはいかないかもしいないけども、システムとして、町の収集に出さないでそっち側へ出してもらえば減るということですよ。何ぼ減るかはわからないけども。そしてキロ当たりの単価が50円かかるわけですか、町の方で持っていくと。そして、そっちでお願いすれば、同じ金額出したって同じということですよ、町の持ち出しは。そんなに出世とは言いませんけども、今、4円のやつが、もっと多くして、自ら、公区の人たち、あるいは団体が、自らそういう循環型の社会というのですか、自分たちで出したごみは自分たちで業者に出して売ろうと。そして結果的にそれが町の財政負担も少なくなる。そしてまた公区の運営費も増えてくるということであれば、みんながいいではないですか。そういうことだと思うのですけども。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 資源ごみの関係につきましては、三つのかかわりがあります。

一つには、うちが処理をしていただいておりますリサイクルプラザでの処理費用の問題。それから収集経費の問題。それと、今、公区で集めている資源回収の問題。

15年度から資源のリサイクル法ができて、リサイクルプラザを複合事務組合中心になりながら、複数町村が集まってつくった経過がございます。1トン当たり、今、2万6,000円ぐらいの処理費用で、町から処理をいただいている。それは複合事務組合の負担金として、町が負担をさせていただいております。

確かに、今、言いますように、公区から出される部分がかなり少なくなってくれば、うちとしては1トンあたり2万6,000円の単価がその分負担しなくていいという、結果としてはそうでございますけれども、ちょっとその辺がジレンマございまして、新聞等、かなり高額で売れるものを公区から集めていただいて、直接業者さんに売っていただくと。そうしますと、リサイクルプラザで扱うものが、ほとんど有価物として売れない状況になってきたときに、今、2万6,000円の1トン当たりの処理費用が当然のことながら3万、4万というふうな処理経費に跳ね返ってくるというふうになれば、売る費用がないわけですから、リサイクルプラザとして処理するときに、必要な経費はより高上がりになると。

その辺のところは15年度から導入された経過、まだ1年しか経っていないものですから、一つには、公区に全部売れるものだけお願いしたときに、実際にその後、リサイクルプラザの処理費用が、今の2万6,000円が4万円であるのか、5万であるのか、そういうことも可能性として残ってくる状況が一つあるかと思えます。

ですから、単純に公区にすべて集めていただくということだけで、単に幕別のことだけ考えれば処理費用としては安くなるかもしれませんが、トータルとして考えるときに、リサイクルプラザの処理費用がどんなふうな跳ね返りを見せるのかどうなのか。その辺のところをきちんと検証していかないと、単純に売れるものだけ公区で売っていただくことで、総体として費用が安くつくのかどうなのかということは結論づけられない部分が出てくるのだろうというふうに思っております。

それと、リサイクルの中で、そういうものが出されるのは、今、トン数割りで割り返すとトン当たり51円ということでございますけども、これが倍になっても、少なくともそれ以上、収集経費がかかるわけではございません。トン当たり、倍出ても、同じ収集経費でやっていただくものですから、必

ずしも 50 円ということではないかと思えます。増えても、じゃあ、処理収集経費は倍になるのかということにはイコールにはなっていないのだろうというふうにも思っております。

ですから、少なくともそういう複合でつくっている組織の組合の経費負担も含めて、トータルでどういう仕組みが一番いいのかということをしちんと検証して進めていかないと、単純に公区から出されて、その分が減るということではイコールになってこない部分もあることもご理解をいただければなというふうにも思っております。

それと、今、一番私どもとして何がこれから有料化に向けて大事なのかということをおし上げれば、少なくとも今まで燃えないごみとして出されていた、いろんな中に、本当に資源ごみとして活用できるようなものがないのかどうなのか。本当にプラスチック類は、単純に過去からの経過としては、燃えない方にポンと入れるというような状況もございますので、先ほど部長の方からも説明しておりますように、これからの期間についてはそういうことをしちんと町民の中に啓蒙する中であって、できるかぎり有料となる部分の排出量は削減して行って、資源の方に振り返るようなことをどんどん啓蒙していく中で、少なくとも燃えるごみ燃えないごみの減量化は今以上に図っていきたく。それをある程度徹底する中で、町民にやっぱり資源として出すものについての意識の啓蒙、これは確かに公区活動も大事だと思いますけども、そういうものをトータルで判断しながら、これから施策を組み立てていきませんか、将来どんなふうな負担に跳ね返ってくるのかというのは、今の時点でははっきり申し上げることはできませんけども、そういう可能性も残されていると。それをトータルで考えたときに、単に公区に、例えば 4 円を 10 円にするとか 15 円にするだけで、町として全体の経費負担が低くなるのかということとイコールにならない部分もあることもご理解をいただければなと。

いふなれば今 2 万 6,000 円の処理費用が、有価物だけ先にとってしまうわけですから。売れないものだけリサイクルプラザにいったときに、その処理費用はトータルとして今の倍になるのか、倍以上になるのかということも出てまいりますので、それらを十分見極めながら、その辺のところは判断をさせていただければなというふうにも思っております。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 先ほど私も申し上げたように、単純にはいかないということはそういうことだと思うのです。有価物、それは当然売却をして、そして、かかるセンターの経費に充てたり、収入として見るわけですから。

ただ、今、4 円と 51 円ということは 12 倍ぐらゐの差がありますよね。単純に、割合にすると。ですから、僕は同じ金額に近いぐらゐのものを出せということになると、当然そういうことになると思いますが、例えば、4 円が 6 円になったって 8 円になったって、僕は、それは結果的に町の持ち出しが増えるということにはならないのだろうと、これは推測の域出ません。

ただ、そんなことで、今後、より詳細にどのぐらゐ減ると、有価物の割合にもよるでしょうけども、ある程度町としての試算をして、もう少し出しても、公区にですよ、補助金としてもう少し出しても最終的に町の持ち出しが減ると。それはどこまでいけばどうなるのかわかりませんが、そういうシミュレーションというのでしょうか、試算をして、やはり公区だとかそういう団体でも、積極的に資源ごみを回収するというような、口だけのことではなくて、そういう形できちっとしてやるのが一番減量につながっていく、そしてまた、助役と言われるように、分別収集にもつながってくるのだろうというふうにも思うのです。そんなことで、それは今後の課題ですから、そういったことをなるべく早く、どの程度まで出すことが、町として最終的に得なのか、その辺を私は検討してほしいと、すべきだというふうにも思います。その答弁。

それと、委員長、これは関連ではありませんけども、ごみですから関連してくるのですが、同じ目の中で質問を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 結構ですよ。

○19 番（千葉幹雄） それでは、13 節委託料。ごみの収集委託料について、細節 5 ですけれども。

これ、去年の金額から見ると、2,700 万円ぐらゐ増額になっております。おそらく年度当初ですか

ら、途中で資源ごみが分けることによって、当初見ていた金額よりも倍ぐらいの量になったということで補正しましたよね。ここだと思うのでうけども。それで、そのときの助役の説明では、要するに当初見ていたよりもごみの量はそんなに変わらないけども、リサイクルの分が増えたという、資源ごみが増えたということですよね。それで、当然そこが増えるということになると、可燃・不燃が減るという状況だというふうに思うのですけども、そこで、先般、町で行った有料化等の懇談会の中でも話が出ていました。ということは、分別すると資源ごみの量が本当に増えたということです。良いことだと思えるのですけども、それで、可燃・不燃が非常に減ったと言っている奥さんがいらっしゃいました。私も実際そうだと思います。

そこで、当然減るということになると、今、可燃が2回ですか、不燃1回、資源1回かな。そういうサイクルでやっているのですけども、新年度もおそらく同じそういう収集体系で予算を組んでいるのだらうと思うのですけども、例えば、1週間に一遍が2週間に一遍で済むとか、そういうようなところまで量が減ったということにならないからこうなるのでしょうか、その辺、どの程度減量、可燃ごみ・不燃ごみですね。分別収集の前と比べて、どのように押さえられていますか。

○委員長（伊東昭雄） 暫時休憩いたします。

(14:42 休憩)

(14:43 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩を閉じて再開いたします。

助役。

○助役（西尾 治） 前段、私の方から答弁させていただいていますように、やはり15年からはじまって、まだ1年も経過していない中で、例えば、組合を構成している市町村がそういうことで、地元で有価物全部集めた場合については、一定程度そういうものを含めて処理費用としては1トン当たりいくらかということで、今、試算されているわけですから、これが場合によっては、お金になる対象物が少なければ当然処理費用は上がってまいりますし、それらは確かに公区の皆さん、力を合わせてやってもらう、そういうことで地域住民の意識啓蒙のために役立っていく。そのこととは裏腹な面、確かにありますけれども、その施策も生かしながら、トータルでどうしていくのが一番いいのか、まだまだ始まって1年経っていないような状況の中で、当然のことながらそういうのをトータルで判断をさせていただいて、一番どういう手法をとっていくのがいいのか、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 委託料の関係でございますけども、当初予算から見ますと約3,000万円近く増えているということで、当初、積算したときには、これだけの量が出るという想定はしていなかったということで、台数も増やしたということで、補正にて対応をさせていただいたところでございます。

それで、資源の分別といいますか、回収に当たりましては、ちょっと今、15年度の数字がちょっと閉めておりませんので、どれだけの量が減ったというのはいわかりませんが、おおよそとしまして、不燃・可燃につきましては、20%ぐらい減っているのかなというふうに押さえております。

それで、今、ちょっといろんな状況もございまして、すぐには台数を減らすとか、回収を1週間に2回だとか、1週間に1回だとか、それについてはちょっと今のところ検討はしておりますけども、早急にはちょっと改善といいますか、変更できないのかなと。

ただ、今年度のいろんな状況を見た中で、来年4月ぐらいからは、軽減といいますか、変更をしていけるのかなと思っております。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 一部関連するところも出てこようかと思うのですが、130 ページ。今の1目清掃総務費の中で、役務費、12 指定ごみ袋取扱手数料。上の段の11 需用費の30 印刷製本費。

先ほどの部長の説明の中では、これは10月を期限として有料化に踏み切られるというような提案

を、今なされておりまして、それにかかわる経費をここに計上されて予算を提案されているというふうにするのですけれども、まず、前段で予算の提示の仕方ということで、ちょっと疑問に感じるものですからお尋ねするのですけれども、現在、この有料化については、町で条例提案をなされまして、そして議会の流れとしては委員会に付託されて審議なされている途中ですね。

それで、最終的には、結論から言えば、条例が決まって、そして予算が決まっていくということありますので、流れ的には間違いではないというか、そういう手順を踏んでいかれるのだというふうにするのですけれども、しかし、私、条例が提示されると同時にその本予算も提示されるということについては、理事者側は政策で打ち出されて、それがきちっと実施されていくのだというもとに、予算もきちっと提示されたというふうに考えていらっしゃると思うのですが、きちっと住民の意向を聞く、あるいは議会の意向を聞くというふうにするならば、きちっと条例が決まった後に、予算が出てくるのが正しい流れではないのかなというふうにするのですよね。

今、この問題ではいろんな論議なされていて、いろんな角度からの研究も必要だというような中での内容です。実際、細かい内容については、委員会に付託されておりますから、掘り下げて触れるということにはなりません、その提示の仕方としては、私は条例がきちっと決まった後に、それが実れば補正予算という形になるのでしょうか。そういうような流れが一番わかりやすい手法ではないかというふうに、まず思うのですけど、この提示の仕方について伺います。

○委員長（伊東昭雄） 暫時休憩いたします。

（14：48 休憩）

（14：51 再開）

○委員長（伊東昭雄） 再開いたします。

予算案は議決されない限り執行されないものでありますので、今、ここで議案が執行されないものでありますから、今、ここでそういう面に触れることはいかがなものかと思えます。

それで、今、委員会で、その点については検討しておりますので、その結果を一つ見てからにしたいと思いますがいかがでしょうか。

予算の提出の仕方については、これは間違いはないというふうに思います。

○2番（中橋友子） わかりました。結論としては、ここの提案、10月からの問題については、ここでは触れないということしかないのですね。ちょっといずいのですけども、私、自分の立場上もこれは自分に振り返ってきたなというふうにして聞いていましたので、だから、流れとしては正しいと。審議のもっていく中で整理をして、きちっとその趣旨が生かされるような形で集結を見るということ以外にないということですね。

はい、わかりました。

○委員長（伊東昭雄） そのほかに。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 5款労働費について、ご説明させていただきます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,289万3,000円。本目は労働者対策に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6につきましては、管内に事業所があります中小企業の勤労者の福祉向上のための事業を実施しております十勝勤労者共済センターに対する負担金であります。町内の8事業所41名が加入しております。133ページになります。21節貸付金、細節1勤労者福祉資金貸付金は、勤労者の生活と福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をして、貸し付けを行う

ものであります。労働金庫は1.5倍の融資額を設定しているところでございます。

2目雇用対策費、予算額440万7,000円。

本目は雇用対策に係る経費であります。7節賃金、細節2臨時職員賃金につきましては、新卒者で就職を希望しながら未内定の方を臨時的に任用する職員として採用し、民間企業等への就職の促進を図るための緊急雇用対策であります。13節委託料、細節5につきましては、季節労働者の雇用対策として、街路の清掃を行うものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、5款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時10分まで休憩をいたします。

（14：56 休憩）

（15：09 再開）

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6款農林業費について、ご説明させていただきます。

134ページになります。6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,395万9,000円。本目は農業委員の報酬と経常経費であります。

135ページになります。2目農業振興費、予算額1億4,195万円。

本目は農業振興に係る各種補助金・負担金と、それに伴います事務経費であります。

137ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節11は、町内の農業関係機関あるいは団体で組織いたしますゆとりみらい21推進協議会に対します補助金であります。細節12から16、19につきましては、各種借入資金の利子を補助するものでございます。細節18ふるさと土づくり支援事業は、良質堆肥の確保及び生産に対する補助金であります。細節21につきましては、農業用の廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するため処理運搬経費の一部を助成するものでございます。細節23は、農業振興公社にかかわる運営費の補助であります。細節25につきましては、幕別町農協がパソコン等の設備など、トレーサビリティシステム導入に係る補助金でございます。国費事業でございます。

138ページになります。3目農業試験圃場費、予算額376万9,000円。

本目につきましては、試験圃場の運営経費でございます。主な試験内容といたしましては、牧草刈り減肥試験、あるいは金時の再播種の試験などを予定しております。

140ページになります。4目農業施設管理費、予算額736万2,000円。

本目につきましては、農業担い手支援センター及びふるさと味覚工房にかかわる運営費でございます。7節賃金は、味覚工房で管理に当たります嘱託職員2名の賃金であります。

141ページになります。5目畜産業費、予算額2,458万1,000円。

本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。18節備品購入費につきましては、公社貸付牛、平成11年度に公社から貸し付けを受けていました肉用雌牛14頭分の購入代金の支払いでございます。142ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節16につきましては、家畜ふん尿処理施設の整備を促進するための補助事業であります。ご存じのように、平成16年10月末が整備期限となっておりますけれども、残りの要整備対象農家につきましては、24戸でございまして、そのうち、16戸が町と農協の単独事業で、また、8戸が国庫補助事業等で整備を予定しているところでございます。

6目畜産基盤再編総合整備事業費、予算額1億1,037万9,000円でございます。

本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地造成・改良事業、堆肥舎等の整備を行うもので、事業主体は北海道農業開発公社となっております。なお、平成16年度が最終年度となっております。143ページになります。7目育成牧場費、予算額1,477万3,000円。本目につきましては、牧場運営委員の報酬と牧場の管理運営費でございます。

145ページになります。8目農地費、予算額2億573万4,000円。

本目につきましては、国営・公団営・団体営等の事業の償還金及び土地改良施設の管理に要する経費でございます。146ページになります。14節使用料及び賃借料、細節5重機の借り上げにつきましては、明渠排水等に体積いたしました土砂を除去するに要するバックホー等の借上料でございます。147ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節3国営事業につきましては、古舞地区ほか3地区、細節4公団営事業につきましては、幕別地区、いわゆる東西線、細節5道営事業につきましては、大豊地区7地区、細節6団体事業につきましては、相川地区ほか4地区にかかわる事業償還金でございます。

9目土地改良事業費、予算額3億9,979万3,000円。

本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費でございます。

149ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節6から9につきましては、道営畑総事業4地区にかかわる負担金であります。細節10につきましては、糠内地区巖橋架替工事にかかわります負担金でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算額1,851万4,000円。

本目は林業の振興にかかわる経費でございます。8節報償費、細節3農業被害対策といたしまして、鹿・きつね等の駆除に対する謝礼でございます。151ページになります。19節負担金補助及び交付金細節11から14につきましては、民有林振興にかかわる補助金でございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 137ページ、細節25のトレーサビリティシステムについて伺います。

今は補助金額の説明しかございませんので、これの総体規模の金額的なものも含めたお話しと、費用の負担率。それと、ここでやろうとしているトレーサビリティシステムというのは、どういうところまでやろうとしているのか。その内容について、詳しくご説明ください。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） トレーサビリティシステムの事業の内容について、ご説明を申し上げます。

総事業費につきましては、369万6,000円でございます。補助率が2分の1でありますので、補助金の予定額として176万円という内訳でございます。

それと、トレーサビリティシステムの内容でございますけれども、作物の品種、それから播種日、収穫日、それから農薬の散布状況等々を、生産履歴記入表というのがございまして、その表に各農家の方々に記載をしていただき、それをJAの方に、FAXあるいは持参をすることによって、JAの方でパソコンを管理する中で、その状況・情報を入力して残しておくというような中身になってございます。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしますと、その商品の追跡ですけども、自己申告ということになりますね、あくまでも。やっぱり今、どこでも問題になっているのは、自己申告制での信用性なのですね。トレーサビリティシステムの一番の難点はここなのです。ですから、今、初めてこれを取り組むときに当たって、やはり、北海道のウェブサイトもございまして、その辺を参考にすればいいと思いますが、この辺の自己申告の保証が、100%保証されるかということが一番問題なのです。

ですから、野菜なんかははっきり言って、そういったところでそれを保証する側の人たちがいまして、それをトレーサビリティシステムの中で保証していくという、そこまでやっているのですけど

も、今、始めようとされているお話を聞きますと、何かそこまでのレベルにはないような状況ですから、私は将来の農業者の方を考えるのであれば、スタートはそういう形で始まってもし方がない部分がございますが、やはり今後のことを考えたら、もう少し高いものをやるのであればいいですけど、その辺の方針はどうなっているのですか。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 確かに永井委員言われますように、現段階におきましては、このトレーサビリティシステムを導入するに際しましては、確かに農家個々の自己申告ということが基本になってございます。

畜産関係におきましては、現在、トレーサビリティシステムが導入をされてきておりますけども、特に牛等につきましては、家畜予防関係のこともございまして、ある程度、衛生上の方におきましては、牛の履歴等については、細部にわたりまして詳細に履歴がわかる部分というのがございますけども、こと野菜あるいは一般は他作物につきましては、今後におきましては、当然として確認体制ですね、どういう確認体制がとれるかということも含めて、検討されるだろうということになってございます。

ただ、今現在、JAの幕別町で今回導入をするということでもありますけども、十勝管内におきましては、本年度の16年度の事業におきまして、幕別町の農協と、それと帯広市にありますJA川西、両農協がこのシステムを初めて導入して、今後、生産履歴のより詳細な履歴管理をしていくということでございまして、これをとっかかりといたしまして、今後においては、各農協でも、履歴がはっきりしない作物については受け入れをしないとかなんかということからいきまして、確認の中身をさらに細かくされていくだろうということが予想されております。以上であります。

○委員長（伊東昭雄） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 承知をいたしました。さらに強い要求をしておきますが、役場側の取り組み方なのですけれども、とにかくこういうシステムでやると農協任せとかっていうことになりがちなのですよ。それで、せっかく農林課という課がありますし、ITにかかわって非常に能力のある方もおられると思いますから、やはり行政側の指導という面では、レベルを上げる必要があるだろうと。ですから、このトレーサビリティシステムの中に、消費者向けの情報発信と同時に、やはり検査のための情報集積というのですか、そういった情報をどんどん詰め込まないとだめなのですよ。

ですから、私は今後に向けて、やはりこれで終わらないと思います、お金はまだまだかかっていると思いますから、やはり農林課自体が主体となって、やはり行政指導ができるぐらいのレベルまで、これらについて専門的に取り組むような姿勢を強く希望しておきます。

○委員長（伊東昭雄） 答弁ありますか。

ほかにご質問がございましたら。

乾委員。

○8番（乾 邦広） 141 ページ、5目畜産業費の中であろうかと思っておりますので、質問させていただきます。

今、消費者から食の安全を強く求められております。最近、道内でもまたBSEが発生をしております。国内で初めて死亡牛が発生したということで、死亡牛の検査態勢はどうなっておられるのか。

また、この原因究明はどこら辺まで進んでおられるのか。わかっている範疇でよろしいので、教えていただきたいと思っております。

また、もう一つ、アジアで発生した鳥インフルエンザ、日本国内でも大変拡大感染が進んでおります。京都で鳥インフルエンザが、鶏からカラスに、カラスから鶏にと感染経路がはっきりしてきたような感じがしております。これ、日本国内どこで発生しても不思議ではない状況であると思っておりますので、そこで、幕別町内で鶏を飼っておられる農家戸数、総体的に何羽ぐらい飼っておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 死亡牛にかかりましては、平成15年の4月より、2歳以上の死亡した牛につきまして、全頭検査をさせていただいているという中身になってございます。

それから、後段のお話しありました鳥インフルエンザの関係でございますけれども、現在、町内には家畜として鶏を飼っている農家が4戸ございます。4戸の農家で、総数でありますけれども、約2万羽飼ってられるという状況になってございます。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 乾委員。

○8番（乾 邦広） 今、お聞きすると飼養戸数は4戸だそうですが、総体的に2万羽といたしましたですか。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 鳥の方につきましては、本年の1月23日に鳥インフルエンザが発症したことから、家畜保健衛生所より調査がまいりまして、その際に立ち入り検査をさせていただきました。その際に確認をした数字でございます、14年におきましては約1万7,000羽でありましたけれども、16年の1月時点におきましては、2万羽を若干超える頭数がございます。

それで、参考までにですが、家畜保健衛生所の方からの指導につきましては、防疫の徹底等について、あるいは消毒、それから鳥の健康観察等々の指導について指示があったという中身でございます。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 乾委員。

○8番（乾 邦広） 2万羽近くいるというのも、私も実際びっくりしたところでありまして、幕別町内で、万が一発生したときにどのような報告体制だとか、それからインフルエンザ発生したときに、国はまだ支援対策も決めていないようですが、町としてはどのような支援体制、検討されておられるのなら、そこら辺も併せてお聞きしたいなと思います。

○委員長（伊東昭雄） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 今、飼養されている羽数ですが、2万を超しているというお話ですが、一般の農家で飼われているのは3戸でございます。それ以外に、十勝農協連ハイチックが飼養している羽数が1万8,000羽ありますので、それを含めて2万羽ということで、今、ご報告をさせていただきました。

それから、発生にかかわる、山口だとか京都だとかというかなり大発生をしておりますけれども、感染経路についてはまだ解明されていないというのが現状にありますので、これらについては、おいおいそれらの感染経路についてもはっきりしてくるであろうと言われております。

特に、現段階では、野鳥に触れたからといってすぐ感染するものではないというような言い方もされていきますし、通常の手洗い等の指導をしていけば大丈夫というような指導を受けております。いずれにいたしましても、それらの対策につきましては、今、十勝支庁も、去る3月でしたか、対策会議を設けましたので、それらと連携とりながら、我々も万全を期していきたいというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 死亡牛の全頭検査のところでお聞きしたいと思うのですが、1頭に検査にかかる経費はいくらぐらいかかるかということと、これは家畜を飼っている方、事業主が全額負担しているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 1頭の処理料については、今、資料を持っていませんけれども、死亡牛の検査料につきましては、1頭当たり検査料6,000円、保管料500円が、国が全額補助しているというような状況でございます。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7款商工費について、ご説明させていただきます。

152ページになります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算額22万5,000円。

本目につきましては、商工行政にかかわる経常経費であります。

2目商工振興費、予算額2億9,982万9,000円。153ページになります。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。19節負担金補助及び交付金、細節3は、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理にかかわる商工会への補助であります。細節6につきましては、パークプラザ整備にかかる商工会の借入金返済に対する補助であります。21節貸付金、細節1、町の中小企業融資のための原資を町内金融機関へ預託するものでございます。金融機関は預託金の3倍を融資枠としております。

3目消費者行政推進費、予算額135万9,000円。

本目は消費行政にかかわる経費であります。7賃金につきましては、専任の消費生活相談員にかかわるものでございます。

154ページになります。

4目観光費、予算額791万8,000円。

本目につきましては、観光行政にかかわる経費でございます。19節負担金補助及び交付金、細節6、観光協会補助については、各種イベントと協会運営にかかわる補助でございます。

5目特産品開発費、予算額159万2,000円。

155ページになります。本目につきましては、特産品開発と物産協会にかかわる経費でございます。

6目企業誘致対策費、予算額2億3,133万6,000円でございます。

本目につきましては、企業誘致にかかわる経費であります。19節負担金補助及び交付金、細節3、企業開発促進補助につきましては、企業に土地を除きます固定資産税相当額を補助するものでございます。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 153ページ、3目消費者行政推進費にかかわりまして、7目の賃金の生活相談員に対する賃金で、これは新しく設けられた相談員制度が大変昨今の経済情勢、あるいはいろいろな犯罪といますか、そういうのも増えてくる中で、相談件数が増えてきているというふうに聞いております。

今回のこの予算は、そういう件数が増えている中で、今、本町と札内と半日体制で曜日を定められて相談を受け付けていらっしゃると思うのですが、この体制はそのまま計上されているのでしょうか。そして、それで全部の相談を受けることができているのでしょうか。

もう一つ、この種の相談が増えているということで、各自治体の中では、もちろんこの制度を設けていないところもありますが、特に都会型近郊で多いことなのですけれども、消費者の状況を踏まえて、土日の体制なんかもとっていらっしゃるやに聞いております。それらについての考えは、ここでは持たれているのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 相談室、結構お客さんといいますか、相談される方が結構おります。

体制につきましてですけども、現状のままかというお話ですけども、月水金については札内福祉センター、火木については本庁の1階でやっております。1時から4時までということで、時間帯については全くそのまま変わりません。

それで、対応はどうかということでありまして、昨年より1.5倍ほど相談件数が増えております。今、現状の中で、アドバイザーの方が非常によくやっておりますので、今のところは支障なくやっております。

あと、土日の体制でありますけども、土日の体制ということになると非常にいろんな問題があって、賃金から含めて大変だろうというふうに思っております。今、現状では相談される方につきましては、例えば、午前中なんか、商工観光課の方に連絡入るのですけども、1時から4時までどこどこでやっていますよという話をしまして、今、現状ではその中で対応できているというふうになっておりますので、当面はこのままの体制でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 非常に助かっているという声、たくさん聞いております。それで、私は、そういう限られた財政の中でやられるわけですから、今の体制の中で間に合っているということなのですけども、消費者の方、相談側からは間に合わせているといえますか、そういうふうに限られているので、時間休みをとったり、いろんな形で相談なされていると思うのです。

ここで、この相談業務というのは、幕別町は幕別町の相談員がやっているのですが、十勝支庁の相談、あるいは帯広市の相談とかっていうふうにして、それぞれ帯広市が土日ですか、そういう形でやって、連携体制もとれるやに聞いているのですよね。もしそういうことであれば、そういうことも積極的に活用されて、相談員を通して、あるいは商工観光課を通して、広げていって、相談の数を、さらに相談に答えていくということが大事ではないかなと思うのですよね。

といいますのは、内容によっては本当に間髪入れずに手だてをとっていかなかったら大事に至ることが増えておりますよね。そういう中で、駆け込み的な、頼れる存在として、町民の方たちが押さえていらっしゃると思うのです。そういう連携体制なんか強化される必要があると思うのですか、いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 連携体制につきましては、確かに相談というのがとてつもなく最近では増えております。それで、帯広市さんで、例えば、うちの町の方が相談に行きましても、うちの町の相談室にまわされるというような状況にあります。

うちの町でも相談員の方が休まれたときにつきましては、職員で対応できるものについては対応しておりますけども、例えば、帯広市さんの方にとか、消費者協会の方にと、そういったお願いもしていることもございます。

それから、私どもの町の方にも、ほかの町から相談に来られたりということをしています。それらにつきましては、うちの町も相談員体制が整うまでは、支庁、帯広市さんをお願いしておりました経過から、できるだけ受けるようにしております。

しかしながら、今、現状の中では体制が何とか対応できているような状況でありますけども、今後については、このように相談件数が増えていくということになれば、十分とは言えないのかなと気がしておりますけども、その相談アドバイザーの方が、一般の人はなかなか的確な、適正なアドバイスはできない、あるいは対相手との問題もありますから、交渉ごととはできないということがありますから、そういうような人を確保できるかどうかという、そういう問題も含めて考えていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 人を増やしてくださいとか、そういうのではないのです。

今、一人の方が半日体制でやっていますよね。だから、そういう中で、町民の方から不便だというふうに直接言われる中身は、土曜、日曜の限られた期間で解決しなければならないときに、駆け込ん

でいけないというのが一つと、そういうときに帯広市の方に訪ねている方が多いと聞いています。帯広市がやっていたらいいですね。

確かに幕別町さんですねというふうには言われるのだけれども、何とか間に合って解決につながったという事例も、自分たちで切り開いていったというようなふう聞いていますので、そういうのがもっとも行政間の交流で、積極的にその連携をとられてやっていけば、もっと密度の濃い相談体制が敷かれるのではないかと、人数を増やさなくてもやっていけるのではないかとというふうに思っていて、その点で伺ったのです。

ですから、難しい資格のもった指導員をさらに雇ってくださいということではなくて、今の状況の中で、連携体制が必要ではないですかということなのです。どうでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 連携体制につきましては、それは帯広市の消費者協会の方々とお話ししておりますし、それは密に図っていくことが一番大事だろうと思っておりますし、より良いことだろうというふうに思っておりますので、これからも話し合いをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（三井 巖） 8款土木費について、ご説明を申し上げます。

156 ページをお開きいただきたいと思います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額333万2,000円であります。

本目は車両センターの管理費と事務経費であります。

次に、157 ページにまいりまして、2目土木車両管理費、本年度予算額115万5,000円あります。

本目は車両センター所管車両3台分の管理経費が主なものであります。

158 ページにまいりまして、3目道路管理費、本年度予算額1億3,613万1,000円あります。

本目は町道の維持管理並びに除排雪に要する経費であります。13節委託料の細節1は、除排雪を含む年間を通しての町道管理委託経費であります。道路の管理延長は、699.3キロメートルあります。除雪延長は、519.2キロメートルあります。細節2及び細節5の清掃と除雪等の委託については、就労センターにかかわるものであります。細節6の町道支障木伐採委託料は、国の緊急雇用創出特別対策推進事業の補助金を受けて実施するもので、町道の支障木、あるいは町有施設内にある倒木等の恐れのある樹木について、伐採を委託するものであります。次に、159 ページにまいりまして、14節使用料及び賃借料、細節5は、除排雪にかかわる機械借上39台分であり、除雪出動4回を想定しているものであります。16節の原材料費は、町道維持管理のための資材購入費であります。

4目地積調査費、本年度予算額744万円あります。

9節の旅費は、事業要望等に係る特別旅費でありまして、11節の需要費及び160 ページ、12節役務費は、事業推進のための事務費用であります。13節委託料の細節6は、本年度から途別地区の一部、地積調査測量に着手することのための費用であります。14節の細節5は、一筆ごとの土地情報の管理及び地積調査の各行程の管理を、各種管理と各種帳票類を作成するためのシステムであります。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額865万8,000円あります。

本目は樋門管理人88人、これは道河川が82人、町が6人ありますけれども、これの賃金と土木関係の経常的な管理に要する費用であります。

161 ページにまいりまして、13節委託料、細節6の法定外譲与申請委託料であります。河川法の

適用を受けない普通河川敷地、あるいは号線敷地のうち町道認定の用件は満たさないが、道路の形態があるもの、いわゆる里道と称するものであります。これらの国有地の無償譲与に係る資料作成に要する費用であります。なお、この事務は14年度から進めておりました、今年度で完了する予定であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額5億7,756万8,000円であります。

本目は町道の新設改良、舗装並びに河川の整備に要する費用でありまして、本目は昨年度に対して大幅に増加となっておりますが、昨年度調査を実施しておりました札内駅南北線、札内鉄道南沿線通、千住11号線の取得事業、あるいは凍雪害事業などの工事が本格的に着手することによる増であります。

次に、162ページにいきまして、15節工事請負費でありますけれども、本年度は継続事業5本、新規事業7本の工事を予定しておりました、工事ごとの事業につきましては、道路改良が延長で1,262m、道路舗装が2,022m、橋梁が1橋24m、歩道改良が1,634m、河川改修が40mを予定しているところであります。

163ページにいきまして、17節公有財産購入費は、町道指定整備を予定しております千住11号線等5路線の拡幅用地の買収に係る経費であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、札内駅南北線自由通路の施工のうち、JR敷地内の工事については、協定に基づきましてJRが施工するもので、本年度の施工内容といたしましては、南側の下部口直径50センチで長さ12mの交換杭18本の打ち込みと、フーチングのコンクリート打設であります。22節補償補填及び賠償金については、札内鉄道南沿線通で支障となる家屋2件に移転にかかわる補償と、札内西大通りで支障となる家屋など6件の補償にかかる費用であります。

3目道路維持費、本年度予算額4,502万9,000円であります。

本目は車両センターで行う町道管理以外の町道維持補修に係る経費であります。164ページにいきまして、15節工事請負費の細節1は、舗装の補修。細節2から5については、防塵処理、雨水枿の補修、歩道補修、区画線の引き直しなどに要する経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額800万円であります。

本目は町道に係る橋梁の維持補修費と、十勝中央大橋に係る音更町との共同管理負担金であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額4億5,862万6,000円であります。

本目は都市計画に関する計画整備に要する費用であります。昨年度よりも減額要因は、下水道会計の繰出金の減が大きなものであります。

次に、165ページにいきまして、1節報酬は、都市計画審議会5回分の報酬。13節の委託料の細節6は、各種都市計画図の作成委託料であります。細節8は、札内北町東地区の区域区分の見直し資料作成委託料であります。166ページにいきまして、28節は公共下水道特別会計繰出金であります。

2目都市環境管理費、本年度予算額9,127万7,000円であります。

本目は、都市公園など各種公園並びにパークゴルフ場の環境整備と補修など、維持管理に要する経費であります。7節の賃金は、公園等の管理業務の臨時作業員2名分の費用であります。167ページにまいりまして、11節需用費の細節21、22、23は、公園及びパークゴルフ場に係るもので、細節40の修繕料は、公園遊具などの修繕費であります。13節委託料のうち主なものは、細節5で、明野ヶ丘公園ほか13公園とスマイルパークフラワーガーデンや、あるいは果樹の維持管理の委託費であります。168ページにまいりまして、15節工事請負費は、公園遊具の補修工事、公園トイレの水洗化工事1カ所のほか、緊急整備工事費であります。16節原材料費の細節1は、公園やパークゴルフ場に係る肥料あるいは芝・花の苗などの費用であります。

3目街路事業費、本年度予算額1億1,379万9,000円であります。

前年度よりも減額になっておりますのは、道からの受託事業が減ったことによるものであります。本目は14年度より事業着手しております道道幕別帯広芽室線の札内南大通及び札内9号南通の立体交差と、街路事業の物件移転補償と用地買収事務の道よりの受託事業のほか、昨年から実施しており

ます北栄区画整理地区の国道からのアクセスする北栄大通街路事業が今年度から着手となり、その経費が主なものであります。169 ページにまいりまして、13 節の委託料では、北栄大通街路の用地及び物件移転等調査設計にかかわる経費であります。170 ページにまいりまして、15 節の工事請負費では、道路事業の幕別本通の 2 次改築の際の、幕別町が整備をしなければならない照明灯 2 灯分の経費であります。17 節の公有財産購入は、北栄大通街路の用地費であり、22 節は、道路事業受託費の物件移転補償と用地買収補償の経費であります。

次に、4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 385 万 7,000 円であります。

本目は住宅関係の事務などに係る経費で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金及び社会保険料などが主なものであります。

171 ページにまいりまして、2 目住宅管理費、本年度予算額 3,128 万円であります。

本目は町営住宅 678 戸、道営住宅 290 戸、合わせて 968 戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。1 節は公営住宅審議会 2 回分の報酬。7 節は住宅管理人 43 人分の賃金であります。

172 ページにいきまして、11 節の細節 40 は、公営住宅の床あるいは壁、建具、給排水設備などの修繕費であります。15 節工事請負費は、屋根の塗装、集合煙突改修工事、あるいは給排水・給湯設備などの取り替え工事の費用であります。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 5,700 万 6,000 円であります。

173 ページにまいりまして、13 節の委託料は、本町 2 団地公住建設にかかわる工事管理及び旭町建て替えにかかわる基本実施設計を行うものであります。15 節の工事請負費は、本町 2 団地 12 戸の建設及び外構工事を実施するものであります。17 節公有財産購入費は、本町 2 団地公営住宅建設用地を購入するものであります。22 節の補償補填及び賠償金は、公住建て替えによる入居移転補償であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わったところでありますけれども、この際、16 時 10 分まで休憩をいたします。

(15:54 休憩)

(16:10 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

前川雅志委員。

○10 番（前川雅志） 162 ページ、2 目、13 節、細節 6 と 15 節の細節 2 の札内駅南北線設計委託料と交通安全施設等整備工事について、お伺いをしたいと思います。

はじめに、この工事が完成する予定はいつぐらいかということと、今、計算されています総工費がいくらであるかということ。また、この施設を利用されると予想される人数はどれぐらいいるかということと、また、エレベーターが併設されているということなのですが、エレベーターを必要とされと思われる利用者の数、またエレベーターの管理費は大体どのぐらいかかるということをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） まず、札内駅南北線調査設計委託料でございますけれども、これについては本工事自体の設計については終わってございますが、外構工事として駐輪場等ございますが、その設計にかかる費用でございます。

次に、工事請負費、細節 2 番でございますけれども、これについては、完成年度は平成 17 年度を予定しております。

総工費については約 5 億円ということで予定しております。

エレベーターにつきましては、設置するというので、この想定する利用人数でございますけれども、現在、調査しているところでは、12 時間で交通量が約 300 人程度でございます。

管理費については、今ちょっと積算資料がございませんので、お願いしたいと思います。

それと、エレベーターに対してのバリアフリー化ということでの利用人数ということでございますが、これから周辺道路の整備もあいまって、これ以上に利用者が増えるということが予想されますので、それを含めますとかなりの人数ということなのですけれども、ただ、それについては1割、2割という数字になろうかと思えます。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 確認を一つさせていただきたいと思うのですが、スロープ付きの階段がありまして、併せてエレベーターもあるということで、利用される方が階段を上り下りできる方もエレベーターを使ったりとかもできると思うのですが、そういったところの制限なんかはされる予定はあるのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） これについては今までの管理面からいきまして、通常、エレベーターの供用している時間帯でございますけれども、通常、ほかの町村を見ましても、汽車の始発から終電までを大体エレベーターの稼働というふうに設定しているケースが多いというふうに聞いております。

それで、うちの方でもそのような考え方を持っておりまして、それ以降等々の利用、または災害等々においても当然、階段は併設しなければならないというふうに考えておりまして、それについては当然、健常者等で、例えば、自転車等を利用されるとするならば、当然、車両付き階段ということで併設するというところでございます。

○委員長（伊東昭雄） 前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 最後に一つだけ確認なのですけれども、どなたでも利用してもいいというエレベーターでよろしいでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（沢田光夫） そのとおりでございます。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

小田委員。

○9番（小田良一） 160 ページ、2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費の細節7、樋門管理人賃金ということでお聞きしたいのですけれども、何カ所で、どういう管理で、あるいは十勝川水域だとか鉄砲水、そういうような対策についてどういう情報網、あるいは十勝支庁など、いろいろな関係官庁とどういような対策を講じているのかお聞きしたいのです。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 樋門管理につきましては、道からの管理委託分が82カ所、町管理分が6カ所、計88カ所の管理をしております。

それで、操作については、当然、大雨等の臨時操作並びに月1回の点検操作ということになっております。

それで、国、開発建設部等の管理については、開発建設部が直接委託をしておりますので、この件数には入りません。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 小田委員。

○9番（小田良一） 確認ですけれども、そしたら十勝川水系は開発局、途別川水系というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 申しわけございません。水系といいますと、全て十勝川水系ということになりまして、十勝川とは区別をさせていただきたいと思うのですが、それで途別川と猿別川がございまして、途別川と猿別川のJRの川境までの下流川については開発建設部の管理となっております、その上流川について道管理というふうになっておりますので、委託される分についてはそのJRから

上流部分ということになります。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

杉山委員、お願いします。

○11番（杉山晴夫） 164ページ、4目橋梁維持費、19節の3節の十勝中央大橋管理費負担金、650万円計上されてございますが、15年度は330万円であったかと思えます。倍額になった理由は何でしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） これについては、昨年度十勝沖地震がございましたが、この発生時に、実はこの中央大橋上で事故がございました。トレーラーが高欄に突っ込む事故がございまして、かなりの大怪我をしたということがその地震時にございまして、これの復旧にあたりまして、事故車については個人が、そして橋梁部の補修については管理者がということで、幕別町、音更町と事故車とで話がつきまして、これに対する工事費が大幅に増えたことによる増でございます。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） ページ数では、158、159ページということになりまして、3目道路管理費の委託料、町道の除排雪に関わりましてお尋ねをいたします。

今、ご説明の中では699キロ、39台で出動しているということでありましたけれども、このところの大雪は、これまでの補正予算の審議の中で、今まで例を見なかったというようなことで、住民生活にも大変いろいろな支障をきたしてきたところなのですが、今までの体制の中で、この除排雪にかかわってはずいぶん強化もなされて取り組んでこられたと思うのです。ただ、それを上回る、最近予想を超えるといいますか、その降雪でいろいろまた新たな住民の要求も出てきているところがあるのですよね。

一つには、幕別町としては雪が降ったときに10センチになったら除雪に出かけていくという基準をつくられておりますけれども、排雪にかかわってはどんな基準を持ってられるか。

今、歩道ですとか、危険箇所などを優先的にあけるというのは、これまでもご説明があったと思うのですが、排雪に関わっては、今回のような特に大雪の中で、一体どこまで降ったら持って行っただけなのであろうかということが一つあります。

それと、これも過去たびたび論議になってきたところなのですが、住民の方たちが頑張って自分たちで排雪もするのですけれども、いかんせん捨てる場所がないということがありまして、それでこれまでも公園であるとか、そういうところに捨ててきた経過があると思うのです。公園のない団地もあるということもありまして、そういうところは一定エリアを越えてでも排雪するような計画があってもいいのではないかというようなこともありまして、まずはその辺のことについて、伺いたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） ただいま、排雪の基準ということでもありますけれども、排雪の基準、特に除雪指導と違いまして、この時点で排雪を実施するというものは特にございません。

ただ、そのときの降雪量、あるいは道路沿いにある堆積状況等を見まして、交通安全上、排雪する時期が来たというところを見まして、実施時期を決定しているところであります。

次に、捨てる場所がないというお話しでありますけれども、捨てる場所については、お知らせ広報等でも周知をしているところでありますけれども、先ほどもお話がありましたように、公園については雪捨て場として活用してくださいと。これは、あくまでもママさんダンプですとかスコップに限らせていただいておりますけれども、ただ、そこに面している方しか使われない、使えないというのが確かにございます。

ただ、現状、それ以外の手法で考えますと、トラック、ダンプを持って行って、排雪しかあり得ないというような状況にありますことから、排雪については前にも何回かお話をしておりますように、

今年も13キロほど排雪の実施をいたしました。かかった経費が約1,600万円。団地内の先ほどのところも全部いきますと、これの12~13倍も金額がかかると。私ども除雪が終わりまして、他町村を見て歩いているわけでありませけれども、帯広、音更、池田、芽室、あちこち見ているのですけれども、状況としては、本町は他町村よりもいいかなというふうには思っております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 頑張っているのは町民の方からも聞いています。ちょうど町境でよくわかると。帯広と幕別、あるいは池田と幕別、そういうふうにしたときに幕別が頑張って除雪にも排雪にも取り組んでいるというのは理解しております。

その上で、そうであっても危険箇所の問題ですけれども、一番はやっぱり優先される道路は通学路ですとか、そういうことがあるのだろうと思うのですが、団地がやっぱりとにかくどんどん増えてきております。

それで、例えば、札内の暁町、ここは非常に区画自体も基盤の目にきちっとなっているところではないものですから、車道そのものも狭いというふうを感じるのです。あそこの南側の方は国道に出て行く。でも直線的に出られるところは少ないのです。それと北側の方は3線に出て行く。いずれも非常に交通量の多いところなのですけれども、こういったところの出口の雪は、なかなか道路幅が狭いだけに、広いところを優先にやってこられているというふうに町民の方は見ているのですが、そういう経過があるものですから、どうしても除けていただくまでにといいか、今も残っているのですけれども、そういう状況が続くということがありまして、優先順位、そういう交通量の多い道路に出て行くところに繋がっている取り付け道路などについての優先というのも決めていただいて、どこかで協力をしてやっていただくというふうにはならないのだろうかということがあります。

それから排雪場所については、ここも同じような状況になるのですが、公園がないのですよね、北側については。そして貯水池があるのです。貯水池は貯水池の目的があって、雪は投げたはいけないのですよね。これは、新北町の方もそうですし、いろいろとあるのですが、そうやってきますと、雪が降ったら公園もそういうところも同じように見えて、それはそれなりの住民が暮らしていく安全上、必要として柵もされて設けられているのだけれども、冬場については、雪解け水というのはそれでもあると思うのですけれども、冬場についてはそういうところに雪を持って行く、スノーダンプで持って行く可能な場所としてやって、問題が生じるのであろうかということもありまして、その辺の使用の研究と申しますか、そういうのも広げていただくわけにいかないかということがあります。

あと、もう一つは、そういう行政に、行政の力を貸してほしい、行政にやってほしいというのと同時に、これだけの雪ですので、各住民の方も非常に努力なされて、自分のところで融雪機、あるいは屋根をつけるとか、いろいろな努力をして雪をなるべくみんなのところ迷惑をかけないような手法をとってられるのです、ここ1~2年は特に。

そういう中で、当然、公道の雪なんかも自分の方に入ってきて頑張る取り除く努力もするというようなこともありまして、帯広市などではそういうことに対して支援の施策もつくったりされているのですね。ですから、当初の予算でありますけれども、そういった住民全体で雪の対策を講ずる計画と申しますか、方向性というのも持つ必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） まず、最初のご質問でありますけれども、札内であれば暁、3線に近いところ。私どもの排雪路線といたしましては、先ほどもお話がありました、まずは幹線、通学路、バス路線、これらを優先的に排雪しているところなのでありますけれども、3線につきましても、できるだけ交差点、3線と町道との交わる交差点。見通し確保のためにできるだけ角の山を崩すような作業はしております。その後、雪も降っておりますので、またいぶ堆積されているかなというところはございます。できるだけ現地を見て、その場その場で順次対応をしてまいりたいというふうに思っております。

それと暁北区域にある調整池です。これは高い柵がついておりまして、確かに公園と違いまして、

ママさんダンプでは上がれるような状況にはなっておりません。ただ、これはおそらく固定で設置されているものでありますから、冬場だけ取り外せるような内容のものではないというふうに聞いております。

それと併せまして、融雪機です。帯広市の方では融雪機械、あるいはロードヒーティングに対しまして、融雪機械の設置購入に対して無利子貸付を行っている。これは、1件当たり100万円を限度として貸付を実施しているようでありますけれども、ただ、この場合、余分な経費がかかってまいります。帯広市の内容でありますけれども、自分の敷地内に柵を設置すると。その柵から雨水管に接続すると。ですから、その辺の経費が余分にかかるということと併せまして、雨水管につきましては冬期間の利用というのはほとんど考えていない施設でありますことから、万が一凍ったときに使用できなくなる等の問題も出てまいりますので、帯広市の方でもそういうようなトラブルがあるというふうにも聞いておきまして、本町におきましてそういうところが何か所か出てくるのではないかとというような話もあります。

ですから、今しばらく、帯広市、その他の町村の取り組み状況等も様子を見ながらということになるかと思っておりますけれども、現時点では融雪機の無利子貸付については考えておりません。それと合わせまして、貸し付けたものが実際にはなかなか戻ってこないというような話も聞いております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 一点だけお話をさせていただきたいと思っております。ただいまのやりとりがあったように、今年の雪の量というのでしょうか、今までかつてないぐらいの量でありまして、そういった意味で行政の対応ですとか、また委託業者の対応というのは、細かいことをいえばありますけれども、私は評価をしたいというふうに思っております。

そこで、今、融雪機の問題ですとか、いろいろな排雪場所の問題ですとか、いろいろありましたけれども、いずれにいたしましても、一つだけ、これだけすれば全てが解決するということにはならないと思うのです。

そこで、その方法の一つとして、私はちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、確か青森県だったと思うのですけれども、団地の中に空き地がありますよね。個人の方がお求めになって、まだ家の建てていない、要するに空き地ですよね。そこを排雪場所として市で借り上げしているのですよね。それは金を出すということではなくて、例えば12月から3カ月とすると、固定資産税の4分の1を免除するのです。要するに借りた月数で割って固定資産税の何分の1かを免除するという、そういう条例をつくってやっているのですけれども、やはり公園は数が限られていますから、その周辺の人は良いのでしょうかけれども、なかなか細かな対応ができないということもあります。

そんなことで、今言っているこのことではないですけれども、私はそういった方法も一つの手段として検討する必要があるのではないかとというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 建設部長。

○建設部長（三井 巖） 先ほど中橋委員もおっしゃっていましたが、一つには調整池の話が出ておりましたけれども、今までは使わせていないといった方がいいかもしれませんけれども、これも一つの活用方法だと先ほどからちょっと感じておきまして、今後、その方法が見いだせるかどうか。見いだせるだろうとは思っておりますけれども、そのことも一つのことだろうと。

あるいは、今、千葉委員の方からお話ございましたけれども、これは個人の用地を借りるということになる場合に、いろいろと制約もあつたり、あるいは個人のそれぞれの考え方にもよりましようから、必ずしもそうはならないと思っておりますけれども、この分についても今後、検討させていただきたい。できるという意味ではなくて、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしとの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、8款土木費につきましては以上を持って終了させていただきます。

次に9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

174ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費。本年度予算額4億9,493万6,000円。前年度比1,282万2,000円の増であります。

本目は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費ならびに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。なお、増の主なものにつきましては、札内南大通街路事業に伴います訓練棟の移設経費に係る分担金の増であります。

2目非常備消防費、本年度予算額2,565万9,000円。前年度比309万3,000円の減であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常、団費といわれる経費の分担金であります。減の主な要因につきましては、訓練指導回数の見直しに伴う減となっております。

3目水防費、本年度予算額89万4,000円。

災害に備えましての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 1点だけ、お伺いします。

今年の新年度から役場の職員については、特殊勤務手当がなくなるということでもあります。この消防費、当然、消防事務組合がありまして、そこで当然運営されていくわけでありましてけれども、その中で言えること、言えないことがあるのだろうと思うのですけれども、消防職員の特殊勤務手当の現状、あるいはまた、見直し等について、言える範疇で結構ですけれども、町民の目から見ると、役場の職員も消防の職員も同じ町の職員というような押さえ方をしている人が多いというのでしょうか、当然そうなのですけれども、そういう観点でちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 今、委員おっしゃるとおり、消防議会がこれからのものですから、今の提案を予定している中身といたしましては、特殊勤務手当についても見直しを図っていきたいというふうに考えております。

ただ、一般会計の全廃とは異なりまして、消防職員については24時間連続勤務などの特殊性がかなり一般の役場の職員との違いがございまして、一気に全廃ということではなくて、現行、例えば1,000円を出しているものであれば2分の1の額500円。それは全ての断続勤務手当、夜間勤務手当、救急業務手当等につきましても、今の考えに基づきまして、それぞれ今の既定額の2分の1の額で、今年度、消防議会の方には提案をしたい。また、予算もそのように積算をいたしているところであります。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

そのほかに質疑はございませんか。

（なしとの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、9款消防費につきましては、以上を持って終了させていただきます。

次に10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 10款教育費について、ご説明させていただきます。

176 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。本年度予算額 320 万 8,000 円であります。

本目は教育委員にかかる報酬、旅費、交際費などであります。

2 目事務局費、本年度予算額 5,967 万円であります。

本目は教育委員会事務局にかかる経費であります。

177 ページをお開きください。7 節賃金の細節 4、嘱託職員賃金についてであります。平成 13 年度から学校教育課内に学校教育推進アドバイザーとして 1 名の臨時職員を配置し、教育課程の編成や学校指導訪問などにかかる指導、助言の役割を担ってきたものですが、新年度も継続配置して、学校教育の円滑な推進を図っていかうとするものであります。178 ページ、15 節工事請負費。電話装置更新工事は、教育委員会事務局の交換機本体が老朽化したため更新するものであります。179 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 13、札内中学校開校 30 周年記念事業補助金についてであります。今年 10 月に開催予定の記念事業にかかる経費の一部を補助するものであります。同じく細節 14、北海道私立幼稚園教育研究大会補助金は、本年 7 月、帯広におきまして全道大会が開催されますことから、これら運営費の一部を関係市町で補助するものであります。

180 ページ、3 目教育財産費。本年度予算額 4,210 万 1,000 円であります。

本目は校舎及び教員住宅等の維持管理、補修に要する経費であります。

181 ページ、15 節工事請負費の細節 2、小中学校整備工事についてであります。主なものといたしましては、幕別小学校体育館と札内中学校体育館の屋根塗装工事などを予定いたしております。17 節公有財産購入費の細節 1、学校共済住宅譲渡代についてであります。札内青葉町などの教員住宅 2 棟 7 戸分にかかる償還金であります。

次に、182 ページ、4 目スクールバス管理費、本年度予算額 4,928 万円あります。

本目はスクールバス直営 3 路線と委託 8 路線の運行にかかわる予算であります。主なものといたしましては、13 節委託料でございます。

5 目国際化教育推進事業費、本年度予算額 517 万円あります。

本目は外国人国際交流員にかかるものであります。国際交流員の職務は、火曜日から金曜日までは町内の中学校 4 校を輪番で訪問し、英語指導をするものであります。また、月曜日は幼稚園、保育所、さらには小学校へ月 1 回程度訪問指導を行っております。

183 ページ、6 目学校給食センター管理費、本年度予算額 1 億 5,789 万 5,000 円あります。

本目は学校給食センターの管理運営にかかわる費用であります。本年度給食数につきましては、児童生徒、職員合わせて 2,667 人を予定し、1 年間の給食日数を 190 日と見込んでおります。なお、給食費につきましては、前年と同額の小学校で 194 円、中学校で 235 円あります。185 ページ、13 節委託料は、給食センター施設にかかわる諸委託と給食配送委託などが主なものであります。

次に、187 ページをお開きください。2 項小学校費、1 目学校管理費、本年度予算額 1 億 1,565 万 6,000 円あります。

本目は小学校 9 校の管理にかかわる費用であります。主なものといたしまして、小学校 1 年生に 30 人を超える学級がある場合、指導助手を 1 名配置するもので、幕別小学校ほか 3 名分の賃金等であります。188 ページ、13 節委託料は、管理、清掃、警備等の委託でございます。

189 ページ、2 目教育振興費、本年度予算額 5,070 万 1,000 円あります。

本目は小学校の教育振興に要する費用であります。主なものといたしましては、11 節需用費は、児童にかかわる教材購入にかかわる経費。190 ページ、14 節使用料及び賃借料は、町内小学校 5 校にかかわる教育用コンピューターの借上料であります。18 節備品購入費は、教育機器、学校図書などの購入に要する費用であります。細節 2、教育機器には、本年度札内南小学校の 40 台のコンピューターの更新を予定しておりますが、債務負担行為の説明でも申し上げましたけれども、備荒資金をもって、従前のリース方式から、今回につきましては買い取り方式で購入いたしたいと考えております。このことから、本年度は、備荒資金の利息のみ計上いたしております。19 節負担金補助及び交付金で主な

ものは、本年度、新しい事業として「生きる力を育む教育活動支援事業」と、昨年から実施しております「開かれた学校づくり推進事業交付金」であります。「生きる力を育む創意あふれる教育活動支援事業」につきましては、これまでの「特色ある教育活動支援事業」をさらに発展させた事業展開を図るため、事業の見直しを行ったものであります。

191 ページをお開きください。3 項中学校費、1 目学校管理費、本年度予算額 7,918 万 4,000 円であります。本目は中学校 4 校の管理にかかわる費用であります。

7 節賃金の細節 6、教育活動指導助手賃金であります。40 人学級解消という観点から、35 人を受け入れる中学校 1 年生学級がある学校に、教育活動指導助手を配置し、英語強化指導等を行うものであります。193 ページ、13 節委託料は、小学校同様、管理、清掃、警備委託料が主なものであります。

2 目教育振興費、本年度予算額 4,464 万 9,000 円であります。

本目は中学校の教育振興に要する費用であります。

主なものといたしましては、11 節需用費は、生徒にかかわる教材購入にかかる経費。194 ページ、14 節使用料及び賃借料は、町内中学校 4 校にかかわる教育用コンピューターの借上料であります。19 節負担金補助及び交付金で主なものは、小学校で申し上げましたのと同じく、「生きる力を育む教育活動支援事業」と「開かれた学校推進事業交付金」でございます。

次に、195 ページをお開きください。4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額 1,219 万 2,000 円であります。

本目はわかば幼稚園の管理運営に要する費用であります。

主なものといたしましては、7 節の臨時職員及び嘱託職員の賃金で、入園児に障害児が予定されているため、3 名の臨時職員を配置。196 ページ、13 節委託料の幼稚園管理委託費用などが主なものであります。

197 ページ、2 目教育振興費、予算額 1,959 万円であります。

本目は幼稚園の教育振興に要する費用でありまして、19 節の私立幼稚園入園料、保育料に対する補助金と、20 節の公立及び私立幼稚園就園奨励費が主なものであります。

197 ページ、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、本年度予算額 1,490 万 1,000 円であります。

本目は社会教育員 15 名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー及び臨時職員の人件費、また、各種団体の補助金等で、主なものといたしましては、198 ページ、9 節旅費、細節 3 特別旅費は、小中学生国内研修、中学生・高校生海外研修の引率者分であります。19 節負担金補助及び交付金、199 ページになりますが、細節 6 は、オーストラリアへ高校生 2 名、成人 1 名、細節 7 は宮崎県東郷町へ小学生 9 名、細節 10 はオーストラリアへ中学生 14 名、細節 11 は神奈川県開成町へ中学生 5 名、いずれも研修参加にかかる補助であります。細節 12 は、国際交流ホストファミリーへの助成、細節 13 は、高校生の海外留学への補助でございます。20 節扶助費は 1 名分を見ております。

2 目公民館費、本年度予算額、992 万 1,000 円であります。

本目は糠内、駒島の両公民館、少年自然の家まなびやの管理運営に要する費用であります。

8 節報償費、細節 1 の講師謝礼は、白樺大学の各種講座に要するもの。201 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 5、地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館 3 館の運営委員会に対する活動費補助でございます。

3 目保健体育費、本年度予算額 5,753 万 7,000 円であります。

本目は体育指導員 12 名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用でございます。203 ページ、13 節委託料の細節 9、運動公園管理委託料は、運動公園内の建物 3 カ所の管理委託にかかわるもの。細節 14、明野ヶ丘スキー場リフト保守点検委託料は、ペアリフト新設に伴うものであります。204 ページ、19 節負担金補助及び交付金は、各種団体の活動費補助、体育施設管理に対する交付金であります。

205 ページ、4 目青少年対策費、本年度予算額 1,061 万 7,000 円であります。

本目は青少年問題協議会委員 30 名の報酬のほか、学童保育所 1 カ所の管理運営に要する費用、児童

生徒健全育成団体への活動費補助などであります。

207 ページ、5 目町民会館費、本年度予算額 2,362 万 6,000 円であります。

本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

主なものといたしましては、11 節需用費の光熱水費。208 ページ、13 節委託料の管理清掃業務。15 節工事請負費の札内福祉センター外構工事などが主なものであります。

209 ページ、6 目郷土館費、本年度予算額 1,004 万 1,000 円であります。

本目は、文化財審議委員 5 名の報酬、ふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営の要する費用であります。この目の主なものといたしましては、7 節賃金、11 節需用費の光熱水費と、211 ページ、19 節負担金補助及び交付金の各種団体活動費補助金交付金などであります。

211 ページ、7 目働く婦人の家費、本年度予算額 377 万円であります。

本目は働く婦人の家運営委員 6 名の報酬、施設の管理運営に要する費用であります。

主なものといたしましては、7 節の管理人賃金であります。

213 ページ、8 目スポーツセンター管理費、本年度予算額 4,266 万 8,000 円であります。

本目は農業者トレーニングセンター並びに武道館、札内スポーツセンターの管理運営に要する費用であります。

武道館につきましては、15 年度まで武道館管理費として別科目に計上しておりますが、實際上、農業トレーニングセンターと一体のものとして管理運営しておりますことから、16 年度よりスポーツセンター管理費に統合いたします。主なものといたしましては、11 節需用費の光熱水費、13 節の委託料の細節 1 施設管理委託にかかわる費用が主なものであります。

214 ページ、9 目図書館管理費、本年度予算額 3,680 万円あります。

本目は図書館の管理運営に要する費用であります。

215 ページ、11 節需用費、細節 5 ふれあい子育て読書推進事業消耗品につきましては、15 年度から始まりました「マイファーストブックサポート事業」を引き続き実施するものでございます。217 ページ、備品購入費であります。閲覧、貸出用図書資料、音響、映像資料の購入費用であります。また、19 節負担金及び交付金の細節 8、図書館事業委員活動費交付金は、本年度より町民文芸集の発行を図書館で行うための事業委員会への交付金であります。

218 ページ、10 目学年記念ホール管理費、本年度予算額 6,185 万 6,000 円あります。

本目は百年記念ホールの管理運営に要する費用のほか、負担金補助金が主なものであります。

8 節報償費は、各種講座・講演会の講師謝礼、11 節需用費は光熱水費。219 ページ、13 節委託料は、清掃管理、舞台機器操作の委託業務などに要するものであります。221 ページ、19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

11 目文化財調査費、本年度予算額 2,865 万 9,000 円あります。

本目は埋蔵文化財の発掘調査に要する費用であります。発掘する箇所は札内桂町の札内K遺跡で、平成 15 年度からの継続事業であります。主なものといたしましては、7 節の調査委員及び作業員の賃金。13 節委託料の年代測定、原産地分析等にかかるものであります。

223 ページ、武道館管理費につきましては、スポーツセンター管理費に統合いたしますことから、廃目となります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わったところでございますが、この際、お諮りをいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会は、これをもって閉じたいと思っております。

なお、明日の委員会は、午前 10 時から開会いたします。

（17：00 閉会）

平成16年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年3月10日
開会 10時00分 閉会 16時24分
2. 場 所 幕別町役場5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委 員 (20名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	8 乾 邦広	9 小田良一	10 前川雅志
11 杉山晴夫	12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁
16 中野敏勝	17 永井繁樹	19 千葉幹雄	20 大野和政	21 瀬瀬太郎
 - ② 委員長 伊東昭雄
 - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親		
施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博	会計課長 堂前芳昭
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	

ほか、関係課長及び係長
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
7. 審査事件 平成16年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
8. 審査結果 一般会計質疑
9. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 伊 東 昭 雄

議事の経過

(平成 16 年 3 月 10 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長（伊東昭雄） それでは昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開催いたします。
10 款教育費の質疑をお受けいたします。
堀川委員。
- 7 番（堀川貴庸） 187 ページ、2 項の小学校費、それから 191 ページ、3 項の中学校費の中で、目までわからないのですが、小学校・中学校、学校施設の中で飼育されている小動物の種類と学校の数と実態について、まず教えていただきたい。
2 点目に 215 ページ、9 目の図書館管理費の中で、11 節需用費の中の細節 5、ふれあい子育て読書推進事業費消耗品費。今年度から始められたということなのですが、大体どれくらいの利用率があるのか、数字を教えてください。
3 点目、戻りまして 179 ページ。18 節備品購入費の中で、公用車を購入される予定となっておりますが、確認なのですが、環境に配慮されている車ということか、その辺を教えてくださいと思います。
- 委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。
- 学校教育課長（飛田 栄） 1 点目の学校で管理している小動物の関係でございますが、札内南小学校でチャボ 5 羽、それから幕別公立幼稚園、わかば幼稚園で白鳩 4 羽を飼育しております。これらのチャボなり鳩なりにつきましては、学校、さらには幼稚園の教育教材の一環として飼育されているものであります。
次に公用車の購入の関係でございますが、環境に配慮した、言ってみればハイブリットカーということには想定しておりません。ただ、軽油ではなくガソリン車の 1,500CC から 1,800cc 程度の公用車を購入しようとしています。なお、この公用車購入につきましては、教育委員会で管理しています公用車、4 台ほどありますけれども、そのうちの 1 台が 14 年を経過しているということで安全装置的にも不都合が生じてきているというようなことで、いま更新を考えているところであります。以上です。
- 委員長（伊東昭雄） 図書館長。
- 図書館館長（平野利夫） マイファーストブックサポート事業の関係で、利用率という質問でありますけれども、昨年 10 月から始めました。対象者は 4 月から生まれた方を対象としておりますので、10 月から今年の 2 月末まで約 5 カ月間経過いたしました。103 名の乳児がサポート事業を受けいただきました。拒否した人が 1 名おりましたけれども、あと全部、本をプレゼントしたものを受け取って帰りました。以上です。
- 委員長（伊東昭雄） 堀川委員。
- 7 番（堀川貴庸） まず、学校管理費の小動物の関係ですね。昨日も農林業費の中で若干質問があったかと思うのですが、最近テレビで騒がせている鳥インフルエンザの関係ですとか、諸々の動物が持っている病気関係ですね。これらに対してある程度注意を払われていると思うのですよね。ただ、子どもですと免疫力、抵抗力もまだ小さいことですから、なるべくタイムリーに、即座に対応できるような状況を構築していただきたい。来年、また 4 月から一年生が入ってくることでしょうから、その辺も考慮した活動を行っていただきたい。それは、どういうふうな考え方で、いまお考えなのか示していただきたいと思います。
それと図書館の利用率向上のために、ふれあい子育て読書推進事業費、この活動をされていると

思うのですが、実際3冊を貸し出して、そしてそのうち1冊をお子さんに差し上げるという形なのでしょうけども、1名の方が拒否されているようなのですが、102名の方が本をそのまま1冊何とか利用していただける形になっているのでしょうか。それを確認したいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 1点目の鳥インフルエンザに関する学校飼育の鳥類の対応でございますが、いま、十勝支庁の農務課の方が、この鳥インフルエンザに関する窓口になっていてお聞きしております。そこら辺からの指導を受けた中では、現在のところ、北海道にこのインフルエンザが来ていない状況にある、そうした中で、あまり過剰に子どもたちにその部分についての恐ろしさだとかを指導すべきではない段階にあると。ですけど、鳥を飼育するにしまして、これは一般的な外の作業、学校庭園の作業と同じなのですが、常に手を洗う、言ってみれば鳥を管理する人は手を洗う。それからうがいをするということ。これは通常の行為として必要であると。さらには、必要以外に鳥を管理する人を出さない。言ってみれば管理する人を特定するというようなことの指導。さらには鳥小屋等にむやみに出入りしないようなことの指導。そういったことに努めながら飼育していくのが本来ではないかというようなことも言われています。

ただ、こういう鳥類が急激に死に始めるということがありましたなら、即座に保健所なり、十勝支庁農務課等に連絡していかなければいけないと思っています。なお、文科省だとか十勝教育局等の、そういった鳥インフルエンザに関します通知、通達文は、これらについては、もちろん各学校には通知しておりますし、また定例の校長会、教頭会などにおいても指導・周知はしているところであります。以上であります。

○委員長（伊東昭雄） 図書館長。

○図書館館長（平野利夫） 3冊をワンセットで、そのうちの気に入った1冊を返却時にプレゼントするわけでありまして。

それは、赤ちゃんの宝物として、最初の本の出会いの1冊として大事に持っていただくのですが、その後、最近では、この事業を始めてから図書館に赤ちゃん連れのお母さんが多くなったり、また、絵本の貸し出しが増えているのが現状であります。

これから、このようなことで、積極的にこの事業を進めてまいりたいと、このように思っております。以上であります。

○委員長（伊東昭雄） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 1点だけ。今のマイファーストブックサポート事業ですか、積極的に今後も活動されるということで、予算の関係もあると思うのですが、1冊と言わずに、今後、2冊、3冊と、5冊貸し出して2冊ですとか、ある程度利用率拡大と、また、読書週間の普及に何とか広げていただきたい。そう思いますので、これらも積極的になんとか取り入れていただければなと思うのですが、その辺のちょっとお考えを示していただきたいです。

○委員長（伊東昭雄） 図書館長。

○図書館館長（平野利夫） 今、堀川委員の言われましたことを、一生懸命、これから頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊東昭雄） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、191ページ、1目11節、需用費の関係。これは小・中を含めてお伺いしたいということと、もう一つは、町営の野球場の使用について、その頻度と、それから今年の冬からスキー場が新しくリフトがついたわけですが、その使用がどれくらい利用されているかということ。この2点についてお伺いしたいと。

まず1点目ですけれども、この需用費につきまして、予算総額から見ていくと、非常に減額されているように見受けられます。

特に、小学校はそうでもないのですが、中学校においては、この需用費、それから学校配分備品費であるとか、こういったものが大分減額されている。しかも中学校の場合には生徒が25名増えていると、学級が1学級減ということのようですけども。そういった中で予算がどうしてこのように削減されたのかということが一つであります。

その中には、恐らく194ページの9節細節7のところに、生きる力を育てる教育のところで配分されたのかなというふうにも考えますけれども、これらとは大分意味が違うのではないかなというようなことを含めて、この算出の仕方がどうなのかということをお伺いしたい。

ということは、中学校の場合の需用費、それから備品費。これは備品の場合には、学校配分費ですね。そのほかに、この備品の関係があるわけですが、おおよそだいたい180万円以上が削減されていると。

しかし、こここのところで、先ほど申し上げました生きる力を育てるところで、ちょうど180万円新しく増えているということからして、このことに置き換えられたのか。どういうふうな算出方法でやられたのか、一つお伺いしたいということでございます。

それから、野球場ですけども、相当経費と予算をかけて、4年目になるのですか。どの程度、これが利用されているのか。年間使用頻度はどのくらいなのか。管理費も相当なものだと思っておりますけれども、そこら辺について。

それから、スキー場の、先ほど申し上げましたリフト。今年新しくつきまして、非常に喜んで子どもたちも利用しているようですが、今シーズンでどれくらい利用されたか。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 1点目の需用費等にかかわる学校配分予算の関係でございますけれども、学校配分予算等につきましては、学校の規模、教職員、さらには児童生徒数等の割合に応じて、学校に配分させていただいております。

これらの学校配分予算等につきましては、以前までは、約7、8年間にわたりましては、2%から3~4%くらい上積みされた予算の状況で学校に配分し、学校で活用させていただいております。この配分予算の中の、特に図書費につきましても、毎年2%から3%、16年度におきましては1%程度の増を図っておりますけれども、総体的に関する学校配分予算につきましては、16年度、若干落ちている状況にあります。

しかしながら、過去からの、先ほど言いました積み上げ等による金銭的な割合からいいますと、今、現状では、学校配分予算にかかわる分についても学校での活用にされる金銭的には十分ではないかというふうな考えでおります。

算出の仕方は先ほど言いましたように、学校の規模、それから教職員の人数、さらには生徒児童数に応じて算出しているところであります。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、野球場の方から申し上げます。15年度は4,869人です。前年度が4,778人でしたから、わずかではありますが、1.9%、約2%伸びております。

それからリフトの件なのですが、2月末の数字で申し上げます。今週の土曜日までリフトを営業しますが、2月末の数字で申し上げます。輸送人員が延べ10万5,261人です。昨年同期と比較しますと、3倍強伸びております。延べ人数で申し上げますと7万1,800人程度伸びております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） はじめに需用費の問題ですが、算出方法につきましては昨年度もお伺いしたような感じがいたします。中学生だと、生徒一人が1,180円。それから学級で1学級が1万3,000円というふうな形で予算化されるということですが、小学校の場合には、新年度は53名減というこ

とですから、若干そこら辺で予算配分が少なくなるのかなという感じをいたしますけれども、需用費ではむしろ小学校の方が増えているというところがございます。

そういった面で、くどいようですけれども、生きる力を育てる方にこれをまわされたのか、それをひっくるめて予算化してあるのか。特に学校では、備品であるとか消耗品、消耗品についてはできるだけ用紙等については無駄をしないようにという、それぞれ個々の教師が気を配っているようですけれども、やはり、何をやるにしても紙が必要ですし、いろんな面で消耗品というのは、これはなくてはならないと。しかも、1年ごとに子どもたちが巣立っていくわけですから、今年度は予算が足りないからこの辺は省いておこうということにはならないということからすると、多少、特に中学校の分について気がついたところなのですが、そこら辺が減額されてどうなのかなという感じがいたします。

したがって、生きる力を育てるのとどういふふうに勘案されて予算立てされたか。そこら辺をもう一つお伺いしたい。

それから、リフトについては大変結構なものだなと。つけていただいて良かったのだなというふうに感じます。特にこれは、子どもと、それから高齢者について好評を得ているということなのですが、そこら辺の年代別、もし分かれば、高齢者と子どもたちの関係がどうだったのかなということ。

それから野球場につきましては、人数で報告されましたけれども、チームで使っているだろうと思いますね。そうすると、どういう試合で、年に何試合くらい使われているのか。公式な試合だけに使用しているのか、それとも町内の各学校等で、練習等で使用したいという場合に、これに利用ができるのかどうか。そこら辺の頻度も、非常に立派な球場ですから、どういふふうにご利用されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 消耗品等にかかわることと生きる力との関係でございますけど、まず、生きる力を育む、創意ある教育活動支援事業でございます。これにつきましては、平成15年度、今年度まで実施しております特色ある教育活動支援事業に代わるもので、16年度から新たに取組む事業として、今、考えているところであります。

まず、この生きる力を育む創意ある教育活動支援事業でございますけれども、特色ある教育活動は、確かな学力を育むため、さらには基礎基本の定着を目指した事業展開で、各学校が特色ある学校教育活動に取り組むということで、平成12年度から15年度までの4年間、今、取り組んできているということでもあります。

この生きる力を育む創意ある教育活動支援活動につきましては、さらに、それらを生かしながら、今後の生きる力を育むための事業として、今までの特色ある教育活動、いわば総合的な時間の活用を生かしながら、さらにそれを事業的には拡大し、生きる力を育む事業に展開していく事業として考えておまして、金額的には、特色ある教育活動支援事業と同等の金額で、今、考えています。

したがって、需用費との関連性となりますと、直接には関連はしませんけれど、事業の中において、そういう教育活動の支援事業の一環として活用されるというようなことになっていくものではないかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まずリフトの方から申し上げます。

年代別、例えば、10代、20代、30代とか、そういったような統計というのはとっておりません。それで、おおまかな感じではあるのですが、子ども、小・中学生ということで大体7割、それから、高齢者、これも年齢確認はしておりませんので、見た目ということで、比較的年齢の高い方ということで言えば1割。そんなような利用状況です。

それから、もう一つが野球場の方です。試合数で申し上げますと、年間150試合程度。それから、

公式試合ですね、これは中体連、こちらの大会が行われております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 予算の件ですけども、そうすると、生きる力を育てる予算というのは、これを固定して、それでなければならないということはないというふうに押さえてよろしいですね。ある程度幅広く、それも運用できるというふうな押さえでよろしいかと。

それから、予算につきましては、これは本当に厳しい町予算ですから、教育費だけということにはならないと思いますけども、特に学校教育費というのは、やはりパーセントからいっても、前にもお聞きしたように、1%に満たないくらいの予算でしかないということです。

やはり、教育行政方針の中にもありましたように、教育の風は幕別からというふうな大きなねらいを持ってやっていくわけですから、やはり人間を育てるという意味で、何とかあまり予算をチビらないで、大いに使わせて、子どもたちにのびのびと教育ができるような体制づくり、かつてない方ですけども、ひとつその方向でいくべきだろうというふうに考えております。

それから、野球場につきましては、これはあれですか、一般の、例えば中学校だけの公式でなくて、練習をああいう大きなところでやってみたいという場合には利用できることになっているのですか。そこら辺をちょっとお伺いします。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 申し訳ありません。先ほど答弁漏れをいたしました。

例えば、少年野球、あるいは中学校・高校の野球ということですが、こちらもお貸ししております。ただ、土日なのですね。特に少年野球なんかの場合、土日は社会人も入ってまいりますので、そこら辺で必ずしも少年野球の方の希望どおり、すべて使えるというふうにはなりません。それで、申し込み順に、重なった場合は抽選であるとか、そんなようなことで使用を調整させていただいております。

○委員長（伊東昭雄） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 需用費の関係と生きる力とのかかわり。先ほど、課長から申し上げましたとおり、そういう形で進めていきたい。

ただ、縮減の形の中で、学校現場におきまして支障が出るというようなことになりましたら、これは大きな問題でございますので、今後、学校現場とも十分連携をとりながら、子どもたちの教育にとって欠かすことのできない、そういった形の中で十分満足していただけるような形の中で、とり進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 古川委員。

○13番（古川 稔） 205 ページの4目8節の青少年相談員謝礼にかかわると思っておりますけれども、これはマックザマックで相談を受けている部分かなというふうに思いますけれども、非常に今、社会問題となっております虐待からはじまって、最近はいじめなんていう言葉が聞こえなくなったというような状況でありますけれども、町内で相談件数どれくらいあるのかお聞かせいただくのと、今、問題になっております引きこもり、あるいはいじめといった問題が、どれくらい件数起きているのか、1年間の分、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 相談件数の方を申し上げます。15年度、今のところゼロです。参考までに、14年度もゼロです。さかのぼっていきますと、13年度1件、12年度1件、11年度2件、こんなような状況です。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、いじめの状況でございます。いじめの状況につきましては、平成14年度になりますけれども、いじめ問題対策委員会がございまして、その中でアンケート調査を実施しております。この実態調査の中では、小学生につきましては4年生、6年生、それから中学生

につきましては、中学2年生を中心にアンケート調査を行いました。

その中で、小学校の低学年につきましては、何らかの形でいじめられているというような個人の捉え方、これが約33%。さらに小学校6年生になると減りまして、約16%が何らかの形でいじめられている。それに、中学生になりますとだいたい20%程度というようなことで、小学校の低学年においては、いじめられているという捉え方が、いろいろな分野に広くあって、比率が高いのですが、小学校の高学年、さらには中学生になるとそういった割合が減ってきているというような状況であります。

なお、不登校に関する状況でございますけど、平成15年度におきましては、中学生の7名と、今、小学校の方で一人が若干不登校傾向にある児童さんがいるというような状況でございます。

○委員長（伊東昭雄） 古川委員。

○13番（古川 稔） 青少年相談員の相談件数がゼロというようなことでありますけれども、これに関しては啓蒙活動が足りないのではないかというふうに、逆に考えるわけですが、そこら辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、いじめ、あるいは不登校の部分というのは、不登校は一月以上というのがあるようですけれども、その予備軍といいますか、そういった子どもたちの対処だとか、あるいはいじめに対しても、相談の中での指導といいますか、そういった部分について、予算的には一部指導員のがありますけれども、どのような形でもってやっておられるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 啓蒙活動について、お答えをいたします。

たまたま15年度に、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業、これ、文科省のモデル事業なのですが、こちらの事業でいくつかのことを行いました。

一つは、小中学生全員に配付ということで、テレホンカードぐらいの大きさなのですが、通称防犯カードと呼んでおりますが、防犯上の注意とかを記したものです。その裏面を使いまして、相談窓口、こちらの方を記載してございます。

それから、子どもの暮らしといたしまして、広報に折り込んで全戸配布するものがあるのですが、こちらの方にも今年度から新たに記載するようにいたしました。同じように、小・中学生、これは学校を通じて配るものなのですが、よい子を育てるためにというものがございます。こちらの方でも同じように載せております。

それから、相談件数のことを、音更も同じような相談員を置いておりますので、どんな状況かというのをちょっとお聞きしたのですが、やはり、音更は人口規模がもちろんうちより多いのですが、そんなに多くないのですね。やっぱり2、3件なのだそうです。音更の相談員に、幕別の方からお電話があったというケースもお伺いしました。それで向こうの担当者とお話ししたのですが、やはり近くの人とか、同じ町の人には知られたくないという心理もあるのかなということを音更の方は言われておりました。

それから、ほかの機関の相談窓口というのも、例えば、道の児童相談所ですとか、十勝教育局ですとか、いろんな機関で持っております。そちらのPRも、先ほど申し上げた媒体で併せてこれからも行っていきたいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 不登校の子どもたちに対するカウンセラー的な分野でございますけれども、今、中学校を中心に、まず札内中学校を拠点として、道の事業によりましてスクールカウンセラーを配置しております。このスクールカウンセラーは、札内中学校と札内東中学校、さらに糠内中学校等を拠点に巡回しながらということでカウンセリングの業務をさせていただいています。

なお、このカウンセラーは、中学生だけにかかわらず、そのご家庭の兄弟関係もありますことか

ら、小学校の児童に対するカウンセラー、それから家庭的な指導的なアドバイス、さらには教職員、さらには親御さんに対する指導・助言等の相談業務を行っている。

なお、このカウンセラーにつきましては、このカウンセラーのご協力を得まして、毎週水曜日、百年記念ホールの東側にあります、マックザマック研究所があります。あそこのマックザマック研究所を活用して、あそこでも毎週水曜日の午後から相談業務、マック心の教室というようなことで相談業務をしています。

学校での相談業務といいますと、なかなかそこへ行きづらいと、親御さんが学校へ行って相談しづらい。さらには、子どもさんもその部屋に入っていくのもなかなか入りづらい。そういった面も含めまして、毎週水曜日、マック心の教室ということで、マックザマック研究所を活用して、そこで相談業務を行っております。

なお、幕別中学校と札内東中学校には、別に平成15年度までは心の相談員を配置しております。この心の相談員の方々につきましては、子どもたちの悩み、さらには部活動、それから友達関係、いろいろな悩みごとの相談、そして載っていただいております、平成15年度におきましては約200件程度の子どもの相談を受けている状態にあります。

そういったことで、常にスクールカウンセラー、さらには心の教室相談員、さらには学校の管理職を含めた教職員との連携を図りながら、そういった子どもたちを少しでも初期的な段階で対応できるように努めているところであります。

○委員長（伊東昭雄） 古川委員。

○13番（古川 稔） 限られた予算の中でありませけれども、ひとつ最大限子どもたちを守っていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） 188ページ、学校教育費の委託料の件でお尋ねします。これは、小学校、中学校も同じなのですが、学校清掃費にかかわる質問です。

今、委託を受けまして、小・中学校に業者が入っていると思いますが、その件数と、それから189ページの14節に清掃用具借上料と計上されておりますけれども、この借上料は清掃業者に支払われるものなのかどうか、その点をお聞きいたします。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 学校管理委託の学校でございますけど、小学校につきましては、幕小・南小・北小・白人小・糠内小学校でございます。それから中学校費になりますと、幕別中学校・札内東中学校・札中・糠内中学校、中学校についてはすべてになります。

次に、借上料でございますけれども、これは委員会の方で購入いたしまして、その必要な部分を学校側に提供し、それを活用して清掃だとかいろいろな部分に使っていただいているというようなことになります。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、質問したのは、学校に入っております業者の件数ということをお聞きいたしました。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 2社でございます。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） それでは、この小学校と中学校に入っております業者は2社ということで、2社にはこの委託料が払われまして、借上料は業者の方に支払うということに、教育委員会が業者からモップとかそういうものを借りて、学校に必要なに応じて配付しているのですか。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川 潔） 清掃用具借上につきましては、各学校、主に教室等の生徒がモップを

使って清掃する。あと、廊下等にも置いておきまして、生徒たちの清掃のときに使っておりますので、学校が直接リースの方の業者にお支払いする形になります。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） そうしますと、清掃業者が学校を清掃しますね。そういう場合の用具はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川 潔） 契約の中では、一応、町が道具類については用意するということになっておりますので、その借り上げモップ以外にも、通常の洗えて使えるようなモップも学校で用意して買っていただくことになっております。

学校の方で買っていただいて、こちらの予算の方で支払っていただくことになっております。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） そうしますと、学校の消耗品ですとか、そういう予算からは支払われないということになるのですね。

何か、ある学校では、小学校、中学校の予算の中から清掃用具を買って、それを使っているということもあるということなのですね。

そうしますと、学校に配分されます事務用品ですとか、そういうものを含めた消耗品とかっていう予算ありますよね。そういう中から清掃用具も買っているということもありまして、それが業者ですとか、そういうところで持ってもらえるのであれば、学校の事務費にまわすこともできるという声もあるのですね。そういうふうになりますと、学校で買っているのは教育に上げて、教育委員会でそれを支払うという形になるということですね。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川 潔） 消耗品につきましては、モップを洗って使っている学校もありますので、そういうものについては当然消耗品ということで、年に1回程度買われているかと思えます。

こちらについての使用料につきましては、商品面で言うとダスキンとか、そういうことになりまして、月々のリースになりますので、教室等で使ったものについては月に1回程度交換。一応、この分についても、うちの方の予算で出ていますけども、学校に配分という中で、学校にお金を下ろしております。

消耗品につきましても年に1回程度の購入ですので、それほどの金額にはなっていないかと思えますけども、これにつきましても一応消耗品の中から買っていただいているのは、学校の配分の中で買っていただいております。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○3番（野原恵子） 学校によって買い方にバラつきがありまして、業者で負担して、全部、モップとか洗剤とか、そういうものは全部清掃業者でもって清掃している学校と、それから、学校でそういうものを買って、洗剤とかモップとかも学校の予算の中で買っている学校もあるということで、学校によってその対応が違うという意見がある。そういうことを聞いているのですね。そうであれば、どの学校も同じ状況で、清掃業者に委託するというふうな指導が必要ではないかと思うのですが、その点をもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 学校の委託関係に関します借上料、それからそういう必要な経費に関しましては、あくまでも町の負担というふうに考えておきまして、学校に配分されています消耗品、需用費等にかかわる部分につきましては、それ以外の学校に係る経費として使っていただくようにはしております。

ただ、応急的ということなので、急遽、学校側さんの方で、急いでしなければというようなことで、その予算を使用するという考えられますけど、うちの方としましては、あくまでもその学校

清掃委託に関する部分と、学校の需用費、消耗品等に係る分は別個に考えているところであります。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 1点だけお聞きします。189ページ、小学校費、1目学校管理費の19節、細節3の日本スポーツ振興センター負担金、これは中学校費あるいは幼稚園費にも計上されているようでございますが、このセンターはどんな事業を行っているか。ここに負担金を納めることによって、本町ではどんな恩恵を受けているのかお伺いいたします。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 日本体育学校健康センターでございますけど、これにつきましては、昨年10月に名称が変わりまして、日本スポーツ振興センターというふうに変更されました。

この振興センターの負担金でございますけれど、平成12年度までは、保護者負担も含めましてこの保険に加入しておりましたが、平成13年度より、小・中学校につきましては全額公費負担というような形をとらせていただいております。

この給付に関しますことにつきましては、学校の管理下における負傷・疾病・傷害等についてかわる保険の給付を目的とした負担金でございます。以上です。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

坂本委員。

○14番（坂本 偉） ページ数、205ページ。5項社会教育費、3目保健体育費、19節の負担金補助及び交付金の中で、細節12国体道予選相撲競技大会補助金。これについては、本町の相撲をやられている方で国体に行かれているということ、前年度から承知しております。そんな中で、昨年度は、ゼロ予算だったかと思えます。そんな中で、今年度63万円計上されているわけなのですが、ここに挙げられた経緯をご説明いただきたいと思えます。

それと、ページが前後して申し訳ございませんけど、前のページ、204ページ。14節の使用料及び賃借料の細節5、スキー場用地借上料。これについて、先ほど佐々木委員の方から、今回スキー場のペアリフトが整備され3割ほど利用者が増えたということで、これは恐らく近隣の農家の土地を借り上げてお支払いをしていると思うのですが、今言ったとおり、利用者が増えていく中で、今後、今のスペースを見ます限りは、対面的に止めてもおそらく40台か50台のスペースしかないと思えます。

そんな中で、土・日とか、あるいはスキー学校が始まりますと、生徒さん、あるいは講師の指導員の先生方、そのスペースが現状の中では大変ではないかと。

今後において、このように毎年スキー場の駐車場を近隣の農家から借り上げて駐車場を確保するのか。また、将来に向かっては、駐車場のスペースを拡張するのか。そういうことを考えているのか、この辺のご意見を聞きたいと思えます。

それと、ちょっとまた前後しますけど、198ページ、報償費。成人式の記念品のことなのですが、これについて、成人式になりますと、記念品についていろんなことで賛否両論あると思えます。そんな中で、最近では成人式に出られる方が大学へ行っているとか、そういう関係で欠席者も多いように見受けられます。

そんな中で、出席した人に対して記念品が当たるわけなのですが、都合でこられないとか、そういう欠席された方にどのような対応をしているのか。その辺をまずお聞きしたいと思えます。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、国体の相撲なのですが、この北海道予選が今年の夏、幕別町を会場に行われます。そんなことがありまして、相撲協会から昨年要望書をいただきました。というのは、かつて神社、あるいは依田ですね、幕別温泉の方に土俵があったのですが、大会に使える状態ではないということで、ひとつ相撲場を町の方でつくってほしいかという内容の要望がござい

ました。

その中身としては、屋根がかかっているとか、具体的なお話もいただいたのですが、いろんな観点から検討させていただいたのですが、一つは国体の道予選が終わった後の利用動向と申しますか、相撲人口も含めまして。それと、国体以外の大会の開催予定ですとか、いろんな観点から相撲連盟の方ともお話をさせていただきました。

一つは、仮につくるにしても、場所が早々急には決定しかねるという問題もございます。それと、恒久的な施設を持つということになれば、単に土俵に屋根がついただけでいいのであろうかと。大会はそれでいいのかもしれませんが、日常の練習だとか、年間通じて考えた場合には、やはり壁が必要であるとかいろんなことを、公共施設として持つ場合には出てくるのかなと思います。

そんなことがありまして、恒久的な施設としてはいずれにしてもこの夏の大会には間に合わないということで、私どもの検討結果としてはそういったことであります。

それで、予算に計上しております金額なのですが、こちら簡易土俵と申しまして、室内でも作れるのですが、よく相撲の巡業なんかで体育館に仮設の土俵をつくってやると申すのですが、ああいっただけのものであります。その設置費用の見合い分ということで、16年度の予算に計上させていただいております。

それから、次にスキー場の用地借り上げの件ですが、所有者の方と申しましてお話し合いを持たせていただいた経緯があります。ですが、所有者の方の土地利用の計画でありますとか、いろんなことがありまして、その話は成就しなかったということです。

それと、成人式の記念品ですが、こちら欠席された方でも後日、ご希望の方には差し上げております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 坂本委員。

○14番（坂本 偉） そうすると、今言ったように土俵をつくるということで、それはつくって壊すのではなくて、将来的にも利用するということですか。ではなくて壊すということですね。わかりました。

それと、今言ったスキー場の借り上げなのですが、地権者の方と折衝したけど妥協を得なかったということもございますけど、昨年は25万円ほど借上料を見ているのですが、今年度は3万円ということで、この金額から見れば、今言った利用料が増えているのに、逆行して用地が減るのか、それともまたそこに何かがあって、今言った、借上料が安くなったのか、その点、もう一度聞きたいと思います。

それと、成人式の記念品なのですが、以前に私ちょっと耳にしたのですが、出席された方と欠席された方の記念品が異なったというふうに聞いたのですが、そういうことはあるかないか。その点をまず聞きたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、相撲の方ですけども、大会が終わりましたら撤去をいたします。

それから、次に、スキー場の駐車場の借上料なのですが、金額が減っている理由は、札内にリフトがございませんですけど、白馬ヶ丘スキー場というのがありますが、そちらの用地借り上げが入っております。たまたま16年度からは、そちらの方が土地利用上使えなくなるということがありまして、計上しておりません。明野ヶ丘の方に借り上げに関しましては、広さも金額も従来通りです。

それから、成人式の記念品、かつて出席者と欠席者と違いがあったということなのですが、最初に発注するときに、出席者だけではなくて、欠席されて後に受け取りに来られる方の分も含めて発注していたのですが、たまたまそのときは、あとで取りに来られる方が予想以上に多くて、急遽別なものを用意せざるを得なかったということがかつてあったそうです。今年度がございませぬ。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑の方、何名ぐらいおられますか。

審査と途中でございませぬけれども、この際、11時10分まで休憩いたします。

(10:56 休憩)

(11:10 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 199ページの19節細節6番ですけれども、先ほどの説明、昨日でしたか、高校生2名と社会人1名の海外研修の予算ということでもあります。

それで、高校生は、それは新しくまた最近できだ制度ということ、それはそれでいいと思うのですけれども、社会人のこの1名の枠のことなのですから、これはずっと十何年ぐらいになりますかね、歴史がありまして、生涯学習の中で社会人に海外研修をしていただくということで始まった制度で、2年ぐらい前でしたか、当時と比べて、社会人の方も海外に研修ではありませんけれども、行く機会が多くなったということで、一定の役割は終えたのではないかとということで、代わる施策として、高校生を出そう、あるいはまたホストファミリーに助成金を出そう、そしてまた一番下に書いてありますけれども、留学する方に助成をしようというようなことで、やめて変わるものとして施策を打ってきたと私はそう理解していたのですけれども。

それで、そういう理解をしていたのですけれども、一人ということ、今まで3人かそこらでしたよね。前のことは言いませんけれども、そんなような私は理解をしていたのですけれども、この一人について、どういうことで一人だけ枠が残っているのかお伺いをしたいと思います。

それと、そこところは百歩譲ったとしても、この間、去年の決算のときも説明の中で言っておられましたけれども、お知らせ広報で募集するときに、中学生と一緒にいくということですよ。それで、引率も兼ねてお願いするということでもありました。

私は社会人の研修のときに、予算というのでしょうか、効率的なことを考えれば、ついでに引率してもらったら助かるというか、そのことはわからないわけではないのですけれども、純粹にその社会人の海外研修ということを考えると、そういうことは果たしていかなものかなというふうに言わざるを得ないのですけれども、その辺どのように考えられていますか。

○委員長（伊東昭雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） これまでの経緯は、今、委員からお話しいただいたとおりです。それで、今年度の、まずお知らせのお話しからいたします。

なぜ中学生に同行かということなのですが、以前は十勝管内で共同して行っていた事業ということで、スケールメリットというのがそこにはあって、あの金額で行けていたと思います。

今回、枠が減って、その方のためのプログラム、日程を組むということになりますと、通常海外旅行、国内旅行一緒なのですが、最高人員何名というところでのスケールメリットが一つは見いだせないということで、予算の範囲内でやるとしたら、中学生、高校生に同行していただいて、実際オーストラリアへ行ってからは向こうの学校訪問とかあるのですが、そこで大人の目で見たい、趣旨としてはそういうことです。

引率を兼ねてという意味は、私ども職員と同じような、これはちょっと説明不足であったと反省しておりますが、完全に私どもと同じような引率の役目という意味ではなくて、一緒に大人ももう一人同行していくと、行き帰りですね。そんなような気持ちではあったのですが、説明不足であったことは反省いたします。

これから先のお話しをちょっと申し上げますが、まだ内部決定したことではありませんが、16年度、もう1年様子を見させていただいて、これから先の大人の海外研修にあり方というのは、ご指摘のようにもう転換点に来ているのかなというふうに考えます。

すいません、もうちょっと話させていただきますと、もうしばらく前になりますか、大分の湯布院のことがプロジェクトXで取り上げられました。温泉の振興をということで、その経営者3人

でしたかね、町からお金を借りてドイツまで出かけたと、昭和40年前後でなかったかなと思います。その方によって求めるテーマというのはさまざまだと思います。どうしてもこちらで用意したプログラムと行きたいと思われる方の希望というのが必ずしもフィットしないということは、まああると思います。そんなようなことも含めて、新たな観点で残すとすれば、そんなような方向もあるのかなと思います。

○委員長（伊東昭雄） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 将来のことについては、それは来年度以降、それは期待をしたいと思いますが、今年度の問題ですけれども。

やはり、まず僕は理解できないのは、今まで十勝圏の中で広域でやっていましたよね。それで、もちろんスケールメリットとかいろいろあったのだらうと思いますけれども、先ほども申し上げたように、その役割は終えたということで、代わるものとしてこういうことをやるということだった僕は思うのです。全部やめたでなくて、一人残しますとか、二人残しますとかっていうことではなくて、当初ですよ、前段の話ですよ。

それはいろいろあって一人残したと。そこは百歩譲ったとしても、私は、やっぱり本来その海外研修に行くといったときには、その中学校ですけれども、引率していただきますということを条件にすると、ぐっと狭まってきますよね、間口が。ということは、海外に行って研修したいという気持ちがある人でも、いや中学生引率してだったらちょっと俺は行けないなど、これは。やっぱりそうなってくると本来の目的と変わってくると思うのですよね。

ですから、そういうことではなくて、一人で行かすのがだめだというのであれば、残すのであれば、それは違うようなやり方もあるでしょう。そこは研究したらいいと思いますけれども、そういったことではなくて、やっぱり海外研修に行かすのだったらきちっとした形で行かすと。フリーというのでしょうか、行かすということが大事。

それともう一つ、具体的に僕なりに想像してみるのですけれども、子どもさんの学校を研修したり、それはそれで目的があるからそれはいいとしますけれども、大人が一人で行って、子どもと同じ行動をとるのかそれはわかりませんが、本当に大人の人が見なければならぬところに一人で行ったって見られないわけですし、専門にガイドを連れて行くわけにもいかないでしょうから。

ですから、いずれにしても本当の目的を達成させるための事業ということをやろうとすると、かなり無理が生じるような気がするのですけれども、その辺、今年の問題ですけれども、再度答弁いただいて、来年以降についてはいろんなことを検討して、身のある海外研修になるように検討してほしいと思います。来年以降はね。

○委員長（伊東昭雄） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 従前の海外研修の件、千葉委員が言われるように、大人、高校生、中学生、いろいろな形でやった、それは16年度から変わってきた。その中で結果として、成人については1名という形の中でやってきております。

これについてはいろいろな問題もあるのかなと思いますけれども、先ほど課長が申し上げたような事情によってこういう形をとらせていただいた。

今回、募集も含めて、その引率という言葉がやはりかなり表現としては適切でなかったのかなというふうに捉えております。次年度以降に成人の海外研修を含めて、改めてそれについては今後検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

中野委員。

○16番（中野敏勝） 一つだけお伺いいたします。

先ほど佐々木議員の関連質問になるかと思いますが、190ページと194ページにあるのですけれども、19節の細節6、7。それから194ページについては、細節7、8の部分ですけれども、

教育委員長の執行方針の中にも出てきておりますけれども、この特色ある教育活動支援事業というのが平成12年度から行われて、そしてこの一人一人の子どもたちに生きる力を育む教育、こういうのをやって、大きな成果を上げているというようなことが謳われておりますけれども、具体的にどのようなことをやって成果が出たのかお伺いしたいと思います。

また、この成果を出たにもかかわらず、平成16年度から新しい学習指導要綱の一部として、今言った細節の6、生きる力を育む教育活動支援事業交付金というのがあるわけですが、この部分の変更の具体的なことを示していただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、特色ある教育活動の方でございますけれど、この特色ある教育活動につきましては、平成14年度からの新学習指導要領の開始に伴います、事前に平成12年度からこの事業を導入しております。

この特色ある教育活動につきましては、平成14年度からの総合的な学習の時間が新たに設けられると。それに伴いまして、学校の中、子どもたち、児童生徒の基礎的な学力の育成を目指す事業として考えられております。この事業につきましては、それぞれ学校の教職員、学校の創意工夫の中で、それぞれの学校の環境だとか、学校の置かれている地域性だとかを生かしながら事業に取り組んでおります。

具体的に申しますと、途別小学校につきましては、新聞等でも報道されておりますように、昔ながらの水田を取り入れて、地域の昔ながらの水田活動というものはどういうものかと、そこに地域の人材を活用しながら、そういった授業に取り組んでいると。さらにそれらでとれた作物をどうしたら食べることができるかということで、餅つきをしたりして体験的な学習を通して。さらに、糠内小学校の方だとか古舞小学校でも、昔からの亜麻だとか、それから糠内大豆の育成だとか、そういったその地域、地域のおかれた環境、それから地域性を考慮しながら取り組んでいると。

さらに、町の方の学校におきましては、その学校での、言ってみれば施設、言ってみればコンピュータの部屋を利用した学習に取り組むだとか、さらには体験的な、それからいろんな部分での授業を展開しているというようなことでございます。

今年度、16年度から取り組む、生きる力を育む事業の方でございます。これにつきましては、今言いました特色ある教育活動につきましては、言ってみれば基礎基本の定着、さらには確かな学力の定着を重視した事業展開が図られてきた。平成16年度に新学習指導要領の一部が見直しされる。その中で総合的な時間についても一部見直しされるということがあります。

それに伴いまして、今度、生きる力を育む、言ってみれば、どうしたら社会に出たときに役に立つかという基礎的な力も備える必要があるというようなことで、この生きる力を育む支援事業を展開していきたいなと思っております。

かといって、今までやってきております特色ある教育活動がまるっきり消されるということではなく、この事業と今まで取り組んできた事業とが創意しながら、総合的に生かされた中で、この事業が展開されるというふうに期待しているところであります。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 中野委員。

○16番（中野敏勝） 総合的にやられていくわけですが、新しい部分というのは具体的にはまだこうするのだというようなことはないということですね。

農作物を作ったりして、この生きる力というか、そういうものを教えていくという部分では非常に良いかと思っておりますけれども。

どこの学校を見ても、果実をどんどん植えているわけですが、果実に対してはあまり手入れをされていないのが実情でないかと思うのです。どこの学校にもあります。切ったら切りっぱなし、虫がついていても全然消毒したのかしないのかわからないような状態。学校の教育として、教材として使われているのかなというような気がしてなりません。

もっと学校の空き地にそういうものを植えてあるのであれば、そういうものも活用していく必要があるのではないかとこのような気がいたします。この点についていかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 生きる力を育む、16年度の事業の関係でございますけれど、学校ごとに若干言わせていただきますと、まず、札内北小学校では、いきいきふるさと活動というような名目を持ちまして、地域を知り、地域を学ぶというようなことで、事業を検討しておりますし、幕別中学校におきましては、郊外における体験調査、基礎的な教育活動を展開、さらにはボランティア活動も展開していきたいと。そういう具体的な事業計画は、私どももいただいているところであります。

これらにつきましては、再度学校側と委員会事務局の方とその事業内容を確認しながら、16年度、この事業に着手していただければというふうに考えております。

次に、学校の果実の関係でございます。

学校の果実、確かに学校それぞれ校庭に植わさっております。これらに管理につきましては、特に非常に育成というか、成熟させるのは難しい面が、言ってみれば農薬を使わなければいけない、さらには管理等に手間・時間がかかるというようなことで、なかなか子どもさん、児童・生徒がそれらに携わる部分というのは時間的に持てない部分もあろうかと思えます。

ただ、学校それぞれ用務員さん等もおられるわけなのですけれど、いずれにしてもそういう農薬的なものもいいのかどうかも、ちょっと検討しなければいけないと思えますし、さらにできあがった果実等につきましては、一部の学校ではジャムだとか、そういったものに活用している学校もありますので、その辺はご理解願いたいなと思えますけれども。

○委員長（伊東昭雄） ほかに。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 3点質問します。

1点目は、先ほどもちょっと触れられたのですが、心の相談員、これが昨年まで行われていたが、今回は予算が組まれていません。これは国の事業としてやっていたけれども、これがなぜなくなったのかということ、まず一つお聞きしたいと思います。

それから2点目ですが、177 ページの2目、事務局費の中の7節の嘱託職員賃金、学校教育推進アドバイザーなのですが、これは平成13年度から続けられています。これの内容、具体的にどのようなことを行っているのか。それと効果と、雇用の年数ですね。それと採用の仕方。これをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、187 ページ。1目学校管理費の中の7節の賃金、6番教育活動指導助手賃金なのですが、これも丁寧な子どもたちにわかる教育をということで、町が独自に行って非常に喜ばれている制度です。そしてここの中でも3名分として賃金が出ていますけれども、以前にも1回お伺いしたことあるのですが、仕事の内容からいくと、非常に賃金が低いのではないかとという声、実際に働いている人からも出ております。これは、きちんと決められてこういうふうにしたということも前のときにもお聞きしているのですが、同じ仕事をしている中で、なかなか町が独自に採用しているこういう助手の方の賃金が、ほかの、例えば、道が採用している時間の講師の方だとか、そういう人たちの待遇に比べてもかなり低いのではないかとということが言われていますが、今回も前回と同じような形で進められようとしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず1点目の心の相談員の関係でございます。平成16年度では予算上は出ておりません。平成15年度までは、先ほど答弁させていただきましたように、2名分、それぞれ2校について心の相談員配置しておりました。

平成16年度につきましては、道の緊急雇用対策の方で、道の方で配置を予定されております。本

町においても心の相談員の配置を要望しております。今、道の方で考えている雇用の体系でございますけれど、今、2校に対して私どもは要望しておりますけれど、1名で2校を担当していただくことになる。1校につき1週間に二日。ですから1名で、2校で、1週間に4日ほど、午後からの勤務、だいたい1日4時間程度になると思いますけど、そういったことで、本町としては、今、道の方に要望をしております。

心の相談員の実績につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

次に、アドバイザーの関係でございます。生涯学習アドバイザー、学校教育アドバイザーでございますけれど、このアドバイザーにつきましては、本町の、言ってみれば学校、教職員に対する指導研修のあり方等のこと。それから学校指導に関する分野。さらには学校と教育委員会との連携調整だとかを含めて、総合的にご活躍をいただいております。このアドバイザーの効果としましては、非常に学校との連携を図る上でも非常に大きな役割を担っていただいております。

雇用の体系でございますけれど、嘱託職員としての身分として雇用をさせていただいております。

雇用の期間の年数でございますけれど、1年契約の雇用契約になっております。公募の方法で、毎年面接をさせていただいております。

次に、小学校費の中の教育活動指導助手の関係でございます。この事業につきましては、平成13年度から、小学校の30人を超える学校に対して、町独自で配置をしております。町の指導助手でございます、県費負担職員ではないことから、主たる教員の補助的役割を担っていただくということで、T T方式というか、サブ的な指導員ということになります。小学校1年生となりますと、まだ幼稚園、保育所からそのまま学校にきた段階で、まだ保育所・幼稚園の延長でないかというような子どもさんもおられるし、さらにはなかなか落ち着いて勉強に取り組むこともできない。さらにはLDとかAD・HD傾向のそういった軽度障害的な児童さんもおられる。そういったことで、多くの、言ってみれば二人の先生が子どもたちを見ることによって、教室にも落ち着くし、それから主たる先生も授業に専念できる体制をとというようなことで、この事業を取り組んで、その効果は非常に大きいと。

本年度16年度、3名分賃金を見ております。これにつきましては、今、札内北小学校と幕別小学校、さらには白人小学校を見ておりました。白人小学校につきましては、先般、新聞でも報道されましたように、今、国の方でも35人学級に対する教員の配置ということで、先般、国・道の方もこの事業を平成16年度から取り入れるということになりました。それで、白人小学校につきましては、それが該当するというので、白人小学校75名の新1年生がいるのですが、本来的には2学級の34名ぐらいになるのですが、これを3学級の25名の学級編成になるというようなことから、本町での独自の指導助手の配置についてはしないで、北小と幕別小学校の2校だけということになろうかなと思っております。

それから賃金の関係ですね。賃金の関係、先ほど私言いましたように、主たる先生の補助的な立場にいて、業務的には同じような立場に確かにあるかなと思います。賃金の問題については確かにちょっと低い面もあります。これらについては、今、ほかの町村の方でも町独自のこういう事業も取り入れてきております。そういった町村との実態も今後見させていただきながら、今後また検討させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目の心の相談員ですけども、これは継続の方向ということですね。先ほど2校に配置を考えているということでしたが、どこどこに配置を考えていらっしゃるのか、もう1回お聞きしたいと思います。

それから、もう1点なのですが、先ほどの学校教育推進アドバイザー。これは教育委員会との連携の問題だとか、教員に対する指導だとかということで効果があったということで話しがあり

ました。

私は、この制度が行われてからずっと先生方のいろんな意見なんかも聞いてきているのですが、これは現場の先生方がこういう人がほしいということでできた制度ではないですよね、この学校教育推進アドバイザーですか。それで、本当に先生方が望んでいるということは、いろんな指導にしても教育の悩みにしても、本体なら学校の中で自由に先生方同士が解決をしていくといふかな、そういう方向がやはりふさわしいと思いますし、そういうゆとりある教育こそが、そういう悩みなんかも解消できるのではないかなといふふうに思うのですが、この学校教育推進アドバイザーがそういう現場の先生方に実際にどれだけ役に立っているのか、喜ばれているのかということが、私はちょっと疑問に感じているのですよね。本来の本当に望まれているような事業に予算をしっかりと向けるべきではないかと思うのですが、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど雇用の期間ですが、1年契約というふうにお話しありましたが、これは1年契約ということで、継続して同じ人がということはあるのでしょうか。それをお聞きします。

それからもう一つが、待遇改善の問題なのですが、今もお話しの中で低いとは思っているというようなことがありました。ぜひ改善してほしいと思います。併せて、道で雇用をしているという臨時職員との賃金の差ですか、これが結構大きいと思うのですね。その辺のことを押さえていらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、補助的な立場ではあるけども、子どもにとっては同じ先生なのですよね。そういうところを考えると、やはり改善は必要でありますし、同じ職員会議にも参加していますし、行事では同じような仕事もするわけですから、その辺のことも十分検討していただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 心の相談員の配置学校、これは幕別中と札幌東中でありました。

それと、アドバイザー。今、豊島委員、学校現場で望んでいないのではないかなといふようなお話しがありました。しかし、先ほど課長が申しあげましたように、アドバイザーの役割というのは、多種多様にわたっております。昨日、説明でも申しあげましたですが、教育課程の編成、あるいは学校指導訪問に係る指導、助言等の役割、こういった意味では、私ども教育委員会として必要であるがためにこういった形をとらせていただいております。

学校現場のご意見、それは委員言われるような問題も、そちらの方ではあるのかもしれませんが、私どもといたしましては、今言ったような形の中で対応させていただいております。

それと、臨時教育指導助手の待遇改善の関係、補助的な立場とはいえ、一定程度の額的なことも考えておりますけれども、基本的に幕別町臨時職員の任用という問題もございまして、指導助手につきましては、それに上乘せにした形の中でやらせていただいておりますので、今後の状況や何かも含め検討はさせていただきますけれども、非常にこういった時勢でございまして、厳しいものも私はあるのかなと思っています。

基本的にアドバイザー、1年契約、単年度契約。これはその年、年の事情等もございまして。基本的に私どもとして再任用という形というのは、今までもとってきておりますし、これは場合によってはそういう形で継続していくということもあり得るわけですから、単年度といつても、更新という形はあるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 指導助手の賃金と道職員といふか、教員との賃金格差でございまして、初任者的に言うと、私もはっきりした金額的にはわかりませんが、県費負担職員となりますと、約月額20万円近いものがあるのではないかなと思います。本町の場合も日額賃金になるわけなのですが、これも月額に直しますと、14、15万円程度ではないかなと思います。そこには若干の格差はあるものとは認識しております。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番(中橋友子) 190ページ。2目の教育振興費の14節使用料及び賃借料の中の5の教育用コンピュータの借り上げについて伺います。

以前から学校で借り上げているコンピュータの単価が非常に高いということで、ご指摘をさせていただいておりました。それで、今年度から提示の内容、予算の提示の中身変わりました、説明の中では、まずは自己資金をもって、買取リースから買い取りに変えられるというようなことがありました。債務負担行為の中でも計上されておりました。

それで、まず具体的にはこれまでとどう変わっていくのか。借り上げている場合の、5年間で借り上げていられたという経過がありますが、その1台当たりの単価と、それから買い取りによってどれだけ単価が下がって、その効果というのがどのぐらい予算として予定されて踏み込まれていたのかということが一つですね。

総体の予算では150万円ほど減額となっておりますので、その分がきつと生きてくるのかなというふうには思うのですが、非常に高価な金額で毎年計上でありますから、これの改善をしていくという点では、全体の教育予算を有効に使っていくという点で大切だと思いますので、伺います。

さらに、このコンピュータと併せまして、専門のソフトのことも問題として提示させていただいております。これは専門のソフトが非常に高価であるということと、学校現場での生かし方が十分というよりは、現場の人たちの力で作っていけるものに変えられないのかということですが、今年度の予算ではそこはどのように提示されていますでしょうか。

○委員長(伊東昭雄) 学校教育課長。

○学校教育課長(飛田 栄) この小学校費のコンピュータの借上料でございます。これにつきましては、平成11年度から平成15年度までの借り上げている分の借上料でございます。この金額が150万円程度落ちているものにつきましては、それ以前のもので契約期間が終わったということで、その分が減っているということでございます。16年度購入いたしますコンピュータの関係でございますけれども、これにつきましては札内南小学校の方を予定しております。

今まではリース、言ってみれば会社と単年度リース契約の更新をして借り上げしておりますけれども、平成16年度におきましては、北海道備荒資金組合の方から資金を借りるということになります。ですから、導入の方法といたしましては、本町の方で関係する機器類を購入すると。その購入するお金につきましては備考資金組合から借りると、そのお金は1年据え置いて、残りの5年間なので、4年間で償還していくと。

ただ、かかる利息分については、今年度から払っていくことになります。

今までの購入方法と、平成16年度入れる方法の違いということは、言ってみれば資金の借りる部分、備考資金から借りるということの違いがあるわけなのですが、本来的に購入する備品類については同様なことになろうかなと思います。

ただ、昨年、一昨年ほど前までは、機器の保守点検的な部分について、メンテを含んで、そういったものをリース料の中に見ておりましたが、昨今の機器類の機能性能性の向上から、あえてそういう保守的な分野の委託契約に含めることはもう必要ないということで、平成15年からそういった部分ははずしてきております。もし故障等が発生した場合につきましては、単発的にその部分の故障の修理を、別な修繕料の中で対応していきたいなというふうを考えております。

あと、ソフト類の関係でございます。これにつきましては学校の持つ教育課程の中で、コンピュータ授業の方法というのはそれぞれ学校の中で行われております。その学校の教育課程の中で必要なソフトを導入していくことになるわけなのですが、これらについても学校といろいろな部分で調整をしながら、ソフトの導入については向けていこうかなというふうには考えております。以上です。

○委員長(伊東昭雄) 中橋委員。

○2番(中橋友子) 資金を備考資金から借りてやるというような形に変えられたということではあ

りますが、私が一番知りたいのは、そういう変えることによって予算上にどのぐらいの効果が出てくるのだということなのですね。

きっといろんな契約のシステムがあって、いろんな研究をなされて経費を下げる方向を考えて向かわれたとは思いますが、その辺はご苦労されたのはわかりました。

しかし、結果として、どのぐらいの効果になるのか。一番私たちが理解できるのは、リースの場合は1台いくらについていたものが、買い取りになったら1台いくらになるのか、そして、ソフトの面でも、今、いろいろ必要なものというふう考えたときに、これまでのやり方よりも、より精査されると思うのですが、その経済効果はどうだったのか。それをそのメンテナンスや何かについても、契約をしないということであれば当然予算にも出てきますよね。それはどうだったのか。そういうことを伺いたいです。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、備荒資金から借りるところの金額的な差でございます。

今までの契約の中では、リース会社とのリースに対する利率があります。その年度、年度、違いはありますけれども平均的な1.9%、1.8%のリース料率でございます。この備荒資金で今、予定されているのが、0.2か0.3%というようなことを言われております。まだ、平成16年度については、確定はしておりませんが、そういったことで、想定の場合で1,500万円とした場合に、その料金的には、リース料に係る部分では100万から110万円程度のリース料金の違い、メリットがあるというようなことでございます。

それから次に、コンピュータのハード的に、価格にどうかかわるのかということにつきましては、これはその時の価格でございますから、以前と今回、この方式で入れるのにはどれだけの違いがあるかというは、それは申し上げられない状況にあります。言ってみれば、その価格は平成10年に入れたものはその当時の相場的な価格があるわけなのですが、この資金を使うからといって、これが安くなるというようなことではなく、一番大きなところはそのリース料金の差的部分が大きいのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 利率が違くと、それから契約では100万円から110万円だっというふうな差が出ましたよということ、その1台当たりの金額というふうにしても、本当に正確な厳密な値段を聞いているというよりは、アバウトでいいのですよね。5年間なら5年間で借りていたものの、ずっといろんなもの、リース料も入れて、台数で割り返した金額が出てきますよね。

昨年、一昨年とそれを取り上げてお話しさせていただいたのは、その代金が、1年間15万円から20万円してしまっていて、それを5年掛けると60万円から70万円ぐらいのコンピュータ1台になっているよと。それはあまりにも市販と比べたら高いのではないですかということで、お尋ねした経過がありました。そういうときに、いろいろソフトだとかメンテナンスとか入っていてこうなっているのだということだったのだけれども、改善に向けられるということでしたね。

今度、その改善に向けた新しい方法をとると、一年一年の金額、4年間で払うのでしたら当然1台当たりの4年間全体の金額出てまいりますよね。そうすると、それを40台なら40台で割ったらいくらになるのか、今までの金額と新しい金額との差というのは、効果は1割なのか2割なのか、市販に近づくのか、町民とすれば市販に近づいてほしい、適正価格に近づいてほしいと、こういうことなのですか。どうでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） コンピュータそのものでございますけれども、今、予定しております価格的に、パソコン本体の方でございます。これにつきましては、11~12万円程度でございます。このパソコン本体そのものに係る全体の比率からいいますと、全体の35%がこのパソコン本体機器全体に係る分野でございます。

そのほかのソフトに係る分野で、14%だとか、配線工事等に係る部分が11%、そのほかが周辺機器類、言ってみれば、プロジェクターだとかデジカメだとか、そういったことで、今、予定はしております。

ですから本体的にいきますと、パソコン本体を台数で割り返すと、約35%程度がパソコン本体に係ると。それ以外の部分、残りの65%が工事費だとか周辺機器、さらにはソフトに関する比率になってきます。

価格的な違いとなると、本体で割り返すと、2、3万円の違いはあるのではないかなとは思いますが、以上です。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 要するにパソコンに、今、本体11万円から12万円で、全体ですればパソコン1台当たりの諸経費を含めて考えると、本体分は35%だよということを言っていましたね。

そうすると、1台当たりはだいたい30万円から40万円と、35%ですから3倍と見ましても、33万円から36万円ということでしょうかね。それは、今までの金額との差というのが、パソコン本体だけで、私の言い方も悪かったかもしれないのですが、全体の経費としてそういうふうになり替えることによってどう変わるのかということがまだ見えないのですね。そこを見せていただきたいのと、それから、このソフトですとか工事費ですとか、これはたしか学校にきちっとパソコン教室を整備して、そして機械を設置していますね。工事というのは、先に設備をつくったときにずっと配線なんかもやられて、そして、機械がどんどん変わってもずっと使えるような形ではなかったのでしょうか。それが、毎回毎回こういうふうになり替えるというふうには、減価償却もそれから維持管理も補修もあるでしょうから、ゼロということにはならないと思いますが、1割以上も経費としてかかるというのもちょっと納得がいかないのですね。

それで、その辺も含めて、もう少し今までと、それから16年度の予算の違いというのをきちっと言っていましたか。

○委員長（伊東昭雄） 質疑の途中でございますけれども、この際、13時まで休憩いたします。

（12：02 休憩）

（12：58 再開）

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 中橋委員のご質問。学校コンピュータの関係、リースから買い取りによる効果というもののご質問でございます。

総体的に見ますと、1台当たり2万5,000円から3万円程度下がるものと思っております。いずれにいたしましても、今回、リースから買取方式に切り替えるわけでございますので、買い取りにする利点を生かしていきたいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1番最初の質問のときに申しあげましたように、今も部長お答えいただきましたけれども、契約のあり方を変えることによって予算の効果を生み出すという点では、一歩踏み込まれたのだろうというふうに評価といたしますか、理解をいたします。

ただ、総体的に非常に一般市価から比べて高いという状況がありながら、今、2万円から3万円という引き下げということではありますが、これとて全体の価格が引き下がっている経済状況なども考えると、もっともっと効果を求めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

加えまして、ソフトの問題、あるいは設備の問題、これらも前段の質問で指摘させていただきましたように、当初に係る経費と、あるいは後から機械だけ使っていく経費というのは自ずと変わってくると思いますし、この事業が始まってもう数年経っておりまして、その利用のあり方、必要な機材、こういうこともだんだん確定して選ばれてくるのではないかなと思うのですよね。そういう点

でも、ぜひ今後、この予算執行の中においても、その辺も十分考慮していただいて、さらに効果を生まれるように期待をいたしまして、質問は終わります。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 11 款公債費につきまして、ご説明申し上げます。

224 ページをご覧ください。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 23 億 2,883 万 2,000 円。

本目は借り入れしております起債の償還元金であります。公債費の借り入れ状況一覧につきましては、別冊お配りしております予算積算基礎の 22 ページから 35 ページに掲載のとおりでありますので、ご参照いただきたいと思います。

2 目利子、本年度予算額 5 億 8,609 万 9,000 円。

借り入れした起債の償還利子と一時借入金に係ります支払い利子であります。

3 目公債諸費、本年度予算額 35 万円。

起債償還に係る支払い手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

225 ページになります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費、本年度予算額 19 億 2,424 万 5,000 円。

前年度比較 4,774 万 4,000 円の減であります。本目は特別職を含め、211 人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありまして、給料、職員手当のほか、次のページの共済費が主なものとなっております。

227 ページ、7 節の賃金は臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金であります。19 節負担金補助及び交付金につきましては、福祉協会への負担金であります。なお、減の要因につきましては、昨年度の給与改定によります減が主なものとなっております。

次に、13 款の予備費についてご説明いたします。

228 ページになります。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、一括して質問をお受けいたしたいと思っております。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質問がないということでございますので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入の審査に入らせていただきます。

1 款町税より 22 款町債まで一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 歳入につきまして、ご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、7 億 7,700 万 5,000 円。

給与所得、営業所得などが減少しておりますけれども、農業所得の増などを見込みまして、前年度当初との比較では3.0%の増で計上をしております。

2目法人、1億4,027万1,000円。

法人数の増による均等割の増はありますけれども、法人税割の課税額の減によりまして、前年度の当初費8.5%の減で計上をしております。

2項固定資産税、1目固定資産税、9億6,738万9,000円。

新築家屋等の増加等によりまして、前年度当初費よりも6.4%の増で計上しております。

11ページになります。

2目国有資産等所在市町村交付金、1,487万3,000円。

桂町にあります道営住宅用地の売却によりまして、その分が減額となっております。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、3,574万4,000円。

主に軽四輪の乗用自動車の増によりまして、6.2%の増で計上をしております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、1億6,038万7,000円。

喫煙率の減少はありますけれども、昨年度の税率改正に伴う増が大きいため、9.1%の増で計上をしております。

5項入湯税、次の12ページ一番上になりますが、1目入湯税、965万9,000円。

過去の実績に基づきまして、若干の利用増を見込んでおります。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税、1,000円。

昨年度の税制改正によりまして、新たな課税は行っておりません。

13ページになります。

2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、4,000万円。

三位一体の改革に伴いまして新設されたものであります。所得税の一部を、用途を限定しない一般財源として、都道府県及び市町村の人口規模に応じて配分されることになりまして、本年度は人口一人当たり1,674円ということで算定されております。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、2億1,000万円。

自動車重量税の総額の3分の1が、市町村の道路財源として譲与されるものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、7,500万円。

揮発油に課される地方道路税のうちの42%が市町村に交付されるものであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、2,000万円。

交付実績等を考慮しまして300万円の増で計上しております

15ページ、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金200万円であります。

平成15年度税制改正により新設された交付金でございますが、先の予算積算基礎のところでも申し上げましたので、内容については省略させていただきます。

16ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、120万円であります。

前ページの配当割交付金と同様の内容で交付されます。

17ページになります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付税交付金、1目地方消費税交付税交付金、1億9,000万円。

交付実績等を考慮しまして、増額で計上いたしております。これは平成9年度の地方消費税の創設によりまして、1%の地方消費税の2分の1を市町村に人口規模、それから従業者数等を基準に交付されるものであります。

18ページ、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金であります。

利用実績等を考慮しまして、前年と同額で計上をしております。

19 ページになります。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、9,000 万円であります。

前年同額であります。

20 ページ、9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、20 万円であります。

前年同額であります。

21 ページ、10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、7,500 万円と 700 万円の増としておりますが、平成 11 年度の税制改正によります恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収額の一部が補填されるものであります。

22 ページになります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、46 億 3,044 万 6,000 円。

前年度当初比較では、7.5%の減額で計上しております。なお、細節 1 普通交付税の前年度交付実績との比較で申しますと、10%の減ということになります。

23 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、600 万円です。

前年同額であります。

24 ページ、13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、7,535 万 3,000 円であります。

4,285 万 2,000 円の増となっておりますが、道営畑総事業に係る受益者分担金などでありまして、前年度は骨格編成予算であったことなどから、増ということになっております。

2 項負担金、1 目民生費負担金、1 億 415 万円。

老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料等であります。

25 ページになります。

2 目土木費負担金、1,233 万円。

札幌市南沿線通事業に係る負担金となっております。

26 ページ、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、180 万円。

町営バス及び近隣センター等の使用料となっております。

2 目の民生使用料は 603 万 6,000 円で、保健福祉センター使用料及びへき地保育所保育料等であります。

3 目衛生使用料、193 万 1,000 円。

葬祭場等の使用料であります。

4 目農林業使用料、1,536 万 4,000 円。

次にページ、27 ページの農業担い手支援センター使用料及び入牧料が主なものとなっております。

5 目の土木使用料、1 億 3,578 万円。

2 節道路占用料及び 5 節で公営住宅使用料などが主なものとなっております。

6 目の教育使用料、1,786 万 4,000 円ではありますが、28 ページの幼稚園保育料、学童保育所保育料、百年記念ホール使用料、スキー場リフト使用料などが主なものとなっております。

続きまして、2 項手数料、次のページ、29 ページになりますが、1 目の総務手数料は 1,022 万 6,000 円でありまして、戸籍住民票手数料及び諸証明に係る手数料が主なものとなっております。

2 目民生手数料、157 万円。

居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成手数料が主なものとなっております。

3目の衛生手数料は3,175万円で、3,000万円の増となっておりますが、細節1で、塵芥処理手数料でございますが、今定例会で条例改正の提案をいたしております家庭系ごみの有料化に伴う増を見込んでおります。そのほか、畜犬登録手数料、狂犬病予防注射の手数料となっております。

4目土木手数料、244万3,000円。

建築確認申請関係の手数料及び開発行為許可等に係る手数料であります。

31ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2億4,832万3,000円。

国からの負担金で、6,032万円の減となっておりますが、主なものとしまして、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、老人保護措置費、児童手当などに係るものであります。なお、昨年まで保育所運営費国庫負担金がありましたけれども、本年度から廃止されましたことから大幅な減となっておりますけれども、廃止された分につきましては、地方交付税におきまして、費用として算定されるとともに、先ほど説明しました所得譲与税として交付されることになっております。なお、この保育所運営費につきましては、道負担金分も廃止されることになっておりまして、昨年比にいたしますと、国の委託金といたしましては6,950万円減、道では3,475万円の減ということになっております。

続きまして、2目の衛生費負担金は215万4,000円で、保健事業等に係る国からの負担金となっております。

32ページになります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、500万円。

合併準備費として交付されるものであります。

2目民生費補助金は837万2,000円で、障害者に係る各種事業及び障害児居宅支援に係る補助金などであります。

3目の土木費補助金につきましては、3億1,781万9,000円。前年度比較2億5,791万6,000円の増であります。骨格予算との比較のため大幅な増ということになっております。主に道路整備事業、街路事業及び次のページの33ページ、細節2の公営住宅の家賃対策、それから細節5の公営住宅立替事業に係る補助金が主なものとなっております。

4目の教育費補助金、2,481万4,000円。

小中学校の就学援助費、幼稚園就園奨励費、埋蔵文化財発掘調査などに係る国庫補助金であります。

3項国庫委託金、34ページになりますが、1目の総務費委託金では、6万9,000円で、外国人登録事務など、国からの委託事業に係る委託金であります。

2目民生費委託金では、684万6,000円。

年金事務や特別扶養手当事務に係る委託金となっております。なお、児童手当事務に係る国庫委託金につきましては、本年度廃止されております。

3目農林業費委託金、430万円。

国営土地改良事業などに係る委託金であります。

次の35ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、1億1,691万6,000円。

国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、老人保護措置費、児童手当などの道負担金であります。なお、先ほどの国庫負担金でも申し上げましたが、保育所運営費の道負担金が廃止されておりまして、その分としましては、3,475万円の減となっております。

次、36ページ、2目衛生費負担金、215万4,000円。国庫負担金と同様に、国・道・町それぞれの負担割合に基づく道の負担分であります。

3目農林業費負担金、1,051万円。

農業委員会の委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

4目土木費負担金、これは地積調査に係る道負担金となっております。

2項道補助金、1目総務費補助金、62万9,000円。

駒島線町営バスの運行費補助であります。

2目民生費補助金は、1億3,610万2,000円で、次のページ、37ページ、各種福祉事業に係る補助金でありまして、障害者に係る各種事業、それから介護予防事業など、それから次のページ、38ページの重度・母子・乳幼児等医療費等の補助、さらにはへき地保育所設置、子育て支援センターの事業に係る道補助金ということになっております。

3目の労働費補助金は、2,307万7,000円で、緊急地域雇用事業及び特別対策事業等に係る補助金となっております。

4目の農林業費補助金、1億4,638万8,000円。

これも骨格編成予算との比較のため、4,068万7,000円の増となっております。主なものにつきましては、次のページの39ページ、1節の各種利子補給補助金だとか、細節7では、耕畜連携・資源循環総合対策事業、さらには2節及び3節、同じになりますが、食料・環境基盤緊急確立対策事業、さらには3節同じく、道営土地改良事業などに係る補助。それから4節の各種造林事業補助金などが主なものであります。

40ページになりますが、5目教育費補助金、1,159万1,000円。

放課後児童対策事業、埋蔵文化財発掘調査事業などに対する道の補助金であります。

次の災害復旧費補助金につきましては、廃目となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、3,894万円ですが、次の41ページになりますが、2節にあります道民税徴収事務委託金や、4節の参議院議員選挙費道委託金などが主なものとなっております。

2目農林業費委託金、132万9,000円。

3節の農業農村整備事業用地取得業務委託金が主なものであります。

次に、3目の土木費委託金では、1,418万3,000円で、樋門管理業務、街路事業用地取得業務、次のページの、42ページにありますけれども、一般道営住宅管理業務などの道委託金が主なものとなっております。

4目教育費委託金、56万7,000円。

社会参画推進体制整備事業に係る道委託金となっております。

43ページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1,887万3,000円。土地及び建物の貸付収入であります。

2目は利子及び配当金で、7万円になります。

各種基金等からの利子収入となります。

44ページ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、4,105万円であります。

緑町の公営住宅跡地の売り払いだとか、皆伐材等の売り払いの収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、534万6,000円。

公社貸付牛譲渡代が主なものとなっております。

次の45ページになりますが、18款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、10万円でありまして、一般寄付金であります。

2目の総務費寄付金は343万円で、札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄付金とか、福祉推進基金への寄付金などが主なものとなっております。

次の46ページになりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、3億6,605万9,000円。

財源対策債等の償還に充当するために、減債基金から繰り入れをしまして、各会計の公債費の支

出に充てるものであります。

2目の財政調整基金繰入金につきましては、今回3億3,000万円で、平成16年度予算編成に係ります一般財源としまして、財政調整基金から繰り入れをするものであります。

3目の河川緑化整備事業基金繰入金につきましては、460万円を繰り入れするもので、河川緑化事業に繰り入れするものであります。

47ページ、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円であります。

48ページになりますが、21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円でありま

す。

2目の加算金は、1,000円であります。

3目の過料は、1,000円であります。

2項町預金利子、1目町預金利子は、3万円であります。

次の49ページになりますが、3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入が50万円になりますが、国保の高額療養費などの対応貸付となっております。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入につきましては、136万5,000円であります。

3目の老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769万2,000円で、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金収入であります。

4目の生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては160万円で、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5目勤労者福祉基金貸付金元金収入は、1,000万円であります。

次の50ページ、6目は勤労者生活資金貸付基金貸付金利子収入で、5,000円であります。

7目はゆとりみらい総合資金貸付金元利収入で、6,726万8,000円。

8目の中小企業貸付金元利収入は、2億3,500万円。

9目の小規模企業振興資金貸付基金貸付金利子収入につきましては、2万5,000円。

10目の工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、2億2,075万円となっております。

4項の受託事業収入は、次のページ、51ページになりますが、1目の民生費受託事業収入としまして、62万4,000円であります。

保育所の広域入所受託に係る収入となっております。

2目の農林業費受託事業収入は8,474万円で、草地改良、用排水、堆肥舎等の畜産基盤再編総合事業に対する受益者の負担分であります。

3目の土木費受託事業収入につきましては5,730万円で、街路事業の用地買収、補償等に係ります道からの委託、受託事業の収入となります。

5項は雑入、1目滞納処分費、1万円あります。

2目の弁償金は、1,000円あります。

次に52ページ、3目の違約金及び延滞利息は、1,000円あります。

4目の雑入は、2億2,211万3,000円で、施設の職員給与費負担金の土地開発公社職員分から、56ページ、6節の雑入まで、他の科目に属さない収入であります。以下56ページまでが雑入となっております。

56ページ、5目過年度収入、1,000円あります。

続きまして、57ページであります。22款町債、1項町債、1目総務債、4,130万円。

幕別北コミセン、千住西近隣センターの外構工事等に係る起債、さらには明野近隣センター建設及び役場庁舎耐震改修に係る起債であります。

2目の衛生債は、8,030万円で、水道の中部広域企業団から受水するための施設拡張に係る起債及び豊岡ごみ処理場適正閉鎖事業に係ります起債となっております。

3目の農林業債は1億4,330万円で、各種土地改良事業に係る起債となっております。

58 ページ、4 目土木債、4 億 6,180 万円。

道路整備事業、街路事業、次のページ、59 ページにあります公営住宅建設事業に係る起債となっております。

5 目につきましては、減税補てん債、3,500 万円であります。恒久的減税による町税への影響額を補てんするための起債となりまして、元利償還金については全額交付税措置されることになっております。

6 目の臨時財政対策債につきましては、4 億 7,350 万円を見込んでおりますが、地方交付税の財源不足を補うために、市町村自らがこの臨時財政対策債を発行して補てんする起債でありまして、平成 16 年度から平成 18 年度まで、3 カ年の制度が延長されております。これにつきましても元利償還金は後年次全額交付税措置されることになっております。

7 目は借換債であります。3 億 3,130 万円あります。平成 7 年度、8 年度に借り入れをしました。減税補てん債を借り換えるものであります。

次の教育債は廃目となっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、一括質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑はないようでございますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に係ります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 大きくは 2 点になるわけですが、財政状況が大変厳しい中で、さまざまな政策の見直し、あるいは予算の配分替えとかということが、この予算の中で行われたと思います。

それで、一つお尋ねしたいのは、まず、今回の財政不足というのは、これまでもそうなのですが、国からの交付税措置が削られる、あるいは臨時財政特例債が削られるといった形で、国からの削減というのが非常に大きかったと思います。それは削減された中で町の行政執行を行っていかねばならないわけですが、そういう中でも、はじめから国が、例えば、前回審議されましたように、お年寄りの給食の配食事業などについては、自立支援というような形に変えられて、そして削減もし、町の行政も見直さなければならないというような具体的なものがありました。これに準ずるような、国のその制度替わり、あるいは削減によって、我が町が今回の 16 年度の中で行政執行する上において、見直さざるを得なかった項目というのは一体何項目にのぼるのか、全体を通してですね。それが一つです。

それともう一つは、財政の健全運営において、過去に借りた借金の返済は、今年度、来年度ピークを迎えていくというようなことも示されておりました。そういうふうになれば、ますます厳しい財政運営を余儀なくされるだろうというふうに思うのですが、その財政をきちっと健全運営にしていくために、いろんな手法をとられている中の一つとして、幕別町としては第 2 次行政改革というのを手がけられておりました。これは平成 16 年度が最終年次になっています。全体で 62 項目ありまして、私どもはこの行政改革については、いろんな見直しは必要としながらも、特に住民負担のかぶる、多いものについては、やっぱり慎重に、あるいは極力ほかの施策の切り替えも含めて、住民負担サービスの低下につながらないようにというふうに申し上げてきたものであります。最終年次ということでありまして、ほとんどの項目がいろんな形で手がけられて、そして終結を見るものも多いと思うのです。

ただ、その中で、今までにほとんど報告がなかった問題で、福祉通貨の、エコマネーという項目で書かれていましたけど、あるのです。私は行財政をきちっと健全運営していく、あるいは改革

をしていく上において、住民自治という問題がこれから非常に大事なことになっていくだろうという思いがありまして、その一端を担う施策として、実はこの点では期待する面もあったのですが、これは今のところ全く16年度の最終年次を迎えても、全く触れられていないところだと思うので、その辺の考え方、これまでどんなふうに研究なされてここまで来られているのか。それを伺います。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 1点目の今回の、特に三位一体を含めて、国の見直しに伴います制度改正の中身についてはまだ具体的になっていないものがかかなりございますので、今まで町としていただいております国の負担金、あるいは補助金の中から、今年度において新たに削減をされたものは、おおよそ9,550万円ほどございます。

先ほど言いましたように、所得譲与税の関係で、一部市町村には一定の自主財源を交付するという形でございますけれども、うちで言いますと2分の1ぐらいの交付率になりまして、実質的には当初国が考えていたのは、最終年次においては約8割を地方の自主財源として返したということでございますけれども、どうしても所得譲与税あたりのカウントの仕方を考えますと、一人当たりいくらという金額で配分がされてきますと、委員もご承知のとおり、人口規模によりましては当然のことながら小さな自治体ほど、住民一人当たりの経費が割高になる。大きな自治体になればなるほど、一人当たりの単価は薄くなっていくものですから、人数で配分されることによって、より小さな自治体にとっては、8割の格差がもっとも下がるということでは、今回の財源の見直しの中では、極めて小規模な自治体にとって厳しい見直しがされているのかなというふうに思っております。

それから、財政の健全化、特に行革の関係で、今、福祉通貨の関係でございますけれども、若干取り組みが遅れてきたことは確かでございますが、先程来から、それ以外のところで答弁をさせていただいておりますけれども、私どもとしても協働のまちづくりの中で一番大事なものは、行政と住民が共に手を取り合ってまちづくりを進めるということが一番大事だろうということから、今、福祉除雪や何かも含めて、敬老会のことも含めて、やはり地域としっかりその辺の意思の疎通を図っていくことがまず大事だろうということで、先に第1回の公区長さん10人ほど代表集まっておりますので、それら細かな項目について、地域との話し合いをさせていただいているところでございます。

できれば、これらの経過については、16年度中に一定の地域との役割分担をどうしていくのか、除排雪のことも含めて、かなりの分野に及んでくるのだろうというふうに思っておりますけれども、そんな中で、できれば行政の側と地域がどういう手を取り合う仕組みができるのか、16年度中には一定の成果、結論を出していきたいと。それに基づいて、必要な、今までと考え方は変わるかもしれませんけれども、必要な予算措置も講じてまいりたいというふうに、今、考えて進めております。

福祉通貨という形では具体化はしておりませんが、ねらいとしては、一緒にどう進めるかという方向性をきちんと16年度中に明らかにしていきたい。今、考えて作業を進めている最中でございます。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 全体のその国の財政で、確定がされていないので、何項目にわたっての変更があるのかということについては、お答えいただけない分野だということはわかりました。

ただ、現実の問題として、すでに町長の行政執行方針の中で示された財源の不足といいますが、交付税で3億7,500万円でしたか、それから町税そのものも難しいということもありまして、大変な財政不足が生じてくるという点では、非常に今の三位一体の改革というふうに言われていますが、地方にとっては非常に厳しいものだというふうに私も押さえています。

同時に、今、助役言われましたように、三位一体と言われる、地方に財政を保障する方は、実際には首都圏の方が有利であって、人口の多いところが有利であって、うちのような町にとっては、

負担は増えても保障される財源、委譲されてもそれに見合うものがなかなか積み上げられないという困難な状況があるのだろうというふうに思います。

私はそういうものが、どんどん今後も予想されていく中で、いろんなことが見直されているのですけれども、やっぱり極力住民の負担が軽減される、極力負担にならない方向を模索するべきだというふうにずっと思っていたのです。

ですから、今、2番目に申しあげました住民との連携したまちづくりのテーマ、この行革の中でもエコマネーなどのテーマについては、一番先に検討されて論議がなされて結論が見られるものではないかというふうに、そういうことが優先されて施策が進められていくのが、私としては理想だというふうに思ってきたのですね。

16年度の間結論を見られるということではありますが、今、問題になっていますごみの問題ですとか、除雪の問題ですとか、それから介護にかかわる福祉の問題ですとか、こういうのは、私は本当に自分たちの町で限られた財源でやっていこうといったときに、住民参加の自治ですよ、自治の確立という中で希望が見いだせていく分野だというふうに思うのです。除雪のことも昨日、質問の中で言いましたけれども、行政側と住民との協働のたくさんの手法を凝らしていく中で、解決を見ていく。ごみ問題もそうだと思うのです。そういうふうにして、いろんな研究をなされた上で、最終結論として住民に負担が決まってくる、あるいは施策が講じられていくという展開が望まれてきたのだと思うのですが、そういう点ではちょっと違ったかなというふうに、優先順位からいって、その辺は優先されなかったのではないかなというふうに、この平成13年から始まった第2次行革の遂行などを見ていると、そのように思います。

そういう分野で、16年だけでは結論は出ない、エコマネーそのものは結論出されるのかもしれませんが、住民参加の町づくりという点では、もう一步踏み込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。そのことが、今後の厳しい財政の中で責任を持つ行政の施策を進めていく上で欠かせないことだというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（伊東昭雄） 助役。

○助役（西尾 治） 私どもも、今、財政運営していく中で、これだけの速度でこれだけ交付税が削減されるというのは、平成12年度ピークとして毎年削減されてきているわけですから、地方自治体にとってこれだけ厳しい財政状況になるということは、なかなか想定しづらかったと。ましてや15年度から16年度を比較しますと、一般財源ベースで12%、去年より減になっていると。うちで例えれば、単年度6億円ぐらいの一般財源が15年度から16年度比較では、減る計算になってくるわけです。

そうしますと、この状況はたぶん17年度以降も同じような、国の進め方を見ますと、するのだろうと。なかなか単年度で吸収できるほどの削減幅ではない。なんとか貯金を取り崩しながら、やりくりしながら財政運営、何とかやっていかなければならないというふうには思っておりますが、一番究極な話しをして、そういった行政の効率化を図る意味で、今、3町村による合併の論議もやらせていただいておりますし、それらに経過も十分踏まえて進んでいかなければならないというふうには思っておりますが、この状況がまた次年度以降続くとなれば、今、おっしゃられているとおり、住民との協働の町づくりはさらに進めなければならぬというふうに思っておりますし、予算編成の考え方そのものもトータルで見直していかなければ、幕別町が存続できないような状況になりつつあるということも一方では事実でございまして、私どもとして、決して住民に多くの負担を強いるような格好はできる限りとりたくないわけでございますけれども、例えば、来年も同じような状況になれば、12億の財源を単年度でこれをまた吸収できないという状況になってまいりますので、一部でも住民の方にその部分で財源の一部でもご負担をいただきたい。

急激な負担増につながらないように、できる限り私どもとしても一部でありますけれども、負担をいただくところは負担をいただきながら、何とか今の財政状況を保っていけるように努力してい

かなければならない。

ご指摘ありますように、その第一歩としては、今、16年度中に、そういった方向性もきちんと出したいというふうに考えておりますけれども、基本は住民の方と一緒にあって、いかに効率的で安上がりな行政、今の行政を進められるかということを実際に私どもとしても考えていかなければならない時期だというふうに考えておりますし、ご指摘のあることは十分、私どもも肝に銘じて、一生懸命住民の方と協議を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（伊東昭雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、一般会計総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入歳出の款項の区分は、第1表歳入歳出予算のとおりであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ23億6,148万4,000円で、前年度に対しまして3,115万4,000円、1.3%の増となっております。

事項別明細書につきましてご説明申し上げます。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

18ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は5,709万5,000円であります。

本目は一般職6人の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を計上してあります。

20ページでございます。

2目連合会負担金、本年度予算額71万2,000円あります。

本目は北海道国保連合会並びに道連合会十勝支部の運営費の負担であります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額481万円あります。

本目は国保税の賦課徴収並びに納税推進にかかわる経費を計上しております。

21ページです。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額66万円あります。

本目は国保運営協議会委員9名の報酬等の経費を計上してございます。

22ページであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額9億1,000万円あります。

前年度に比較いたしまして、6.2%の増額で計上となっておりますが、平成14年度の制度改正によりまして、平成14年10月以降に70歳に到達される被保険者の方々は、従来は老人保健制度から医療費を給付されておりましたが、引き続き75歳まで国保給付とすることとなりましたが、その分の給付費が増額となっていることが、主な要因であります。本目は一般被保険者の医療機関の受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付にかかわるものでございます。一般被保険者を6,100人と、一人当たりの給付額を14万9,180円と見込んでおります。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額4億2,500万円あります。

一般被保険者療養給付同様、70歳到達者に対する給付費の発生と退職被保険者の増を見込み、前年度に比較いたしまして、7.1%の増額計上であります。本目は退職被保険者の現物給付にかかわるものであります。退職被保険者を1,450人、一人当たりの給付額が29万3,103円を見込んでおります。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額1,250万円であります。

本目は一般被保険者柔道整復術の施術に受ける場合の補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付にかかわるものでございます。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額600万円であります。

本目は退職被保険者の現金給付にかかわるものであります。

次ページであります。

5目審査支払手数料、本年度予算額427万円であります。

本目は診療報酬明細にかかわる資格審査並びに医療費の支払い等に事務に要する費用でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額9,700万円あります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額4,800万円あります。

24ページであります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額10万円あります。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額10万円あります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額1,620万円あります。

本目は被保険者に妊娠4カ月を超える出産に対しまして、1件当たり30万円を出産育児一時金として給付するものであります。なお、54件を計上してあります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額160万円あります。

本目は被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として1万円を給付するものであります。これは160件分でございます。

次ページであります。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額は5億6,019万8,000円あります。

本目は幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費の保険者負担分であり、社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。制度改正によりまして、14年10月から5年かけまして、老人医療費にかかわる公費負担を3割から5割に引き上げ、逆に保険者負担を7割から5割に引き上げるとされたところであります。この措置によりまして、昨年10月の診療分から保険者負担分は62%に、今年度の10月からさらに4ポイント下がりました、58%となり、国保財政にとって大きな好転要因となっております。前年度に比較いたしまして9,745万円、14.8%と大きく減額となりましたのは、保険者負担の引き下げにより、平成16年分の概算拠出金が減額になったことに加えまして、前年度の精算額が、平成15年度に比べまして少額であったことによるものであります。

2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額822万5,000円あります。

本目は幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受ける方の幕別町老人保健医療費を支払う際の審査に、支払い要する費用に係る拠出金であります。

26ページであります。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額1億4,221万3,000円あります。

本目は幕別町の国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料負担を、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。全国的に要介護

が急増していることから、介護費用が増加し、一人当たりの負担額が15%と大きく増額されたこと、前々年度の概算納付金に係る精算が増となりまして、前年度に比較いたしまして2,618万2,000円、22.6%と大きく増額になったものであります。

次ページであります。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療拠出金、本年度予算額5,124万4,000円であります。

本目は高額医療の発生による財政運営の不安を緩和するため、国保連合会が主体となって行う再保険事業に道内の市町村が拠出するものであります。平成14年の制度改正によりまして、15年度から17年度までの時限措置として、高額医療共同事業の拡充、制度化が図られ、加えて拠出金に対して国と道が4分の1ずつ費用を負担するものであります。

2目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円であります。

本目は、各共済組合が国保中央会との契約に基づき実施をしております各保険者の退職医療事業にかかわる年金受給者一覧表の作成及び送付に係る経費の事務費であります。

28ページであります。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額328万1,000円でありませ

す。本目は健康の保持・増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

次ページであります。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度予算額1,000円であります。

30ページであります。

8款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額5万円であります。

本目は一時借入金の利子を計上しております。

31ページであります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額150万円であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額5万円あります。

3目償還金、本年度予算額2,000円あります。

4目一般被保険者還付加算金、本年度予算額1万円あります。

32ページであります。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1万円あります。

2項国保診療報酬支払基金委託金、1目国保診療報酬支払基金委託金、本年度予算額5万円あります。

3項貸付金、1目貸付金、本年度予算額60万円あります。

本目は幕別町の社協に対する貸付金であります。

次ページであります。

10款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,000万円あります。

引き続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

6ページであります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7億5,823万5,000円あります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額1億4,390万1,000円あります。

次ページであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額6億2,687万5,000円あります。

本目は一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費及び老健拠出金並びに介護納付金にかかわる国の定率40%でございますが、これの負担分であります。

2目高額医療共同事業負担金、本年度予算額1,281万円であります。

本目は高額医療費共同事業拠出金にかかわる国の負担分4分の1でございます。

8ページであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額9,650万円あります。

本目は市町村間の国保財政力の不均等を調整するため、国から交付されます財政調整交付金を計上しております。

2目特別対策補助金、本年度予算額22万7,000円あります。

本目は退職被保険者の適正化事務に関して交付されるものであります。

次ページであります。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額4億2,135万4,000円あります。

退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費並びに老健拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

10ページであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療共同事業負担金、本年度予算額1,281万円あります。高額医療共同事業拠出金にかかわる道の負担分であります。4分の1です。

2項道補助金、1目国保財政健全化対策費補助金、本年度予算額200万円あります。

北海道医療給付事業の実施に伴って生ずる医療費の波及増加にかかわる保険税相当額に対する補助であります。

11ページであります。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、今年度予算額5,200万円あります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、国保連合会が実施主体となって行っております再保険制度であります。

次ページであります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円あります。

次ページであります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億3,405万3,000円あります。

前年度に比較しまして1,004万3,000円、4.5%の増であります。

1節保健基盤安定繰入金、国保法の規定に基づきまして、低所得者に対して実施している国保税の減額、7割、5割、2割の軽減相当額のうち、一般被保険者にかかわる額を繰り入れするものであり、国が2分の1、道が4分の1ずつ負担するものであります。

2節保健基盤安定繰入金、平成14年の制度改正に中で新設された国保財政の基盤強化策で、低所得者を多く抱える被保険者を支援、中間所得者を中心に保険税負担を軽減するため、また、平成15年から17年までの時限措置として、保健基盤安定制度の拡充を図る内容であります。具体的には前年度の一人当たりの平均税収納額の一定割合を保険税が減額されている一般被保険者に応じ、国保会計へ繰り入れするものであり、国が2分の1、道が4分の1であります。

3節職員給与費等繰入金、これは国民健康保険会計に対する一般会計の繰り出し基準に基づき、国民健康保険の事務に要する人件費並びに物件費の繰り入れであります。

4節出産育児一時金繰入金であります。同様に繰り出し基準に基づきまして、出産育児一時金の給付として、1件30万円の3分の2を繰り入れるものであります。これは54件分、2,620万円の3

分の2、1,080万円を繰り入れることとさせていただきます。

5節財政安定化支援事業繰入金。同様に繰り出し基準に基づきまして、国保財政の健全化並びに保険税負担の平準化に資するために繰り入れするものとさせていただきます。

6節その他一般会計繰入金は、国民健康保険特別会計の財政需要に鑑み、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費などの、いわゆる福祉医療費の実施に伴いまして生ずる波及分医療費の保険者負担相当額と医療費の審査支払手数料相当額を繰り入れするものであります。

14ページであります。

8款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、本年度予算額1,000円であります。

次ページであります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

16ページであります。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度予算額60万円あります。本目は社会福祉協議会の貸付金の償還元金収入であります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円あります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円あります。

次ページであります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円あります。

6目雑入、本年度予算額1,000円あります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わったところでございますが、質問ございますか。

この際、14時15分まで休憩をいたします。

(13:58 休憩)

(14:15 再開)

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 国民健康保険特別会計予算ということで、何点か質問したいと思うのですが、この国民健康保険制度の加入者が毎年のように増えてきています。もう少しで半分近くになるのかなというところまできているのですが、非常に今、不況が続いている中で、国保に切り替わってくるといふ方たちも多くなっているというふうに聞いています。

この制度のそういう点での財政面での基盤の弱さというのは、いつも指摘されているところなのですが、制度のあり方としては、住民の命と健康を守るという点では、全員にきちんと保険証が渡されて安心して医療が受けられるということが必要だと思っておりますけれども、その点について、まずお聞きしたいと思います。

現在、短期保険証と資格証明証、これは何人の方に渡っているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、決算のときにもこれは明らかになっていたのですが、滞納されている方の所得階層というのが、やはり低所得者200万円以下に集中しているということがわかりました。今回の予算の中を見ても、1世帯の平均の保険額が19万円を超えています。これは大変重たい負担

ではないかなと思うのですが、ここでもやはり低所得者に対する軽減をするという、そういう努力、姿勢が必要ではないかと思うのですが、2点目、そこをお聞きしたいと思います。

それから、3点目ですが、法定減免7割、5割、2割というふうにあります。2割の法定減免は、申請式に変わったということで、今やられています、この申請についてですけども、これまでもきちんと対象者には封書で確か連絡をしているということでしたが、こういうふうにも今年も行うのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、4点目になるのですが、2002年の10月から高齢者の医療費が引き上げになりました。1回850円だった支払いが、1割負担もしくは2割負担になって、限度額が決まりまして、限度額を超えた分が後から患者さんに戻されるという、そういう制度に変わりました。幕別町の場合は、最初に手続きをすれば、その後は自動的に戻るといふ、そういうふうになっているというふうにお聞きしましたが、現在、そういうふうに行ってきた、返還されていない部分だとかはあるのでしょうか。これが一つです。

まずそこをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） はじめに資格証明証等の関係をご説明申し上げます。

資格証明証につきましては、1年間支払いをしていない人を対象として資格証を交付するというところでございますけれども、現在、資格証の対象者ということで30世帯ございます。そのうち、15世帯につきましては、居所不明等で郵送しても戻ってきているということでございます。ですから実質的の資格証明証の対象者といえますか、15世帯ということになるかと思っております。

それと、短期証につきましては、108世帯ということでございます。

それと、低所得者の軽減、減免等につきましては、今まで通り、お話ししておりますように、世帯の個々の状況に応じてやらせていただくというように思っております。ですから、今までありましたように、一律の基準を設けて減免するという事は考えておりません。

それと、2割軽減につきましては、これは今、郵送で送って提出させていただいて、中をチェックしていただくと。対象者であれば2割減免認めるということでございまして、今年につきましても同じように郵送させていただきまして実施したいと思っております。

○委員長（伊東昭雄） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 高齢者の方々の高額医療費の関係ですけれども、確かに国保も平成14年10月から新規70歳到達者の方には、従来の老人保健制度ではなく、国民健康保険で前期高齢者としての位置づけをされております。ですから、そういう方々は1割負担の対象となっておりますので、その点に関して、今日はこの場でお答えいたしますが、国保は世帯主にすべて届け出ですとか、申請の責任を負わせておまして、世帯に対していくらという決定なものですから、厚生労働省の指導もありまして、老人保健は個人主義なものですから、一度申請をいただいた後は、こちらから一方的に何月分はいくらでしたよという通知をするのですが、国保の場合には世帯なものですから、世帯合算をするという関係から、該当になった場合にはご案内をしていただいて、領収書、それから申請書を月ごとにいただくという点で、我々も現場に携わっていて大変そこら辺はやりづらいわけですけども、老健は1回の申請なのですが、国保は世帯単位ということから毎月申請をいただいております。

それで、積み残している分といえますでしょうか、未払いの分はないかということですが、老健にしましては、遅れ遅れではありますけれども、ほぼ98%程度は結果的には払っております。というのは、どうしても5円とか10円だったらいいという方が電話で断ってくる方もいらっしゃいます。

国保に関しましても、こちらからのご案内はしていますけれども、中にはまとめて申請するという方もいらっしゃいますので、何%いくら残しているかというところまではちょっと把握してございません。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 資格証は現在15世帯ということですね。それで、この間いろんな新聞報道でもされていましたが、どこでも資格証明証が非常に増えてきている。それに伴って、病院に行けないだとか、それから行くのが間に合わなかっただとか、そういう不幸な状態が起きているということも報道されていました。

これは1月の末の新聞の記事なのですが、釧路でそういう資格証を交付している世帯の受診率の調査をしたということが出ているのですね。これによりますと、資格証明証の場合は、普通の保険証に比べて、子どもの受診が20分の1だったという、そういう結果が出ていました。

それで、釧路市では資格証を改善をして、小中学校のいる世帯には保険証を渡すという、そういうふうな改善をしたということが出ていましたが、幕別町のこの15世帯というこの資格証が渡っているその世帯の状況というのは、どんなふうには押さえてられるでしょうか。

また、病院にかかっている方だとか、それから子どものいるところだとか、そういうところに資格証が渡っていないかどうか。そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 15世帯につきましては、私どもも大変何とかして連絡をとりたいということで、資格証発行に当たっては、措置予告、それから措置予告は書留で送っています。それはなぜかといいますと、普通郵便で送って、見ていないと言われるのは我々としても困るものですから、書留で送ります。

ところが、書留というのは、受け取らない限りにおいては戻ってきてしまいます。どういうことかといいますと、昼間いないものですから、郵便局では取りに来てくださいという通知を入れます。そうしますと、そういう方々はなかなか取りに行っていないので、郵便局からは10日ぐらい経って、再送を試みましたが受取人不在ですのでお返ししますと返ってきます。それですので、昨年の9月の段階では、2度目に戻ってきた方ですね、受取人不在のためと戻ってきた方に対しては、今度は普通郵便で送っております。ですから、こちらとしては、絶対見てもらっているとは言えないかもしれませんが確かにうちの郵便ポストには入っております。

それで、その後、審査委員会等を開いて、審査委員会開く前に特別事情等を出していただいた方には、特別事情がある方につきましては、全員短期証に移行しております。わかりやすく申しますと、役場に出向いてきてくれた方は全員短期証に移行しております。それは、その際に払うという約束をしていただくというのが前提ですけども、そういう方は短期証に移行しておりますので、当初でいいますと、54世帯あった候補が、対象世帯が30になって、そのうち15は居所不明等の方ですから、実際15なわけですけども、その中には、子どもばかりではなくて老人の方もいらっしゃいます。これは法律上、老人の方については交付しなさいということになっておりますので、老人には老人用のものを送っております。それから子どもの多い方については、私どもも大変心配しておりますので、税務課の納税係とも連携して、何とか接触をできないかということで図っていただいて、子どものいる方については、10月の段階ですぐに交付はできなかったこともありますけれども、来ていただいて、納付誓約をしていただければ短期証に切り替えるという作業をしております。

今、15の中に一人もいないかどうかというのは、ちょっと申し訳ありません、資料を持ち合わせておりません。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 非常にそういう意味では努力されて丁寧に行っているのかなとも思うのですが、ただ、私、こういうふうには判断してもいいのかなとちょっとあれなのですが、これ、資料ちょっと古いのですが、2003年の6月の段階での資料なのですが、十勝全体で資格証明証が発行されているのが96世帯なのですよ、2003年の6月の段階。そのうち幕別がこのとき21世帯、帯広が35世帯、音更が26世帯ということで、この十勝全体の発行のバランスからいけば、

何か幕別がそういう意味では多いというふうな思いがあるのですよね。それと併せて、また資格証を発行していないこともまだまだあるわけです。

そういうふうに思いますと、もっとこれは、なかなか来てくれないとかっていうのもあるのですが、何とか改善できるのではないかと思うのですけども、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと2回目の質問で聞けなかったのですが、これは老人医療費の方で聞いた方がいいのでしょうか。負担額を超えた分の、今、償還払いになっていますけども、これに関しては、老人医療費の方でお聞きします。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、係長の方からお話ししましたけども、本当に心から、例えば、困っている状況をつくらないのだということの中で税務課とも十分密接に協議する。そして税務課も日常的に、例えば、連絡来なくてもそこへ向かって、訪問していろんな条件を聞く、家庭の状況を聞いたりする。その相談すらも受け入れないような状況の中の15人であることも事実であります。

その中で、今言った子どもの問題、老人の問題ということを引きちと整理して、本当に今、私も現場へ足運ぶことはあまりないのですけども、ただ、そういう心を持ってやっているうちの職員だなということを感じていただけたらなというふうに思います。

ただ、困るような状態、医療にかかりたいということで役場へ来た方に保険証を渡さないなんていうことを言っていないわけで、来た方には必ず渡しますよという言い方までしていますので、そのことをご理解いただければなと思います。

ただ、国保税というのは、入らなければ、納入されない分を今度、納入する方の額を上げて負担をしてもらう。なおかつ納入をされなかったら、93%の納入率を下回ったら、国からの調整される額も減額されるという、こういう非常に痛し痒しの状況もあることで、ですから、93%を超える徴収率であれば、引かれなくてもいい、国から制裁を受けなくてもいいものまで引かれる状況をつくりたくないというのは、やっぱり我々担当者としてあります。納入される方にも負担をかけないようなことを何とかしてつくりたいということは事実持っております。そんなようなわけでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 現状とそういう姿勢はわかりました。ただ、そういう国のペナルティというのですか、こういうのがやはり非常に国保の場合は、町にとっても国民にとってもこれは決していいことではないということをやっぱりきちと国に対しても強く要望もしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようでございますので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

41ページ、42ページをお開きください。

歳入歳出の款項の区分は、第1表歳入歳出予算のとおりであります。予算総額は歳入歳出それぞれ26億4,160万8,000円。前年に対しまして1,437万7,000円の減となっております。平成14年10月から、制度改正によりまして、老人保健で医療を受ける方の年齢が70歳から75歳以上に引き上げられましたことから、受給対象者数は減少傾向を示しております。

歳入歳出事項別明細について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出よりご説明申し上げます。

51 ページであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1,214 万 7,000 円であります。

本目は老人保健にかかわる事務経費を計上しておりますが、一般職 1 名の人件費と国保連合会への共同電算処理委託料が主なものでございます。

53 ページであります。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、本年度予算額 25 億 6,800 万円であります。

本目は老人医療受給対象者の方の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付を行うものであります。老人医療受給対象者は 3,200 人、一人当たりの給付額 80 万 2,500 円を見込んでおります。

2 目医療支給費、本年度予算額 4,800 万円であります。

本目は柔道整復術による施術を受けた場合の補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付にかかわるものでございます。加えまして、平成 14 年度の制度改正により、高額医療費の償還払い分も本目から支出しております。一人当たりの支給額は 1 万 5,000 円を見込んでおります。

3 目審査支払手数料、今年度予算額 1,044 万 5,000 円であります。

本目は、国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払う診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務手数料を計上しております。

次ページであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、本年度予算額 1 万 6,000 円であります。

55 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 300 万円であります。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

45 ページであります。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、本年度予算額 15 億 9,756 万 1,000 円であります。

本目は医療給付費及び医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。国保特会の説明の際にも申し上げましたが、平成 14 年度の制度改正によりまして、平成 14 年 10 月から 5 年間をかけまして、老人医療にかかわる公費負担を 3 割から 5 割に引き上げ、逆に保険者負担を 7 割から 5 割に引き下げることでございまして、これによりまして、保険者負担であります支払基金交付金は、前年度に比較いたしまして 1 億 2,558 万円で 7.3% の減を見込んだところでございます。

2 目審査支払手数料交付金、本年度予算額 1,024 万 4,000 円であります。

審査支払手数料の総額から柔道整復術による施術にかかわる審査支払手数料分を控除した額が、1 目と同様に社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

46 ページでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額 6 億 7,882 万 7,000 円であります。

本目は医療給付費及び医療支給費にかかわる国の負担分ではありますが、14 年度と同じく制度改正によりまして、国・道・町のいわゆる公費負担の割合が 14 年度の 10 月から 1 年ごとに 4% ずつ段階的に引き上げられ、平成 18 年 10 月には 5 割に達するものでございます。国と道、町の負担割合は 4 対 1 対 1 で従来通り変更ございません。よって本目は一定以上の所得にかかわる分を除いた、本年 3 月から 9 月診療分までの公費負担 38% 分と、10 月から来年 2 月診療分までの公費負担分 42%

分の総額の6分の4を計上しているものでございます。

47 ページであります。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額 1 億 6,970 万 7,000 円であり
ます。

本目は医療給付費及び医療支給費にかかわる道の負担分ではありますが、国庫負担と同様、本年度
3 月から 9 月まで分の公費負担 38%を、10 月から 2 月までの分の公費負担分 42%の 6 分の 1 を計上
したものであります。

48 ページであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 8,505 万 7,000 円であり
ます。

このうち医療給付費及び医療支給分は国・道と同様、町として公費を負担するものですが、道
と同様の 6 分の 1 の負担を計上しているものです。また、審査支払手数料分のうち社会保険診療報
酬支払基金に対して交付対象外であります、柔道整復術による施術にかかわる手数料分を計上して
あるものであります。

49 ページであります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 1 万円であり
ます。

50 ページでございます。

6 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、予算額 1,000 円であり
ます。

2 項雑入、1 目第三者納付金、予算額 10 万円であり
ます。

2 目返納金、予算額 10 万円であり
ます。

3 目雑入、予算額 1,000 円であり
ます。

以上で、老人保健特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願
い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑お受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 先ほど国保のところちょっと聞いてしまったのですが、高齢者の償還払
いの方法なのですが、これは償還払いではなくて、窓口でなんとか限度額を、今は超えた分も
払っていますけれども、そうではなくて、限度額までの分は窓口で払って、償還払いでなくてい
うことで、そういういろいろな、何とかできないかというような、そういう声があったと思うの
ですね。

それで、この間、そういう中で非常にそれは難しいのだということで、十勝管内の中でも言われ
ていました。それで、私もこれは難しいことなのだなと思っていたのですが、実は先日、新潟
県で全市町村、2 月から限度額を超す窓口払いが不要になったという、こういう朗報が入って
いるのですね。

それで、新潟県でこういうふうにできるということは、北海道でもできるのではないかという
ふうに私は考えたものですから、その辺は研究に値するのではないかなと思ひまして、そう
いう方向でぜひ進めていただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 豊島委員がおっしゃったように、私も新聞報道で、昨年は夕張市民病
院ですか。それから今年に入って本州の府県でというお話を聞きまして、それが現実にはどうい
うことかと申しますと、入院にあつては限度額を超えて病院で請求されることはないの
ですね。外来にあつては必ず病院に通った際に、1 割負担をするというのが 14 年の 10 月からの制度改正にな
っております。

それで、1 割負担の方でいいますと、一般の課税世帯に属する方は月額の外來の限度額が 1 万
2,000 円、低所得の方は 8,000 円なわけですが、夕張市民病院も、それから今の新潟県の病院も、
一つの病院単位で限度額管理をしているようです。

というのは、本来は私が勝山医院に行ったり、景山医院に行ったりして1万2,500円になった場合には500円返ってくるのですが、その二つの例は、夕張市民病院の中で、1万2,000円を超えたらその月はそれ以上負担を求めないというのを実施しているようです。それからその本州府県もですね。これは現実的には絶対不可能なわけではないと思います。

ただ、そうなりますと、例えば、幕別町単独でもって、十勝医師会とか、帯広医師会とか、十勝歯科医師会とか、十勝歯科医師会とかと協定を結ぶということにはなりませんので、全道的な流れといいたいでしょうか、そういったことになるのだと思いますが、現実的には、やはりこれは非公式な話して道の関係者などとも話しをした際には、やはり病院の事務がものすごく複雑になる。その人その人でもって、月ごとの支払額を管理していかなければならない。場合によっては、今日はお金ないから払わないわという人もいらっしゃるわけですね。ですから、債務の額は確定していても、実際に払ったお金を確定するとすると、またもう一個会計のシステムが必要になるとかいろいろあって、病院の側との調整がつけば、ご理解をいただければ、その場合にはまた手数料とかってお話になるとしたら、また大変な話しなわけですが、できないことではないと思います。

○委員長（伊東昭雄） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 非常に難しいなというふうに思うのですよね。新潟の場合も、やはり今おっしゃられたように、一つの医療機関にかかった場合はという条件がやっぱりあるのですよね。その辺はおっしゃられるとおりに、複数の病院にかかった場合の方法だとか、それは非常に厳しいのかなというふうに思いますね。

いずれにしても、いろいろ研究して、ぜひ患者さんが行きやすいように、研究をしていただきたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 答弁いるのですか。

そのほかにご質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、老人保健特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 議案第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

62ページ、63ページをお開きください。

歳入歳出の款項の区分は、第1表歳入歳出予算額のとおりであります。予算総額は、それぞれ11億2,724万6,000円で、前年度に対しまして5,711万2,000円、5.3%の増となっております。

歳入歳出事項別明細について、ご説明申し上げます。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

83ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,971万6,000円。

本目は職員2名分の人件費のほか、介護保険の一般的な経費でございます。前年比782万2,000円の減であります。職員1名が主な減の理由であります。

85ページであります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算減額46万8,000円であります。

本目は介護保険料の賦課徴収にかかわります経費でございます。

3項介護認定審査会、1目東十勝介護認定審査会費、予算額1,605万6,000円であります。

本目は介護認定審査会の委員にかかわります報酬、費用弁償費など、認定審査会の運営に要する費用をはじめ、審査会を担当いたします職員1名の人件費と、臨時職員1名の賃金などが経費で

ございます。東部4町で共同設置しておりますことから、3町からの負担金を均等割及び人口割にて計上をしているところでございます。

87 ページであります。

2目認定調査等費、予算額856万8,000円。

本目は認定審査会に諮る前の作業に要する経費でございます。主に認定審査会に申請されました被保健者の主治医の意見書の作成等にかかわります経費でございます。

88 ページであります。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、予算額37万7,000円であります。

本目は介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進管理及び次期計画策定に関しまして、調査及び審査をいただきます介護保険運営等協議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

90 ページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、この項に計上しております1目居宅介護サービス給付費から5目の居宅介護サービス計画給付費まで、要介護認定におきましては、要介護1から5まで認定されました、いわゆる要介護者にかかわります保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、予算額3億6,060万円。

本目はホームヘルプ、訪問看護、デイサービス、ショートステイ、痴呆対応型共同生活介護、これら12種類の在宅のサービスに係る保険給付費を計上してございます。

2目施設介護サービス給付費、予算額6億3,580万5,000円であります。

特養、老健、療養型病床群に入院しておられます被保険者の介護サービスにかかわる保険給付費を計上してございます。

3目居宅介護福祉用具購入費、予算額200万円であります。

入浴または排泄の用具に供する福祉用具などの購入にかかわる保険給付費を計上してございます。

91 ページでございます。

4目居宅介護住宅改修費、予算額390万円。

手すりの取り付け、床の段差の解消など、住宅改修にかかわる保険給付費を計上してございます。

5目居宅介護サービス計画給付費、予算額2,988万6,000円。

ケアプランの作成にかかる保険給付費を計上してございます。

2項支援サービス等諸費、この項に計上しております1目居宅支援サービス給付費から4目居宅支援サービス計画給付費までは、要介護認定におきまして、要支援2に認定されました、いわゆる要支援者にかかわります保険給付費であります。

1目居宅支援サービス給付費、予算額3,000万円。

先ほど居宅介護サービス給付費のところの説明いたしました12種類の居宅サービスから痴呆対応型共同生活介護を除いた11種類の介護サービスにかかわる保険給付費を計上しております。

2目居宅支援福祉用具購入費、予算額50万円あります。

福祉用具の購入に係る保険給付費を計上してございます。

92 ページであります。

3目居宅支援住宅改修費、予算額110万円あります。

住宅改修に係る保険給付費であります。

4目居宅支援サービス計画給付費、予算額924万円。

これはケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額153万9,000円あります。

介護報酬の審査とその支払いに関する手数料を計上してございます。

次ページであります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算額 609 万 3,000 円。

利用者の 1 割の定率負担が著しく高額になった場合に、費用負担に与える影響を考慮し、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者に支給する高額介護サービス費を計上してあります。

2 目高額居宅支援サービス費、予算額 2 万 5,000 円。

同様に、要支援者に対しての高額居宅支援サービスを計上してございます。

5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算額 20 万円。

市町村独自の給付として、入浴補助用具の購入を計上してございます。

94 ページであります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算額 107 万 1,000 円。

財政安定化基金拠出金は、保険料収納率の低下、介護給付費の増加によって赤字となる場合に貸付や交付を行うため、国、都道府県、市町村の負担により、都道府県に設置されるものです。これは負担分として、15 年から 17 年までの標準給付費の総額の 0.1% を 3 年間に分割して拠出するものであります。

95 ページであります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、予算額 1,000 円。

これは介護給付費準備基金から生じます利子等を、基金条例の規定に基づきまして積み立てるものでございます。

96 ページであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 10 万円。

2 目償還金、予算額 1,000 円。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

66 ページであります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、予算額 1 億 8,178 万 1,000 円。

これは第 1 号被保険者 5,247 名、これは見込みであります。これらから徴収する現年度分 1 億 8,078 万 1,000 円と滞納繰越分 100 万円でございます。平成 15 年度から平成 17 年度までの第 1 号被保険者の保険料基準月額額は 2,950 円であります。

67 ページであります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額 777 万 5,000 円であります。

これは東十勝介護認定審査会にかかわります東部 3 町から共同設置負担金でございます。

68 ページであります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であります。

69 ページであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、予算額 2 億 1,613 万 9,000 円あります。

これは国が負担することとされております介護給付費の定率 20% を計上したものであります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 5,922 万 2,000 円。

本目は市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されます調整交付金を計上しております。

71 ページであります。

これは予算額廃目ではありますが、これは昨年度まで要介護認定を要する事務に 2 分の 1 を、事務費交付金として国から交付されたものであります。これは国の三位一体での改革の一環で、今年度

から廃止となったものでございます。

72 ページであります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、予算額 3 億 4,582 万 1,000 円であります。

これは 40 歳から 64 歳までの、いわゆる第 2 号被保険者の負担分であります。幕別町の介護給付費の 32%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

74 ページであります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、予算額 1 億 3,508 万 7,000 円であります。これは北海道が負担するとされております介護給付費の定率分 12.5%分であります。

76 ページであります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円であります。

次ページであります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 7,238 万 5,000 円。

1 節介護給付費繰入金 1 億 3,508 万 6,000 円は、介護給付費の定率 12.5%の一般会計の負担分でございます。

78 ページであります。

2 節職員給与費繰入金、2,157 万 1,000 円あります。一般管理費に計上しております職員 2 名分の人件費、それと東十勝介護認定審査会に計上しております審査会を担当する職員 1 名分の人件費、それから東十勝 3 町分の負担金をそれぞれ計上してございます。

3 節事務費繰入金 1,061 万 4,000 円は、東十勝介護認定審査会及び認定調査等に充当いたします事務費でございます。

4 節その他繰入金 511 万 4,000 円は、その他の一般会計で負担するべき経費でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算額 892 万 7,000 円。

これは 3 年間の財政調整のため造成いたしました、介護給付費準備基金から保険給付費の不足する見込額を取り崩すものでございます。

80 ページであります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万 1,000 円あります。

81 ページであります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、予算額 1,000 円あります。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算額 1,000 円あります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算額 1,000 円あります。

82 ページであります。

2 目第三者納付金、予算額 1,000 円あります。

3 目返納金、予算額 1,000 円あります。

4 目雑入、予算額 1,000 円あります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） ページ数で 66 ページ。1 款保険料の 1 目、第 1 号被験者保険料についてお尋ねをいたします。

予算額、昨年と比べまして、659 万円増額ということで提示されております。これは、加入者が増えているというのが第 1 要因かとは思いますが、保険料は昨年 4 月ですか、83 円引き下げられ

まして2,950円、今、ご説明ありましたが、これを基準額として徴収されていると思います。

そこで、それぞれ2,950円というのは基準額でありまして、5段階に分かれて徴収をなされていると思います。その段階別の人数、今、お年寄りの方、5,100人を超えているということですが、それぞれ段階別に何人の方がいらっしゃって負担をされているのかということが一つです。

それと、この介護保険の保険料が、負担が重すぎるということは、ずっとお年寄りの収入に対してお話ししてきたところなのですが、税に基づいて区分されておりますよね。このところ、お年寄りの税改正といいますか、そういう背景もあろうかと思えます。そのことが負担増につながってきていないか。この点も伺います。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、第1号被保険者の平成16年度の保険料の関係でございますけれども、今回、見込みということで、3年トータルの中で16年度も決めてございますけれども、全体では、先ほども言いましたように、5,247人の方がいらっしゃいますけれども、そのうち、第1段階から第5段階まで分かれるわけですが、それぞれで申しますと、第1段階が66人、それから第2段階が1,994人、第3段階が1,981人、第4段階が743人、第5段階が463人という状況になってございます。合わせて5,247名でございます。

あと、負担のことにつきましては、それぞれの第1段階につきましては生保世帯、あるいは第2、第3段階に上がるにつきましては、町民税の所得の段階によってということでございますけれども、第2段階につきましては、住民税の非課税世帯。さらには、第3段階につきましては、住民税の非課税世帯でありつつも、本人が非課税というような状況でありますし、第4段階は、住民税が課税されていて、かつその所得が200万円未満と。第5段階につきましてはそれ以上の方という内訳になってございます。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 税制度の変更が、基盤となるのが、税を納めているかいらないか、あるいはいくらかというようなことになってくると思いますので、今、ずっと昨年からの年金に対する課税は別ですね、住民税ですから、住民税が今年度はたぶん人口5万以下の自治体も引き上げになりますね。

そういうようなことも含めて、お年寄りの方の生活実態は大変厳しくなっていると思うのですが、今、そういう税の改正であるとか、区分において、それらの改正が影響を与えてこないのかどうかということもお尋ねしたかったのです。なかったらいいのですけれども。

それで、今、お答えいただきましたが、ご説明いただいたように、第1段階から第3段階までは、家族のことは別にして基本的にはご本人が非課税の方たちなのですよ。非課税の方たちが、ここで言えば、4,000人ぐらいになるのでしょうか。全体の5,247人ですか、圧倒的にそういう収入状況の人に基準額2,950円ということですから、幕別町は保険料の改正の段階におきましては、その辺の考慮があったと思うのですが、83円の引き下げが行われたにもかかわらず、なお、その負担の実態というのは、今の数字を見ても非常に大きいと思うのですよね。

それで、いつも予算のときに申し上げてきたのですが、やはりもっと減免の制度が必要ではないかということをお話ししてきましたら、国の制度であって制度に馴染まない、一律その所得だけでは馴染まないというようなお答えでずっと実施されなかったのですけれども、ここに来て、年金の平均受給額が4万8,000円というような数字もどんどん出されて、医療費の負担も増えているという中で、全国的には保険料に対する減免制度、馴染まないとしながらも踏み切るところが増えだしているという状況と押さえています。

6割を超える自治体で実施というふうな状況を受け止めると、今後においては考える必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、もう1点、この保険料の問題ではないのですが、実は、介護保険制度を基盤にして、障害者の税の控除というのが実施されるようになりまして、幕別の町民も昨年は6名の方が受けられ

たというふうに聞いています。この実施にあたりましては、確か昨年この機会だったでしょうか、税の制度であり、各自治体のバラつきも生じるということも望むことではないというようなことも踏まえられて、うちの町としては東部4町で、一応、私は統一基準というふうに受け止めたのですが、そのような考えを持って臨みたいというような答弁だったかと思うのです。その基準はどのように設けられたのか、伺いたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 最初に、先ほども答弁させていただきましたけども、今回的人数の5,247人の中でということで、所得段階のお話をさせていただきました。そのうちの第3段階の方、すなわち月額2,950円の方につきましては、1,981人という見込みで計画を立てさせていただいております。

ですから、第1、第2、第3段階合わせますと、4,000人近くということにはなりません。

なお、昨年も実は所得段階の設定にあたりましては、5段階ではなくて、6段階の考慮をされたのかというご質問ありましたけれども、介護保険の運営協議会の中でもそのことは一定程度の整理はさせていただきました。

結論といたしましては、その時点での第1、第2段階の所得段階の方がおよそ2,000人いるということで、それらを引き下げますと、その分、結果的には第4、第5段階に負担をしてもらわざるを得ないと、そういう状況になるということで、その方が1,000人ぐらいしかいないということになりますと、やはり2,000人を下げた分を今度1,000人でカバーするということがございます。

それから、15年度におきましては、所得段階の4段階の方が、それまでは所得が250万円以下の方が第4段階でありましたけれども、15年度からは200万円を超えた場合ということで、ランクアップされたということで、見直しされますと特にその方がさらにアップするというようなことがありまして、その辺は今回の第2期の計画の中で、第6段階にすることはちょっと難しいのではないかと一定程度の整理をされたわけでございます。

なお、国におかれましては、次期に制度の見直しの中で、そういういろいろなこれまでの介護保険制度の問題の洗い出しをしておりますし、先般、北海道におかれましても、各町村からのいろいろな要望を聞き取りまして、要望事項としてまとめた中にも、そういう個々具体的には書いてございませんけれども、そういう所得のあり方、あるいは負担のあり方についても見直してほしいという要望を取りまとめて、国の方に出すということは聞いてございます。

あと、障害者控除についてでございますけれども、昨年、東部4町ということで、共同して要項を取りまとめさせていただきました。昨年申し上げましたけれども、やはり税に関するところでございますので、やはり公平性、それと認定に対する透明性と、これは非常に大事だろうということで、東部4町の担当の中では意見が一致したところでございます。

それで、例えば、結果的には身体障害者、あるいは知的障害者に準ずるもの、さらには寝たきり老人の認定の仕方ということをどう考えるかということで、その辺を詰めたわけでございます。

結果的にはやはり直接専門的な知識を有さないといったら変なのですけれども、やはり医学的な知識を有する専門の医師、あるいはそういう更正相談所といいたらいかがでしょうか、そういう身体障害者を認定する、判定する先生方のそういう判定書、あるいは診断書なりというものがやっぱり必要だろうと。それがやはり第三者から見ても公平ではないかということで、基本的には医師の診断書、あるいは身体障害者、あるいは知的障害者の手帳の交付の際に、必要な書類から判定できるものというようなことで、かなり厳密にさせていただいたところであります。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 保険料につきましては、制度そのものが3年ごとに見直されるということがありますので、今の2,950円の基本額の状況は、昨年の4月からですから、本年度と来年度ということに続いていくこととなりますね。

それで、いろんな新しい制度だけに、実施の状況をつぶさに制度をつくった国に上げて、そして対策を講ずるということを求めていくということは、私は、これは大前提であり、幕別の現状をつぶさに伝えていただきたいというふうに思いますが、もう一つは、これからまた、今年度入れて2年間この状況続くわけですから、改正されるまでには町民の実態は変わらない。それどころか、お年寄りにとってはますます厳しい状況、今度の税の改正は、一般の国民にとっても厳しいものがありますけれども、特にお年寄りにとっては高齢者の基本額の控除というのが削られたり、もちろん医療の負担もありますが、本当に重たい負担なのですよね。

だからそういうことを考えるならば、やっぱりこの2年間の中でのそういうお年寄りの困難を解決させるための、やっぱり独自の手だてというのは必要だというふうに思うのですが、どうでしょうか。

それと、障害者控除の方なのですが、お尋ねしたのは、先ほど国保のことでもありましたけれども、自治体関係を見ますと少ないのですよね。池田町からも比べても半分以下というようなことありまして、それで、人口からいったら多いのが普通なのというふうに思っておりまして、その辺の、一つには周知の問題があるのかなと。もう一つは、そういうふうにしながらも、受付の段階での、どのぐらい申請あったかわかりませんが、申請された方が全員可能だったかどうかということもありますけれども、そういうような問題はなかったのかどうか。窓口の対応は適切だったのかどうかということも。

といいますのは、実は、今、税の確定の時期なものですから、この制度を利用しようと思って連絡をしたら、同じ介護1なら1なのだけれど、去年はオーケーだったけど今年もうダメなのだというようなことを、入り口ではじめから言われたということも聞いているのですよね。そうなるべくと、やっぱりもっときちっと明確にした基準と住民に対する周知徹底、そういうようなことがもっともっと担当課としては行っていたことが、町民の不利益を被らないということにつながるのではないかと思います、この点ではいかがでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 最初に、保険料の減免の関係でございます。

私も手元には道内の状況ということでしかちょっと捉えございませんけれども、平成14年の4月1日現在では、道内で84の市町村が減免をしているという情報は揃ってございます。

平成15年4月1日現在では、3町村増えて、道内で87という状況にあります。

ですから、平成13年度から調査しておりますけれども、最近におかれましては、利用料を減免する町村が頭打ちとまではいいませんが、やや伸び率は低下してきているのかなと。とはいえ、全国的な中では、確か北海道が非常に大きな利用料減免している町村があるのかなというふうには思っておりました。

それから、そういうことで、この制度の中で、私どもも、第1号被保険者の負担、あるいは国、道、町の負担が制度の中で定められておりますし、さらには減免につきましては、高額介護の給付ですとか、あるいは所得段階ごとに設定しているということでもございまして、従来から申し上げているとおりでございますけれども、そういう制度の中で考えさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

なお、障害者控除につきましては、どことは言いませんが、ある町では要介護度の状況の中で、例えば、要介護5の場合については認定をすとかという話も聞いたことがございますけれども、私どもも東部4町の中で、その問題も含めて検討したときに、そうにはならないのではないのかということも検討の中でさせていただきました。

と申しますのは、例えば、病院から退院されて間もない方というのは、認定されますと比較的高い、例えば4とか5につくケースがままあります。とはいえ、その後の自宅療養、もちろん病院でも軽減はされますけれども、自宅療養されて、いろいろなりハビリを受けた中で、例えば、半年後に

は4から3、3から2ということで軽減される場合も決して少なくないというような状況でございますので、普通、障害者でいいますと、例えば、特別身体障害者の1級とかっていいますと、その状態が固定されたということで、専門先生が判定されて1級相当に該当するだろうというお墨付きといったら変なのですが、判定書があって、そういう書類をつけて申請するというところから、必ずしも要介護状況が高いからといってイコールになるのかという疑問があるなというところでも、東部4町の中では話し合った経緯がございます。以上でございます。

○委員長（伊東昭雄） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私は、保険料については、ここはずっとすれ違うところではありますが、昨今の状況でぜひきちっとした町独自の手立てが必要だというふうに思います。

それで、障害者控除の方なのですけれども、障害者の手帳と違うと。確定とは違うというのはその通りだと思います。ただ、確定申告のときに、控除を受けるために使うという、そこだけなのですよね。確定申告というのは毎年するわけですよ。ですから、そのときの状況。介護の状況によって、介護の認定なんていうのは当然何らかの、本来は自立で生きられる者、自分で生きるのだけれども、何らかのものが必要とする状況があるよということで判断されているのが、介護度だと思っております。

ですから、他町村がそういう制度を利用しているということも、決して不公平とかっていうことでは私はないと思うのです。私は退院してまもなく云々とかっているような話がありましたけれども、1年1年、1回やったらそれがずっと通用するというのではなくて、1年1年のことでありますから、そのときの介護の定められている認定の状況をまずは基準として、そして町民に不利益が被らない形での対応というのが、大前提だと思いますが、いかがですか。

○委員長（伊東昭雄） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） この問題につきましては、確かに介護度でどうのこうのという話がございますけれども、現実の所得税の障害者控除を受けるための介護制度ではないわけでありまして、あくまでも寝たきりの状態のときには判断ができるとか、そういう状態の中での介護の運用でありますから、その中で、一定の基準、あくまでも税の控除を受ける中で公平を保てる範囲内の判断ができるということが、どこから見られても、例えば、間違いのないねということであれば、判断材料としてできる部分を証明したいと。それを努力しているところでありまして、過去、いろんなことで公平性を保てるのかどうかという問題もないわけではありませんから、その辺のもう少し見極めて、本当に今現状で、介護も一定の時期でありますから、これから完全な安定期だとかいろんなことでも状況変わってくるのかなと。例えば、安定期に入ってくると、逆に言えば、所得税の控除対象に逆に使いなさいよという時期が来るのかなということも、ちょっとわかりませんが、そういうこともあるかもしれませんので、時期をもう少しみたいなという気もいたしております。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時35分まで休憩をいたします。

（15：20 休憩）

（15：35 再開）

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

103 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,438万3,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、104ページ、105ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、106ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

106ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度の借入予定額といたしましては、旧糠内簡水配水管布設替事業の600万円と、新和簡水配水管布設替事業の600万円であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に、115ページの歳出にまいります。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は1億1,428万3,000円あります。

本目は簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。次に、117ページにまいりまして、13節の委託料、細節11は、新和簡水水道の新浄水場で、4月より稼働いたします膜処理施設の設備点検管理に要する費用で、細節12は、新和・大豊・旧糠内の各施設の運転状況監視業務に係る委託であります。118ページにまいりまして、15節細節2は、幕別簡水関係で道道幕別大樹線横断配水管の新設工事。細節3は、旧明倫水源高圧設備と新和簡水取水ポンプ取替工事。細節4は、新和簡水の帯広土木現業所関連工事の配水管移設工事であります。

119ページであります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円あります。

次に、歳入についてであります。

109ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、本年度予算額は721万6,000円あります。細節2は、道路工事に伴います水道管移設工事の負担金であります。

110ページにいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、予算額3,777万4,000円あります。

本目は駒島ほか4地区にかかります水道の使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

111ページにいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額5,699万2,000円で、一般会計からの繰入金であります。

112ページにいきまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、10万円あります。

113ページ、5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額30万円で、これは前年度の精算還付金であります。

次に、114ページ。

6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額1,200万円あります。

これは、第2表で説明いたしました工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 質疑がないようでございますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(三井 巖) 議案第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算について、ご説明をいたします。

126ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億7,705万9,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、127ページ、128ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、129ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では、一時借入金の借入れの最高額を7億円と定めるものであります。

129ページをお開きください。

第2表地方債であります。

本年度の借入予定といたしましては、公共下水道建設事業では、補助事業として3億280万円、単独事業として1億630万円、合わせまして4億910万円であります。流域下水道建設事業としては、建設事業負担分2,220万円を予定しております。また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間、後年次に繰り延べする起債であります。今年度は元金分で3億2,000万円、利子分で8,800万円であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

139ページの歳出の方にまいります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は6,956万1,000円であります。

本目は下水道施設の管理費経費と複合事務組合の各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。次に141ページをお開きください。21節につきましては、水洗便所の改造資金として貸付するものであります。

次に、142ページであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は10億3,593万7,000円あります。

本目は下水道事業に係ります担当職員4名分の人件費と、工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。143ページにまいりまして、13節の細節6は、雨水排水施設の整備に係る調査設計でありまして、細節7につきましては、流域関連公共下水道の処理区域拡大に伴います認可区域変更業務委託であります。144ページにいきまして、15節の細節1は、北栄地区区画整理事業に伴います污水管新設工事ほか3件、細節2は、北栄地区区画整理事業やメン川の捌口工事、さらには道道幕別大樹線の立体交差事業関連工事を含め7本の雨水管の新設工事、細節3は、幕別浄化センターの機器の更新工事であります。19節負担金及び交付金、細節4は、道道幕別大樹線の立体交差事業に伴いますJR根室線横断部のJR施工分としてのJRに対する負担金であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は6,330万3,000円あります。

本目は幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であります。年間処理量は62万4,000トンを予定しております。

次に、146ページであります。

2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額1,323万4,000円あります。

本目は札幌処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するための中継ポンプ場の維持管理経費であります。年間圧送量につきましては148万9,000トンを予定しております。

3目管渠維持管理費、本年度予算額1,087万3,000円であります。

本目はすでに整備をいたしました污水管渠11万7,546m、マンホール2,172カ所、污水枡7,345カ所の維持管理経費であります。

148ページにいきまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額5億2,852万2,000円あります。

2目利子、予算額3億5,552万8,000円あります。

これは起債償還の利子及び一時借入金利子であります。

3目公債諸費、予算額1,000円あります。

149ページにまいりまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入についてであります。

132ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額438万7,000円あります。これは公共下水道の受益者負担金であります。

133ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額2億1,736万9,000円あります。

これは幕別・札幌両処理区にかかわります使用料であります。

次に、134ページであります。

3款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費補助金、予算額3億3,650万円あります。

下水道建設事業費に対します国庫補助金であります。

次に、135ページにまいりまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額4億5,370万2,000円あります。

一般会計繰入金であります。

次に、136ページであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

次に、137ページ。

6款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額1,000万1,000円で、これは、水洗化改造等貸付金の元金収入と利子収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額500万円で、これは精算による還付金であります。

3項雑入、1目雑入、予算額2億1,070万円で、下水道施設の移設補償費であります。

次に、138ページにいきまして、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債と2目の資本費平準化債につきましては、先ほど第2表の地方債でご説明を申し上げました起債の関係であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようでございますので、公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 156ページをお開き願います。

平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ391万9,000円と定めるものであります。

また、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、157 ページ、158 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりとするものであります。

それでははじめに、歳出からご説明いたします。

163 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 381 万 9,000 円。

23 節の起債償還利子で、平成 11 年度に札内 9 号南通街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借り入れをしました公共用地先行取得債の起債償還利子であります。また、据え置き期間中がございますので、利子のみの償還となっております。

164 ページ。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 10 万円。

予備費であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入であります、161 ページをご覧ください。

161 ページ、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、381 万 9,000 円

起債償還利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

162 ページ。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10 万円。

繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようでございますので、公共用地取得特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 16 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第 8 号、平成 16 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

166 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 5,397 万 5,000 円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、167 ページ、168 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、169 ページの第 2 表地方債のとおりであります。

第 3 条では、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円と定めるものであります。

169 ページをお開きください。

第 2 表地方債であります。

本年度の借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として、30 基分 7,570 万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりであります。

178 ページの歳出にまいります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 517 万 4,000 円であります。

本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。21 節につきましては、水洗便所の改造資金として、1 件 50 万円を限度として貸し付けするものであります。

179 ページ、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、予算額 9,900 万円であります。本目は本年度設置を予定しております 30 基分の建設経費であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、予算額は 2,931 万 9,000 円であります。本目は今年度建設分も含め、359 基分の維持管理経費であります。

次に、181 ページ、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算額 698 万 6,000 円で、起債の償還元金であります。

2 目利子、予算額 1,339 万 6,000 円で、起債償還利子及び一時借入金の利子であります。

182 ページ、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は 10 万円であります。

次に、172 ページの歳入についてであります。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、予算額 492 万 9,000 円あります。これは 30 基分の受益者分担金であります。

173 ページにいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目排水処理施設使用料、予算額 1,353 万 9,000 円あります。

これは、本年度実施分を含めました 358 基分の使用料であります。

次に、174 ページにいきまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 5,270 万 6,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、175 ページにまいりまして、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

次に、176 ページにいきまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、予算額 400 万 1,000 円で、貸付金の元金収入と利子収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、予算額 300 万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

次に、177 ページにまいりまして、6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、予算額 7,570 万円で、これは 30 基分の建設に対します起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようでございますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第 9 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

184 ページをお開きください。

はじめに、業務の予定量でありますけれども、給水人口 7,800 戸。年間総給水量は 240 万トン。

1 日平均給水量は 6,575 トンであります。

主要な建設改良事業は、配水管布設整備事業と第 3 次拡張事業であります。

次に、3 条予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第 1 款事業収益は 4 億 7,849 万 6,000 円あります。支出の第 1 款事業費は 6 億 3,803 万 5,000 円あります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入の第 1 款資本的収入は、3 億 7,322 万 6,000 円あります。185 ページになりますが、支出でありますけれども、第 1 款資本的支出は 5 億 5,052 万 4,000 円あります。

184 ページに戻りまして、第 4 条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 7,729 万

8,000円は、当年度損益勘定留保資金1億7,729万8,000円で補てんするものであります。

185ページにいきまして、次に、第5条の企業債でありますけれども、起債の目的及び限度額につきましても、配水管布設整備事業にあつては1億4,320万円、第3次拡張事業は4,480万円であります。

次に、第6条の一時借入金でありますけれども、限度額を2億円と定めるものであります。

次に、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますけれども、職員給与費4,547万4,000円であります。

次に、第8条のたな卸資産の購入限度額は、602万1,000円と定めるものであります。

次に、214ページをお開きください。

平成15年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書でありますけれども、営業利益がマイナス1,089万9,000円。営業外利益がマイナスの4,707万2,000円となり、当年度純損益は5,797万1,000円となり、前年度繰越欠損金2億8,706万6,000円を加え、当年度未処理欠損金は3億4,503万7,000円となる見込みであります。

次に、210ページをお開きください。

平成16年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表でありますけれども、211ページの5であります。余剰金(3)欠損金の繰越欠損金3億4,503万7,000円で、平成16年度の欠損金の見込額は1億7,138万8,000円となり、欠損金の累計額は5億1,642万5,000円となる見込みであります。

平成16年度において、1億7,138万8,000円の純損失が生じることとなった主な要因は、国の高料金対策繰出基準が毎年改定されており、現時点では、該当するかどうかは不透明でありますことから、一般会計からの繰り入れを計上していないことと、さらには十勝中部広域水道事業団責任水量の拡大に伴います受水費の増と帯広市への譲渡代金の支払いによるものであります。

次に、188ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予定額2億2,224万円で、本目は職員1名分の人件費と浄水場の維持管理経費並びに企業団からの受水費等が主な経費であります。

190ページにまいりまして、28節負担金であります。28節負担金にありますが、28節負担金の2、施設利用拡大負担金につきましても、帯広市より譲り受けます責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算に要する費用で、29節の受水費は、広域企業団からの受水費用でありまして、基本料金につきましても、1トン当たり1万2,000円で、16年度より増量いたしました責任水量4,000トンを含む1万300トン分。重量料金につきましても、1トン当たり42円で、1日1,850トンの366日分であります。

2目配水及び給水費、予定額は2,328万円であります。本目は職員1名分の人件費と、配水及び給水に係る経費でありまして、主なものといたしましては、192ページにまいりまして、13節委託料は水道台帳修正業務が主なものであります。16節の修繕費は、配水管漏水修理などが主なものであります。

次に、193ページにいきまして、5目総係費、3,588万5,000円あります。本目は職員3名分の人件費と事務管理経費であります。

次に、196ページ。

6目減価償却費、予定額は2億2,769万9,000円あります。

本目は有形無形の減価償却費にかかわる経費であります。

7目資産減耗費、予定額は3,417万2,000円あります。

本目は構築物等機械及び装置に係る除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、予定額は8,655万9,000円あります。

本目は企業債利息及び一時借入金利息であります。

次に、197 ページ。

3 目消費税、予定額は 800 万円であります。

本目は消費税の負担分より預かり分の方が多くなりましたことから、支払うものであります。

5 目雑支出、予定額は 10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、予定額は 10 万円であります。

次に、前に戻りまして、186 ページをお開きください。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額は 4 億 4,956 万 6,000 円であり
ます。本目は給水戸数 7,800 戸に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益、予定額 940 万 3,000 円は、新設用の量水器売却収益及び加入者負担金等
であります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予定額は 1 万円で、預金利息であります。

次に、187 ページ。

7 目雑収益、予定額は 1,951 万 7,000 円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかわります
受託収入であります。

次に、200 ページをお開きください。

資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予定額は 2 億 4,220 万円であり
ます。

本目は配水管布設等に係ります委託料及び工事請負費であります。主なものといたしましては、
26 節の工事請負費であります。若草 7 号道路、千住 15 号道路の配水管布設と、道道幕別帯広芽室
線及び道道幕別大樹線の立体交差事業に伴う布設替工事であります。また、水道管の移設工事につ
きましては、下水道関連工事の 5 件であります。28 節負担金は、道道幕別大樹線の立体交差事業に
伴う JR に対する工事負担金であります。

2 目営業設備費、予定額は 4,134 万 7,000 円であります。

本目は検定満了量水器取り替え等に係る費用であります。

次に、201 ページであります。

20 目第 3 次拡張事業費、予定額は 1 億 3,987 万 1,000 円であります。

本目は十勝中部広域水道企業団からの全量受水に伴う関連施設の整備に係る費用で、職員 1 名分
の件費と、202 ページの 13 節委託料は、配水管と配水池の調査設計委託。26 節工事請負費は既存
の配水池から札内方向へ 1.1 キロ程度の配水管布設が主なものであります。

次に、4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、予定額は 1 億 2,710 万 6,000 円であります。

企業債に係ります元金償還金であります。

次に、198 ページをお開きください。

資本的収入であります。

1 管資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、予定額 1 億 8,800 万円でありまして、配水管布設と
第 3 次拡張事業に伴う企業債であります。

3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金、予定額 4,486 万 3,000 円あります。

第 3 次拡張事業分として、一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金、予定額は 4,486 万 3,000 円あります。

同じく第 3 次拡張事業の国庫補助金であります。

6 項負担金、1 目負担金は、予定額 9,550 万円あります。

次に、199 ページにいきまして、56 節の工事負担金は下水道工事などに伴います水道管移設工事
負担金であります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 201 ページ、第3次拡張工事のところなのですが、事業団から全面供給というふうに切り替えられて、それに伴う工事を進められていくということでもありますね。

それで、これまでは、猿別と一部事業団ということで2カ所から供給を受けていたと。こういう1本化することの意義は説明を受けていたところですが、最近多い災害などに備えて、一つになった場合の水の流れが止まってしまう。ライフラインが止まるというようなことが、今、あちこちで問題になって研究されているのですけれども、幕別の工事は1カ所から流れてくるわけですが、そういう災害が生じたときにことも考えて、本管と枝線があるのかどうかわかりませんが、そういう工事になっているのかどうか伺います。

それと、前後しますけれども、197 ページで、この3款消費税のところ、負担より預かりが多くなったとおっしゃられたと思うのです、確か説明がね。そういう現象というのはちょっと、税でするので、預かりが多くなるということがどういうことなのか見えないのですけれども、もう少し説明していただけますか。

それと、190 ページのところ、帯広からの受水トン数のところが、1日1,850トンの336日と言われたと思うのですけれども、これは軽減の何が、1年365日なののですけれども、何かの根拠があって日にちが変わるのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 水道課長。

○水道課長（前川満博） はじめに、第3次拡張事業に対しての工事内容ということなのですが、今まで、今、中橋委員がおっしゃりましたとおり、企業団とそれから猿別の浄水場、2本の系統からきております。今度、企業団受水1本に切り替えますと、企業団からの送水だけということになります。

それで、今、私たちが考えておりますのは、企業団から配水池にくる、この間については送水管についてはまず1本と。そこで配水池へ入れていただくと。そしてその配水池から今度、既存の今ある本管の方につなぐ管につきましては、幕別専用の本管、それと札内地区専用の本管、2系統に今しようというふうに考えております。

今はご存じのように災害がありますと、当然パイプラインやられるということで、肝心の送水管もそうですけれども、それよりももっと細かい管、各戸へまわっている配水管、それらも結構痛むということで、送水管が無事でも配水管が壊れると地区ごとには水の供給ができないという部分も出てきますので、そこら辺、どこまで配水管を増やせばいいのかというのはなかなか難しいところであると思いますけれども、今回、十勝沖地震のときにありましたように、何か災害があったときには、その町一つではなくて、ほかの余裕のある町といいますか、近くの町からいろんな面で協力するというような体制ができております。

その取りまとめをする、道東地区でいきますと釧路に本部があって、そこが取りまとめをして手配をするというような、水道協会の方でそういう手配をするというような体制もとっておりますので、今回の場合は、私たちの方で池田町だとか豊頃町にタンク車、それをお貸しするだとか、そういう面で互いに困ったときには連絡し合うという体制をとっておりますので、何かのときにはそのような形の中で対処していきたいなというふうに思っております。

それから消費税についてなのですが、この払った消費税、いただく消費税、この場合は払う消費税というのは工事関係で、水道事業で払う消費税、それからいただく消費税というのは、使用料等でいただく消費税、この関係で事業の内容によってどちらが多いか少ないかという形になりまして、もしいただいた消費税の方が多いたとかなどかそのようなときにやると。

これは一遍に 400 万円以上の消費税を支払うような場合は、途中で年 3 回ぐらいに分けて支払うことができるというようなシステムがとられております。前年度分の消費税に対してということになります。

それと、先ほど日にちのことなのですけども、申し訳ありません、今年は 365 日です。

○委員長（伊東昭雄） 水道部長。

○水道部長（三井 巖） 災害のときにラインが止まったときにどうかというご質問だったと思いますけれども、通常、配水池の今の考え方、これから整備するものも含めてですけれども、広域水道からもらった場合に、1 本になったときに、配水池では 12 時間程度は今の状況で、皆さんが通常の使い方と同じような使い方と使えるような設計として考えております。それ以上のことはちょっと今のところ申し上げられませんが、対応力としてはその程度持てるのではないかというような考え方で進んでおります。

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって、全会計の質疑を終了させていただきます。

[採決]

○委員長（伊東昭雄） 次に、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 1 号、平成 16 年度幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○委員長（伊東昭雄） 起立多数であります。

したがって、平成 16 年度幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 2 号、平成 16 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（伊東昭雄） 起立多数であります。

したがって、平成 16 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 3 号、平成 16 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(伊東昭雄) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(伊東昭雄) 起立多数であります。

したがって、平成16年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成16年度幕別町水道事業会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成16年度幕別町各会計予算、議案第1号から議案第9号までの9議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして、一言お礼申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで、各委員におかれましては、終始熱心にご審議いただき心からお礼申し上げます。

また、理事者におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただき、併せてお礼申し上げます。

次第でございます。

不慣れな委員長ではありましたが、皆様のお陰をもちまして、無事終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げる次第でございます。

誠にありがとうございました。

これで委員会を閉会いたします。

(16 : 24 閉会)